

官報

号外 昭和二十七年三月二十五日

○第十三回 参議院會議錄第二十四号(その一)

昭和二十七年三月二十五日(火曜)午前
十時二十五分開議

議事日程 第二十三号

昭和二十七年三月二十五日
午前十時開議

第一 日本国とアメリカ合衆国との間に締結された行政協定の国会承認に関する決議案(樺葉夫君外八名発議)

第二 塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 農林漁業資金通特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 日本輸出銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 私立学校振興会法案(内閣提出、衆議院送付)

第七 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めの件(衆議院送付)

昭和二十七年三月二十五日 参議院會議錄第二十四号(その一) 議長の報告

第八 日本放送協會昭和二十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

第九 岩手県紫石川沿岸の土地改良事業国営に関する請願

第一〇 はつか蒸留技術研究費等助成に関する請願

第一一 警務予備隊の農地買収反對に関する請願

第一二 小地区の土地改良事業費国庫補助に関する請願

第一三 畑地かんがい施設費国庫補助に関する請願

第一四 海岸砂地造林施設等拡充に関する請願

第一五 土地改良事業費国庫補助増額に関する請願

第一六 北陸農業試験場に園芸部、畜産部設置の請願

第二〇 無家畜農家解消に関する請願

第二一 積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法に基づく国庫補助増額等の請願

第二二 労働加配米制度継続に関する請願

第二三 畜業技術指導強化費国庫補助増額に関する請願

第二四 でん粉工業救済に関する請願(二件)

第二五 長崎県丘陵土地改良区の排水改良事業に関する請願

第二六 家畜および畜産物の取引円滑化に関する請願

第二七 当別川上流にかんがい用水ダム等築設の請願

第二八 畜業技術指導強化費国庫補助に関する請願

第三〇 長野県塩崎村田用水取水口施設完備に関する請願

第三一 積雪寒冷單作地帯の土地改良事業面積制限廃止に関する陳情

第三二 昭和二十七年年度民有林造林国庫助成拡充に関する陳情

第三三 国有林野整備臨時措置に関する陳情

第三四 積雪寒冷單作地帯の振興促進予算確保等に関する陳情

第三五 東北農業試験所に水田裏作研究施設設置の陳情

第三六 農業災害補償国庫補助等に関する陳情

第三七 農業改良普及事業に関する陳情

第三八 農林省令第五十八号中一部改正に関する陳情

第三九 森林法中一部改正に関する陳情

第四〇 国立い業指導所設置に関する陳情

第四一 長野県りんご生産農家の被害救済に関する陳情

第四二 積雪寒冷單作地帯の土地改良事業に関する陳情

第四三 農業改良普及事業の強化拡充に関する陳情

第四四 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律中一部改正の陳情

第四五 酪農飼料安定法運営等に関する陳情

第四六 耕地改良事業費国庫補助等に関する陳情

第四七 労働加配米制度廃止反對に関する陳情

昭和二十七年三月三十日
第三種郵便物認可

昭和二十七年三月二十五日 参議院會議録第二十四号(その一) 議長の報告

二八二

決算委員 議院運営委員 同 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 大蔵委員 文部委員 同 同 厚生委員 同 通商産業委員 労働委員 予算委員 決算委員 議院運営委員 同日議院運営委員会において当選した理事は左の通りである。 理事 木村 守江君(木村守江君の補欠) 同日内閣から予備審査のため左の議案が送附された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。 千九百二十七年九月二十六日にジュネーブで署名された外国仲裁判断の執行に関する條約の締結について承認を求めるの件 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案 外国人登録法案 外務委員会に付託 経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よつて議長は即日これを通商産業委員会に付託した。 (神田博君外二十七名提出)	木村 守江君 郡 祐一君 山下 義信君 下條 恭兵君 草葉 隆國君 安井 謙君 藤原 道子君 平岡 市三君 河崎 ナツ君 小松 正雄君 工藤 健男君 山下 義信君 郡 祐一君 木村 守江君 島 清君 同日委員長から左の報告書を提出した。 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案可決報告書 塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案可決報告書 日本専売公社法の一部を改正する法律案可決報告書 農林漁業資金通特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書 同日左の質問主意書を内閣に転送した。 国立東京水産大学の施設についての質問主意書(青山正一君提出) 同日内閣総理大臣宛左の決議を送付した。 教育施設確保に関する決議 同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案 同日本院は、衆議院送附の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案 同日議長において採択することを議決した韓国人らい患者の強制退去に関する請願外二十一件の請願および捕船	同日委員長から左の報告書を提出した。二件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。 同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案 同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。 統計委員会 常任委員 美濃部亮吉君 国家消防庁 管理局長 滝野 好鶴君 入国管理庁 審判調査部長 鈴木 政勝君 同日内閣総理大臣から、統計委員会常任委員美濃部亮吉君外二名(前掲議長承認の通り)を第十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。 去る二十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。 外務委員 金子 洋文君 水産委員 門田 定蔵君 電気通信委員 佐多 忠隆君 建設委員 三輪 貞治君 建設委員 山田 佐一君 同日議長において採択することを議決した韓国人らい患者の強制退去に関する請願外二十一件の請願および捕船	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 外務委員 佐多 忠隆君 水産委員 三輪 貞治君 電気通信委員 金子 洋文君 建設委員 門田 定蔵君 建設委員 山田 佐一君 同日議長において採択することを議決した韓国人らい患者の強制退去に関する請願外二十一件の請願および捕船	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 外務委員 佐多 忠隆君 水産委員 三輪 貞治君 電気通信委員 金子 洋文君 建設委員 門田 定蔵君 建設委員 山田 佐一君 同日議長において採択することを議決した韓国人らい患者の強制退去に関する請願外二十一件の請願および捕船	失業保険法の一部を改正する法律案 労働委員会に付託 国立学校設置法の一部を改正する法律案 文部委員会に付託 千九百四十六年十二月十一日にレーク・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の條約の範圍外の薬品を國際統制の下におく議定書への加入について承認を求めるの件 外務公務員法案 外務委員会に付託 船員保険法の一部を改正する法律案 厚生委員会に付託 同日内閣から予備審査のため左の議案が送附された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。 外務省設置法の一部を改正する法律案 同日委員長から左の報告書を提出した。 放逐法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件議決報告書 私立学校振興会法案可決報告書 同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。 住宅緊急措置命令等の廃止に関する法律案 同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 住宅緊急措置命令等の廃止に関する法律案 連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案
---	---	---	---	---	--

農林省設置法等の一部を改正する法律案

海上保安庁法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送附された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

在外公館の名称及び位置を定める法律案

特定道路整備事業特別会計法案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

道路整備特別措置法案

建設委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

物品税法の一部を改正する法律案

(佐藤重雄君外四十名提出)

大蔵委員会に付託

農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(坂本實君外二十三名提出)

農林委員会に付託

昨二十四日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを決算委員会に付託した。

昭和二十五年一般会計歳入歳出決算、昭和二十五年特別会計歳入歳出決算、昭和二十五年政府関係機関収入支出決算

同日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。

連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案

建設委員会に付託

農林省設置法等の一部を改正する法律案

海上保安庁法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

漁船損害補償法案(松田鐵藏君外十三名提出)

水産委員会に付託

森林火災国営保険法の一部を改正する法律案(小淵光平君外二十二名提出)

森林法等の一部を改正する法律案(平野三郎君外二十三名提出)

農林委員会に付託

住民登録法施行法案(銀治良作君外三名提出)

法務委員会に付託

同日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを厚生委員会に付託した。

優生保護法の一部を改正する法律案(谷口三郎君外九名提出)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送附された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案

通商産業委員会に付託

文部省設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法等の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

当せん金附証票法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

同日委員長から左の報告書を提出した。

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案修正議決報告書

去る二十日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

大蔵大臣官房会計課長

木村 秀弘君

去る二十二日内閣総理大臣から、大蔵大臣官房会計課長木村秀弘君を第十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

○議長(佐藤寅次郎) これより本日の会議を開きます。

この際お諮りいたします。高良とみ君から海外旅行のため会期中、佐多忠隆君及び藤原道子君から同じく三十四日間、工藤操君から病氣のため三十二日間、それら諸君の申出がございまして、いずれも許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。よつていずれも許可することに決定しました。

○議長(佐藤寅次郎) 議員平岡市三君は去る二十日逝去されました。誠に痛惜哀悼の至りに堪えません。

○議長(佐藤寅次郎) 梅原眞隆君から発言を求められました。この際発言を許します。梅原眞隆君、拍手。

(梅原眞隆君登壇、拍手)

○梅原眞隆君 只今議長から御報告になりました通り、議員平岡市三君は、去る三月二十日、日本大学附屬病院に

おいて急逝されました。私も同僚といたしまして、とりわけ私は文部委員長といたしまして、誠に痛惜哀悼の念禁じがたいものがあります。ここに一言、同君の生前を回顧し、哀悼の意を捧げたいと存する次第であります。

平岡君は、明治三十一年静岡県に生れ、大正十二年日本大学商学部を卒業されましたが、翌年母校の命により北米合衆国に留学、ワシントン大学、アリゾナ大学及びサンタマリヤ大学等において経済学を専攻され、マスター・オブ・サイエンス・イン・コンマースの称号を受けられました。帰朝後は、母校日本大学において、或いは教授として、或いは学監として、又は幹事として、一貫後進の教導に専念せられましたが、その学識兼備の温雅な御人格は学園を挙げて敬仰の的とされたのであります。

新憲法の施行せらるるや、同君は郷里静岡県より衆議院に参議院に出馬され、爾来、大蔵政務次官として、又石炭増産協力会委員として、その該博なる学識と、真摯なる熱意とを傾倒し、よく国歩の艱難を支えられたのであります。昭和二十五年再度参議院議員に当選せられまして以後は、終始専ら文部委員として我が国文運の向上発展のため奮闘せられるところ多大なるものがありました。君は又この間、日本会計研究會理事、日本経営学会会員、大昭和製紙、日昭物産同株式会社顧問、日本女子経済短期大学学長、田子ノ浦高等学校校長などの要職にあつて、公務極めて多端なるにもかかわらず、昭和二十二年には「社債の経営学的及び会計学的研究」により経済学博士の学位を得られたほか、その数多くの著書

が物語つております。ことごとく、夜々昭然たることを知らざる学究的態度こそ、君の真骨頂を如実に示すものであります。私どものひそかに景仰してやまないところでありました。今や講和條約もまさに発効を見んとし、待望久しかりし祖国独立の日を目撃に控えたる今日、いよいよ円熟の境に入られた君が、今後ますます政治家としての真価を発揮せられるであらうことをひとしく期待していただのであります。かゝりその病に倒れ、遂に忽焉として幽明境を隔てましたことは、誠に遺憾の極みであり、外国に多くの知己を持たれた同君のごとき逸材を失いましたことは、国家のため惜みてもなお余りありと申さねばなりません。

ここに謹んで哀悼の誠を捧げますと共に、私も、同君の御遺志を継ぎまして、祖国再建と世界平和の確立に不断の努力を傾けんことを、故人の英霊にお誓いする次第であります。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎) お諮りいたします。議員平岡市三君に対し、院議を以て弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。議長において起草いたしました議員平岡市三君に対する弔詞を朗読いたします。

参議院へ、議員平岡市三君ノ長逝ヲ哀悼シ、恭シク弔詞ヲ呈ス

〔高田なほ子君発言の許可を求む〕

おいて急逝されました。私も同僚といたしまして、とりわけ私は文部委員長といたしまして、誠に痛惜哀悼の念禁じがたいものがあります。ここに一言、同君の生前を回顧し、哀悼の意を捧げたいと存する次第であります。

平岡君は、明治三十一年静岡県に生れ、大正十二年日本大学商学部を卒業されましたが、翌年母校の命により北米合衆国に留学、ワシントン大学、アリゾナ大学及びサンタマリヤ大学等において経済学を専攻され、マスター・オブ・サイエンス・イン・コンマースの称号を受けられました。帰朝後は、母校日本大学において、或いは教授として、或いは学監として、又は幹事として、一貫後進の教導に専念せられましたが、その学識兼備の温雅な御人格は学園を挙げて敬仰の的とされたのであります。

新憲法の施行せらるるや、同君は郷里静岡県より衆議院に参議院に出馬され、爾来、大蔵政務次官として、又石炭増産協力会委員として、その該博なる学識と、真摯なる熱意とを傾倒し、よく国歩の艱難を支えられたのであります。昭和二十五年再度参議院議員に当選せられまして以後は、終始専ら文部委員として我が国文運の向上発展のため奮闘せられるところ多大なるものがありました。君は又この間、日本会計研究會理事、日本経営学会会員、大昭和製紙、日昭物産同株式会社顧問、日本女子経済短期大学学長、田子ノ浦高等学校校長などの要職にあつて、公務極めて多端なるにもかかわらず、昭和二十二年には「社債の経営学的及び会計学的研究」により経済学博士の学位を得られたほか、その数多くの著書

が物語つております。ことごとく、夜々昭然たることを知らざる学究的態度こそ、君の真骨頂を如実に示すものであります。私どものひそかに景仰してやまないところでありました。今や講和條約もまさに発効を見んとし、待望久しかりし祖国独立の日を目撃に控えたる今日、いよいよ円熟の境に入られた君が、今後ますます政治家としての真価を発揮せられるであらうことをひとしく期待していただのであります。かゝりその病に倒れ、遂に忽焉として幽明境を隔てましたことは、誠に遺憾の極みであり、外国に多くの知己を持たれた同君のごとき逸材を失いましたことは、国家のため惜みてもなお余りありと申さねばなりません。

ここに謹んで哀悼の誠を捧げますと共に、私も、同君の御遺志を継ぎまして、祖国再建と世界平和の確立に不断の努力を傾けんことを、故人の英霊にお誓いする次第であります。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎) お諮りいたします。議員平岡市三君に対し、院議を以て弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。議長において起草いたしました議員平岡市三君に対する弔詞を朗読いたします。

参議院へ、議員平岡市三君ノ長逝ヲ哀悼シ、恭シク弔詞ヲ呈ス

〔高田なほ子君発言の許可を求む〕

参議院へ、議員平岡市三君ノ長逝ヲ哀悼シ、恭シク弔詞ヲ呈ス

参議院へ、議員平岡市三君ノ長逝ヲ哀悼シ、恭シク弔詞ヲ呈ス

参議院へ、議員平岡市三君ノ長逝ヲ哀悼シ、恭シク弔詞ヲ呈ス

参議院へ、議員平岡市三君ノ長逝ヲ哀悼シ、恭シク弔詞ヲ呈ス

参議院へ、議員平岡市三君ノ長逝ヲ哀悼シ、恭シク弔詞ヲ呈ス

参議院へ、議員平岡市三君ノ長逝ヲ哀悼シ、恭シク弔詞ヲ呈ス

参議院へ、議員平岡市三君ノ長逝ヲ哀悼シ、恭シク弔詞ヲ呈ス

参議院へ、議員平岡市三君ノ長逝ヲ哀悼シ、恭シク弔詞ヲ呈ス

参議院へ、議員平岡市三君ノ長逝ヲ哀悼シ、恭シク弔詞ヲ呈ス

参議院へ、議員平岡市三君ノ長逝ヲ哀悼シ、恭シク弔詞ヲ呈ス

参議院へ、議員平岡市三君ノ長逝ヲ哀悼シ、恭シク弔詞ヲ呈ス

○議長(佐藤寅次郎) 高田なほ子君。

○高田なほ子君 私はこの際、教育環境整備に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○相馬助治君 只今の高田なほ子君の動議に私は賛成いたします。

○議長(佐藤寅次郎) 高田なほ子君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。

○高田なほ子君 文部大臣の御出席を要求いたします。

○議長(佐藤寅次郎) 発言を許します。

〔文部大臣どうした〕と呼ぶ者あり

〔文部大臣は間もなく見えるそうであります。高田なほ子君。〕

〔高田なほ子君登壇、拍手〕

○高田なほ子君 私は教育環境の整備に關しまして、社会党第四控室を代表いたしまして緊急質問をいたします。

先ず吉田首相にお尋ねをいたします。教育環境は破壊されております。家庭、学校、社会を含む一切の教育環境はまさに破壊の途を辿りつつあります。重税と物価高による生活水準の低下、更に敗戦後の住宅難、これによります難民生活は、必然的に子供たちの性的早熟を来しまして、青少年不良化への大きな原因を作っております。生活打開のための闇行為は日常茶飯事となつておまして、更に肉親の者がすでに多くパン／＼ガールというやうないわゆる闇の女に転落し、なお且つこれらの生活難より不就学の児童が今日約百二十万という数を数えております。背に腹は替えられないというたとえのように、食へることに追われ通しの母親たちは、過去の愚民政策と相待

ちまして、家庭教育などは殆んど放りつけの状態に追い込まれておりまして、児童憲章におきましては「すべて児童に愛護と教養に満ちた家庭が保たれ、家庭に恵まれぬ児童にも家庭的な保護が與えられなければならない」と全国民の名において制定されております。児童は、その正常な発育のために必要な物心両面の生活が與えられなければならないが、現状は以上のような教育環境の中にありまして、この第一の要素である家庭の教育環境を打開するための物心両面について児童をどういうふうにして守つて行くか。ややとすれば、女子供の問題は忘れられがちでございますので、この際その基本的な條件をどこに求められるか。小さい人たちのために首相の親心のある御答弁を承わりたいと思うのでございます。

第二の要素であります学校施設も又総予算に対する僅か四・一名の低率でありまして、先頃この議場から私が申上げたように、電車の車体を改造した電車学校、「おむつ」が風にひら／＼と踊つてゐるいわゆる都営住宅と難民生活している「おむつ」中学校、又、晝なお暗い洞窟学校、糊立小屋の待合室に午前授業の終りを待たせている二部三部の学校など、PTAの百億を超える負担によつてもなお未解決の問題が山積されております。加えて占領軍更に警察予備隊などの学校の接収、又これに加えてまして学校施設を目標として現に起りつつある警察予備隊誘致運動等々、誠に心を痛ましめるものがあります。このような状態で子供たちのオアシスが失われつつあるのでございますが、これに對しまして緊急に必要なものは教育財政の確立でなければなりません。最近の再軍備予算においては、果してこの教育財政を確立し、この教育環境を打開することが可能かどうか。再軍備と教育の完全実施は果して両立し得るかどうか。この点についての文部大臣の御所見を十分に承わりたいと思ふのであります。

第三に子供を取巻く社会環境はどうか。敗戦による虚脱状態の中に、射幸に便乗した宝くじ政策、競馬、競輪、ボート・レースを初めとする賭博財政による地方財政窮乏の打開は、次第に特飲街の氾濫となり、売淫は公然として横行し、この類魔気分は未曾有のパチンコ全盛時代という珍現象を呈し、青少年不良化への温床と化しつつありますが、この中でどれだけ子供のため健全施設がございましょうか。これに對しまして天野勲語や漢文の必修によつて背骨を通さうなどということ、は、まさに木に登つて魚を求めんとする愚に等しいこととてございまして。以上は戦後国内に累積された青少年を取巻く悪環境でございまして、ここで忘れてはならないことは、占領軍の駐留以後新たに惹起されました諸問題であります。

過般競売新聞に掲載されました西多摩中学校の綴方事件、更には神崎清レポートによる山梨県のいわゆる山中村の子供を救えという問題、さては横須賀、厚木、立川、横浜、木更津、佐世保、岩国等々、北は北海道から鹿児島に至るまで、いずれも軍事基地と教育環境の関連は重大な社会問題となつて参つておられますが、この真相は一体どうなつておるのでございましょう。先ず西多摩中学校の綴方問題につきましては、基地立川市よりたくさん溢れて来

るいわゆる夜の女たちが農家の部屋を平均五千円から六千円で借受け、文化村といわれた農村は八軒に一軒の割合でこの怪しげな女の宿となつておりまして、川原部落のごときは四十数戸中、実に二十軒近くが、外人兵士を相手にして、夜となく、晝となく、極めて無恥な露骨な狂態を演じておる始末でございまして。加えて設備不完全な農家は、陣子の隙間からでも、窓からでも、始終(笑)これらの卑猥な行動を逐一目撃することができるのでございまして。子供たちは、新聞を配達に行つても、友だちの家に遊びに行つても、こういう問題を始終眼にしなければならぬのでございまして。子供たちのためにこれを如何にして支えるかという教師の熱意だけでは、もはや如何ともできないような状態にございまして。横須賀市のパン／＼宿の密集する中に近しい児童のうちのその殆んどがこれらいわゆる性的行為を目撃しておるという事実、こうした部屋を提供しておる家庭の子供等が必要に応じて外に追い出され、夜の十一時頃までは家庭から追い出され、町を行く所もなく、さ

備については今後十分注意をいたします
するが、同時に關係地方の官民等にお
いても政府に十分協力してその目的を
達成するようにいたさりたいと思いま
す。教育費については今日予算の許す
限りでできるだけのことをいたしてお
るのであります。これも更に財政の余裕
を見て一段と考えたいと思ひます。人
身売買については一層取締を嚴重にい
たしたいと思ひます。

〔國務大臣天野貞祐君登壇、拍手〕

○國務大臣〔天野貞祐君〕 教育財政の
不足ということについてはお説の通り
でございますが、現在の事情止むを得
ないと私は思つております。（どうい
う事情か、おかしなことを言うな」と
呼ぶ者あり）それ故に、教育財政の確
立ということについて今考えておるこ
とは御承知の通りだと思つておりま
す。又社会一般に非常に不健全な思想
が漲つておるといふことも、私は非常
に同感でございますして、こういうよう
な点もできる範圍においては是非やめ
て、子供たちに悪い影響を及ぼさない
ようにしたいと思つております。それ
から又、外国の兵隊が来ているために
いろ／＼風紀を乱しておる、而もそれ
が子供たちに悪い影響を及ぼすという
ことについても、全く同感でございま
す。けれども、これは今高田議員もお
つしやつたように双方の責任だといふ
お言葉がございましたが、その通り
で、こちらにも考えなければならん点
もあると思ひます。（それだから黙つ
ているのか」と呼ぶ者あり）これは、や
はり一般教養の向上といふことを待た
ない限りはできないことです。差当り
文教地区の設定といふようなことによ
つてこれに対処したい。文教地区の設

二八五

昭和二十七年三月二十五日 参議院会議録第二十四号(その一) 日本国とアメリカ合衆国との間に締結された行政協定の国会承認に関する決議案

二八六

定という事は現在いろ／＼な点において効力を示してゐる。現に学校の周囲にいろ／＼よくない設備などされるときには、それを輿論の力、又教育委員会の力によつてこれを改めておることは、高田さんも御承知の通りであります。そういう線に沿つて努力をいたして行くというふうに私は考えております。(拍手)

〔国務大臣吉武恵市君登壇、拍手〕
○国務大臣(吉武恵市君) お答えをいたします。

赤線地区についてのお尋ねでございますが、これは決して公認しておるわけではございません。ただ、これを強いて散在せしめると、却つて衛生上或いは風紀上に及ぼす害が少くございませぬので、この地区内に特に衛生教育或いは健康診断の助行等をいたしまして、衛生上遺憾なきを期していただくでございます。決して公娼制度を復活させようなどという考えではございません。(黙認しておると言つたではないか)と呼ぶ者あり、拍手)

〔国務大臣木村篤太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。

売春行為につきましては、これは政府のほうにおきまして看過しておるわけではございません。各市町村条例によつて売春行為そのものは取締られておるのでありますが、法令によつて取締つておるのは、勿論十分とは言えませんが、只今のところでは勅令第九号、児童福祉法、性病予防法、職業安定法、これらの各方面の法令を以て取締を強化しておるのであります。殊に人身売買については我々は十分に注意

を拂ふなければならぬという構想の下に、これは刑法で処罰されております。現に新聞紙上でも御覽の通り、この点については政府は十分慎重に取扱つております。今後ますますこの方面の取扱については強化して行きたいと、こう考えております。(拍手、一バスの問題は)と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤寅次郎君) 日程第一、日本国とアメリカ合衆国との間に締結された行政協定の国会承認に関する決議案(樺葉夫君外八名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題といたします。

本決議案につきましては樺葉夫君外八名より委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求の通り委員会の審査を省略して、直ちに本決議案の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤寅次郎君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を許します。岩本哲夫君。

日本国とアメリカ合衆国との間に締結された行政協定の国会承認に関する決議案
右の議案を発議する。

発議者

樺葉夫 吉田 法晴
中村 正雄 相馬 助治
島 清 石川 清一
岩本 哲夫 矢嶋 三義
千葉 信
参議院議長佐藤寅次郎

日本国とアメリカ合衆国との間に締結された行政協定の国会承認に関する決議案
政府は二月二十八日日本国とアメリカ合衆国との間の行政協定を締結した。

右は、憲法第七十三條による條約であつて同條の規定によつて、国会の承認を経べきものである。よつて、政府は速やかにその手続をとるべきである。
右決議する。

〔岩本哲夫君登壇、拍手〕
○岩本哲夫君 只今提案されました決議案に対するその提案理由の二、三を申上げたものと存じます。

これはお手許にそれ／＼理由書を御覽に供してあります通り、基本的に、おきましては、日本国憲法第七十三條の規定する條約というものは、国家間の文書による法的拘束力のある合意を意味するものでありまして、狭義の條約のみでなく、あらゆる協約、協定、取極その他の規約、憲章、議定書、宣言、決定書及び交換公文等のすべてを包括したものの意義でありまして、例外的なものゝを認めていないことは、日本のすべての国際法学者及び憲法学者の一致した決定的見解であります。(その通り)と呼ぶ者あり)従つて、今回の取極められました行政協定は、先ず基本的に国会の承認を得べき性質性格のものであることは、すでに吉田総理が本院予算委員会で言明いたしておる趣旨が、即ち国会の承認を得べき條約であることを本質的に裏書しておるものであります。取消のお好きな総理がこれを取消しておらない現段階に

おいては、当然これは條約と認定すべきものであります。ただ政府が国会審議の必要なしと所論する点は、先の安保條約第三條において総括的に委任されておる事項で、仮にそれが條約の一部であつても、それはただ單なる施行細目に過ぎないと弁解いたしておる筋であります。併しこれは国会の議定を要せないと主張する條約の施行細目が他の法律と同一の効力が発生するかどうかには、大なる誤謬があり、且つその内容が違憲に亘るもの多々ありと判定されるものがあれば、当然その違憲に及ぶと思はれるものの取扱に對しましては、憲法第八十一條の最高裁判所の法令の合憲性判定の権限規定中に條約を除外しておるのでありますから、当然、條約の合憲性如何の判定審議は、無論國權の最高機關たる国会がこれに當らねばならぬことは当然であり、又憲法が明瞭にこの点を記しておるところであります。又安保條約が平和條約第何條かに基いて生じたことは、安保條約の前文においても明らかなごとく、この二つの條約は相互一体をなすものとして、別々にすでに国会に承認を求めていたような場合に、この行政協定も当然安保條約の第三條に基いて別に生じた別個の内容を持つ歴然たる條約である以上、国会に付議すべきは当然であります。(拍手)又その内容が仮に國連憲章によるあらゆる協力義務の範囲であるとしたとしても、それは又別個の國連條約において取極められるべきものでありまして、これを日米安全保障條約による行政協定において集約取極すべきことでないことは今更論する余地がありません。(その通りだ)と呼ぶ者あり)而もこの内容

が、國權と國民の權利義務に及ぶ、實に有史以來の、独立日本の將來を占める深刻且つ広範圍の特権を具体化しておる以上、それ自体がすでに委任事項以外に亘る非法理的、違憲的性質を持つておるのでありまして、(緑風会よく聞いていろ)と呼ぶ者あり)その内容の事実が全く国会の審議にかけるべき憲法第七十三條の條約義務を持つておることは、(緑風会違憲をやるな)と呼ぶ者あり)もはや国会内外の輿論に徹しましても一点の疑いも生じないところでありまして、又行政協定という一種の條約取極を仮に委任したといつたとしても、新たにできたこの條約、即ちこの行政協定の承認権を国会が断じて放棄したことにはならないのであります。又放棄し得ないものであります。一体、條約中國国会の承認を要しない條約とは憲法の第何條に基いておるのでありますか、どうか。政府が国会で承認をしようとする意思と権限を何故制限をいたそうとするのでありますか。我々は全くわからないのであります。

第二の理由は、これは先般本院の外務、予算両委員会におきまして陳述証言せる各大学の専門權威者の意見に徴しましても、仮にこの行政協定が安保條約第三條による總括的な委任事項であるとしても、それは安保條約によつて兩國政府間で取極めることを委任された意味の條約で、法的には一定の限度があつて、いやくも國權や國民の權利義務に及ぶ委任事項は生じないと断定しておるのであります。而もその當時は、アメリカ側から内容が日本側に提示されていなかったたのでありますし、又日本側においてもその案を

持ち合せておらないといふことは、衆参両院の安保條約審議過程においても、政府も国会も相互にその内容を知るべくもなく、いわゆる五里霧中の手探りで、あなた任せであつたことは、吉田総理の答弁でも、この経過においても明らかでありまして、ラスタ大使に会つて初めて提示された案を仰せ御尤もに受諾したこの事態に對し、仮にこれが政府の言ひ條約の施行細目と殊更国民の前に過小評価せんとし、その現実は蔽うべくもなき重大性を帯び、(「そらだ」と呼ぶ者あり)而も法理的にもたぐさんな委任事項以外の問題、取り分け三権分立の基礎を危くするがごとき取極めは、日本が独立し得るか否かの基本的問題でありまして、国権と共に憲法を擁護すべき第一の責任である内閣が、これを国会の審議にかけないといふことは、全く専制政治の権化とも言うべきで、(拍手)断じて民主政治に忠実なるゆえんではありません。又仮に政府の言ひ國際慣例とかアメリカは国会にはかけられないとか主張しているようでありまして、これはアメリカ獨特の国体と憲法上の措置でありまして、日本としては日本自體の国法に基いてなすべきでありまして、いやしくも日本の民主憲法と同一視してはならないのであります。(「その通りだ」と呼ぶ者あり)又アメリカはこの協定によつて、アメリカ主權の拡大こそあれ、決してその主權も國民の權利義務も何ら侵害拘束されないことではあります。これに反しまして、これが日本の場合のごとく、貴重なる犧牲を拂つて漸く得んとするこの独立自主の國權が、(担当大臣どこへ行つた)「逃げた」と呼ぶ者あり)再び占

領下中と殆んど同様の制圧を受け、國民の權利義務は余りに著しく必要以上拘束を受けるに至りましては、日本を中心とする将来の共同防衛の基礎に立つ観点から見ても、極めて深い問題が生ずることであらうと思つてあります。又国会が安保第三條において委任したと申しますが、これも、國權が無期限に侵され、且つ國民の權利義務の制限が殆んど四つの島全土に而も無期限に及ぶがごときは、今や委任の法理が及ぶとはあり得ないことでありまして、仮に然らずとしても、当然國權の最高機關の承認を得べきことは、政治的に見ましても、民主憲法の秩序に立つ日本獨立精神の観点に見ましても、良心ある責任内閣のとるべき態度であらねばならんと信ずるのであります。

更にその第三の理由は、先の安保條約審議のときは、衆参両院を通じて、この行政協定を行うについては、第一に憲法に違反しないこと、第二には、その第三條に指摘してありますように、即ち「合衆國の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する條件」の範圍を超えてはならないことに、吉田総理はもとより政府各大臣の明らかに約束且つ堅く相互に言明されたところでありまして、然るにこの行政協定を見ますに、政府の行政的意思によつて憲法に明定されておる事項を制限したり或いはその適用を拒否するがごとき違憲的措置をとつたことは、議會における約束を破つたものと言わなければなりません。(拍手)殊に注目すべきことは、先に行なつた米比、米英、米法その他の協定に比しまして、今度の日本の場合は著しくその國權と國民の權利義務に對する差別的失當の制圧を受け、あたかも日本が米國の隷屬國か植民地になつたかの感を抱かしめるに至りましたことは、(「そらだ」と呼ぶ者あり)將來米國と共に共同防衛に立たなければならぬ祖國防衛精神を蹂躪破壊される虞れあるものとして、(「そらだ」と呼ぶ者あり)民族獨立の上の誠によき障害と言わなければなりません。(「その通りだ」と呼ぶ者あり)同時に、この重大なる國權や國民の權利義務に關する條約を、ただ報告を受けただけで國權の最高機關たるこの國會が無審議で済ますといふことになりまして、何のために國權の發動機關である國會があり、又國民の代表議員として國民の期待と責務はどこで果せようとするのか。まさに民主議會政治の前途に極めて暗影を投ずるものと言わなければなりません。(拍手)

そこで私は、然らば果して安保條約第三條の委任事項たる米軍の日本及びその附近における配備規律の條件以外の事項を協定しているかどうかについて、この際、三、四その具體的事実を指摘いたしてみたいと思つてあります。即ちそれは、この協定の大半を占める軍隊の組成要素である軍人軍属以外のそれらの家族(即ち卑なる一人たる地位を有するに過ぎない者)に對して、米國の商人等に對してまで、委任事項以外の次のような事項を協定していることではあります。例えは行政協定の(「官房長官はどうした」と呼ぶ者あり)第五條の2、第九條の1、2、4等の(「誠意がないじやないか」と呼ぶ者あり)米國民の入国及び移動に關する事項、それから第十條の1、3の民間運

転手免許証及び私有自動車に關する事項、又第十七條の8(「の民間人退去命令の專屬權の問題、第二十三條の民間財産の保全に關する事項、十條の2、3、十二條の2、3の課税免除の規定、第十七條の刑事裁判權に關する事項、第十九條の2にある為替管理に關する事項、第五條の船舶及び民間航空機の入国に關して規定される事項等は、米軍の配備規律に關するもの以外に、民間人に對するものであります。更に米軍の配備規律の條件以外のものといたしまして問題点の多い諸点は、特に第四條の施設及び区域の返還の際における原狀復舊又は補償義務の相互免除の事項、第十一條、第十五條の米國の請負業者等の課税の免除、(「うるさい、やめろ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)第十七條中の風人主義の刑事裁判規定及び第十四條の米軍と契約者個人に對するアメリカの第二義的刑事裁判官權權に關する規定、第二十條の民事裁判權の問題、第二十四條の日本区域において敵對行為の生じた場合に日本が合衆國と共同措置をとる義務を受諾するの規定、更に第二十五條の日本の國庫經費負担に關する事項等は、明らかに委任事項以外の重大問題として歴然と判定される事項であります。(「その通り」と呼ぶ者あり)又その第四の理由は、この行政協定の内容には、憲法違反に及ぶと疑問を持たれる諸点といたしまして、特に第一に、第二十四條におきます外敵の脅威に對する武力行動に關する緊急共同措置の判定及びその指揮者の判定權として認められんとすることは、重大なる違憲行為であります。又第二十五條によりますと、この行政協定即ち條約を今後幾年に亘つて定期的に改正す

ることの権限を政府に與えんといひ、おることは、注目すべきことであり、まして、「ノー／＼」と呼ぶ者あり)若し政策、主義の違つた内閣が代つた場合、その内閣がこの変更をなし得る可能性等を想定いたしますれば、これは國際信義の上に於きまして、重大なる問題を授ける非常なる事態が起ることを恐れるのでありまして、飽くまでも国会の承認を得べき諸般の事態が明瞭にここに指摘されるのであります。

これを要するに、平和條約の発効後なお九十日の占領軍の駐留期間がありまゝから、その後における即ち日本独立主権が回復の上に立つて十分日米對等の安泰相互條約を結ぶべきであるにかかわらず、吉田首相は平和條約を取結んだその翌日に單獨で安泰條約を結び、なお占領下中にこの行政協定を取結ばねばならなかつた羽目に追ひ込まれたその責任とこの処置は、(賛成したのほうとしたのだ)と呼ぶ者あり)殊にこれを国会に付議しないという態度こそ、まさに重大なる失政でありまして、吉田内閣は日本の後世に將來拭うべからざる刻印をみずから負わなければならぬと思つております。(その通り)越言が一貫しないぞと呼ぶ者あり、拍手)然るにアメリカは日本との行政協定を先ず日本と反対に先に結んで、これを見極めてからのちにゆる／＼平和條約と安泰條約の審議にかつた。この経過、この事態はこの行政協定が、平和、安泰條約の骨格であり、中核であり、極めて重要な條約で、両條約批准の條件は全くこの行政協定、ここにあつたというよりな事態に顧みましても、日本が先の

この平和、安泰條約批准後でありますればあるほど、アメリカの場合以上にいろいろの國權や國民の權利義務が侵害されておる事項であります。が故に、当然これはあとより国会にでもかけなくてはならぬことはもう明瞭なる事態であります。(そんなことはなさい、明瞭じやない)と呼ぶ者あり)若し各位にいたしまして、この行政協定を国会に付議しないと、それでもいいと判断されるようなかたがおりますれば、それは國權の最高機關の權威と責任をみずから放棄したものでありまして、「ノー／＼」と呼ぶ者あり、拍手)決して國民の負託に副うものでもないものでありまして、將來再び安泰條約の轍を踏むそしりを終生いつまでも負わなければならぬと思つてあります。

ここに私は以上の提案理由の説明を述べまして、何とぞこの重大な行政協定を、國權の最高機關の責任者である皆様におきましては、且つ國民の負託に副ひ得るゆゑんといひまして、も、当然国会に付議すべきことに御協力御協賛をお願いいたし次第であります。以上を以ちまして私の提案理由の説明といたします。(拍手)

○議長(佐藤栄作君) 本決議案に対し討論の通告がございます。順次発言を許します。草壁隆國君。

〔草壁隆國君登壇、拍手〕
〔何を言うのだ、国会議員をやめろ、よく聞け、と呼ぶ者あり〕
○草壁隆國君 私は自由党を代表しまして本決議案に反対するものであります。その理由を、第一には國際法上から又純法理的な立場から、第二は實際的な政治的な立場から、この二つの

立場から時間の範圍内において十分検討いたしたいと存じます。

第一の場合におきましては、この理由書が只今配付になりましたが、理由書の第一より第三、なお第八の問題について、純然たる國際法的な理論的な立場から申し上げたいと思つて、(大きいぞ)君は知つてゐるのか)と呼ぶ者あり)日本國憲法によりまして、内閣が國際的に又國家間に取り交しました取極は、ここにもありますように、憲法第七十三條第三号によつて「事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする」となつておりますが、併しこのこと自体は必ずしもただ單に形式のみの問題ではないことは勿論であります。この理由書に引例されておりますが、外國の慣行におきましては、大統領の權限で締結し得る行政協定、或いは行政機關だけで締結し得るもの(そんなことはどうでもよいのだ、外國のことは「日本のことを言え」と呼ぶものあり)即ち技術的取極のごとき慣例があるが、外國の先例は日本に必ずしも引用はできませんが、(明治憲法の時代だ)よく覚えて、(阿波丸と日本におきましては先例があることは御承知の通りであります。いわゆる阿波丸事件におきましては諸君十分御承知の通りであります。(阿波丸とは違ふ)と呼ぶ者あり)これは阿院において決議して、その兩國政府間の協定は國會の承認を求めずして、それに基いて第八國會において法律案として諸君の御議決を願つた通りであります。(その通り)「ノー／＼」と呼ぶ者あり)併しながら、私は、この問題によつて必ずしも行政協定自身を國會の承認を必要

としないう條約であるとは申し上げません。(その通り、當り前だ)と呼ぶ者あり)行政協定は、安全保障條約がなかつた場合におきましては、當然國會の承認を受くべきものであります。が、本協定は安全保障條約第三條による実施細目であつて、(どこが実施細目だ)と呼ぶ者あり)兩國政府間において取り結んで改めて國會の承認を受けないうことをはつきりと明示して、「でた、めを言うな」と呼ぶ者あり)第十二國會において諸君の議決を願つたのであります。従つて再びここで承認を求めるということは二重承認であり、重複承認となるのであります。「ノー／＼」と呼ぶ者あり、拍手)又かくのごとき本條約の細則的な問題は、本條約が承認を受けた場合に、その細則的な問題の承認は省略しておる場合は、他の條約を御覽になつたらわかるのであります。(売國條約だ、そんなものは)と呼ぶ者あり)

又理由書の第四、第七におきまして、「決定する」とあつて「委任する」とないから委任ではないのだ、「阿政府」とあるが、當然條約締結は内閣の行政事務の一つであるから、「兩國政府」と書いてあつても、これは承認を要しないという理由にはならないという問題であります。(當り前じやないか)その通りだ)と呼ぶ者あり)これは國際慣行の一般條約の用語例を十分御研究になりますと明瞭なことでありまして、(君が研究して来ないぞ)と呼ぶ者あり)委任する」と書いてある場合はないのであります。常にこれは多くの場合「決定する」という用語を用いておられます。又「兩國政府間」とありますのは常に國際間の一般に用いられております用語であります。(馬鹿を言え)と

呼ぶ者あり)これはきまつておるのであります。(拍手、「恥を知れ、政府と國民と離れておるのか)と呼ぶ者あり)又、軍の配備を規律する條件を逸脱してゐるという問題であります。(君が逸脱してゐる)と呼ぶ者あり)これは只今御引例になりました各條につきまして、おの／＼はつきりした理由を以てお話し上げて反駁し得ると存じます。が、(中学の社会科へ行つて勉強して来い)と呼ぶ者あり)假に第二十四條を例に取つて考えてみます。いわゆる最も大きい日本の非常事態の場合にあつて、政府は或いは非常事態の宣言をなし、或いは日本と米國の政府とが日本防衛のために緊急の共同措置をとるため、且つ安全保障條約の目的を達成するために協議をいたしますことは、むしろ當然なことでありまして、(いつそんなことをきめた)と呼ぶ者あり)そのうして具體的措置は、敵對行為のその状況によつて定むべきものであります。當然のことの規定しております。決して委任の範圍を逸脱しておるのではないのであります。(誰が委任したか)と呼ぶ者あり)又治外法權という言葉を、或いは又安政の不平等條約と等しいという語がたま／＼巷間に聞かれるのであります。が、(三百代言)と呼ぶ者あり)これはすべての今までの外國におきまして(外國の例は駄目だよ)と呼ぶ者あり)取り交された軍隊の外國における配備の問題について先例を十分御研究になりますと御了承頂けると存じます。提出理由の説明におきまして先ほど幾々お話になりましたが、私は今まで諸外國で取り交されたすべての條約を全部比較研究いたしまして、決してこの種協

定に比して過大ではなく、領土外的資格という意味の治外法権的色彩を持つてゐるものではないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)又安政の平等條約などに等しいといふに至つては誠に言語道断の説であると思ひます。(拍手)安政條約は軍人や外交官のみならず一般在留外人に對しても広く法權の適用を免除したものであります。今回の場合は、イギリス・アメリカ間の條約と内容を同じくするものであります。いわゆる駐留の軍人軍屬及びその扶養家族に限つて、これらの人々も日本の法令を尊重する義務を負つたのであります。おのずからそこに、はつきりと明瞭なことが生じておると存じます。

第二の場合につきましては、政治的な立場からこれを検討いたしてみたいと存じます。実は(大いにやり給へ)と呼ぶ者あり、第十二国会におきまして條約の審議のため(後世の記録になるよ)と呼ぶ者あり、本院は特別委員会を設置され、衆議院におきましても同様であります。衆議院におきましては九回、本院におきましては二十一回連日熱心に審議をされたのであります。が、私は一日もこれに欠席せずには居ないたしておつたのであります。安保條約の審議の中心は行政協定であつて、政府は終始一貫、行政協定は、勿論広い意味の條約ではあるが、安保條約の実施細目であるから、(馬鹿言へ)と呼ぶ者あり、改めて国会の承認を求むるものではないことを繰返し、説明し、これを含めて安全保障條約の承認を求めましたことは、十分速記録においても明瞭なことであります。

當時國民民主党は、十月二十四日、行政協定の内容について文書による申入れをなされ、三木幹事長は衆議院の特別委員会の最後の討論採決の際、わざわざ時間を求めてこれを吉田総理に質問をして了解をし、党議として決定をして、かくて民主党は當時賛成をして白票を投じたのであります。(拍手)又本院におきましては、曾永君は十月二十九日の委員会におきまして、行政協定ができてから安保條約を締結して国会の審議を待つべきではなかつたかという点を質されたのであります。が、他は多く殆んど白紙委任にあらずやという論議で終始したのであります。これに對しまして當時政府は「決して白紙委任状ではない。一國の軍隊が外國に駐留した場合、施設や区域を使用し、或いは一種の特権を有することとは當然であり、配備を規律する條件がこれらの事項を含むことは國際間の常識である。」そして、この行政協定はむしろ秘密ではないか、秘密事項があるのではないか、これを公表する意思があるかどうかという点について強く論議されたのであります。実は、本日のこの決議文の提案の賛成討論の中に、當時の委員でありました曾永君並びに堀君が後ほど討論をいたされるのであります。特にこの二人の御所説を改めて私は引用したいと思ふ。十一月十七日の委員会では、衆議院の先に申しました三木幹事長の質問を引用して、吉田総理の答弁は「私はちつともわからない」と言つて、「秘密協定はないのかどうか」、「この質問に對して總理は、「ありません」と答へられましたと、「明快に御答弁になりましたので、國民は満足をした

しております」と言われました。(拍手)又堀委員もそれに引續いて行政協定が成立いたしましたならば、政府としては行政協定の内容を国会に公表される意思があるかどうかと問われたのであります。これに對しましてはつきりと国会に公表する意思がある旨を答へたのであります。従つて安全保障條約の審議に當つて、行政協定の問題はあるのではないか、國會に公表する意思があるかどうかということが論議の中心に相成りましたことは十分御了解頂けると存じます。いわゆる行政協定は國會の承認を要する事項であるといふのではなくて、これを公表するか、政府が締結した行政協定は公表する意思があるかどうかというのが問題の中心である。実は安全保障條約の承認に反對でありました諸君が、これによつて結んだ行政協定を承認を求めよと主張されることは、いささか私は理論的に矛盾ではないかと存じます。又行政協定を含むことを條件として安全保障條約の承認を求めた際に賛成いたしました諸君が、若しこの決議案に賛成されましたならば、私はむしろ政治生命の喪失であると言わなければならぬと思ふ。

菊川君は、先日の議院運営委員会におきまして、この問題は政党政派を超えて扱ふべき問題であると言われた。誠に私は同感であります。(その通り)「アメリカ人」と呼ぶ者あり、この決議案は、私が今申し上げましたように、理論上からも、實際上からも、或いは政治的立場からも、我が參議院は議院の名譽にかけて總員否決すべきものであると信ずるのであります。(拍手)恐らく提案者の諸君も我々もこの論議に對しまして、(少し良心を持ちなさい)と呼ぶ者あり、寂然として提案者自身が十分良心的に反對されるものであると存じます。目録に迫りました独立日本門出を國民と共に國を挙げて祝福することを期せねばなりません。憲法が立ちよ(と呼ぶ者あり)賢明なる參議院の諸賢は、政党政派を超えて、寂然としてこの決議案を否決され(と呼ぶ者あり)私はこの決議案に反對するものであります。(拍手)「大政翼賛會議員」憲法否認論者は反對しろ(と呼ぶ者あり)菊川孝夫君。

○議長(佐藤尚武君) 菊川孝夫君。菊川孝夫君登壇、(拍手)菊川孝夫君。私は社会党の第四控室を代表いたしました。只今議題となりました日本國とアメリカ合衆國との間の行政協定の國會承認に關する決議案に賛成の意見を申述べます。今日まで政府は、行政協定を安全保障條約の單なる実施細則であり、安全保障條約の第三條に「兩政府間の行政協定で決定する」とあつて、安全保障條約はすでに國會の承認を経る必要がないと言明し續けて参りました。(その通り)と呼ぶ者あり、ところが、本院の各委員会における追及に會ひまして、行政協定は國家間の合意であるから條約であると岡崎君も言明せざるを得なくなつたのであります。(初めからそうだよ)と呼ぶ者あり、一方、院外學者の見解も、言論機關の論調も、ほぼ行政協定は憲法にいう條約であるといふことに一致して参りました。これは我々のかねてから主張して來たところであつて、この點に關する限り一應國論が統一されて來たものと言ひ得ると思ひます。(拍手)さて、行政協定は憲法にいうところの條約なりといはしました場合に、憲法に規定されております條約の取扱をしなければならぬことは申すまでもございせん。憲法上條約という字句は四カ所出てゐるだけであります。第七條の天皇の條約公布權の規定と、第六十一條で國會承認の場合における兩院の關係を規律する規定と、第七十三條の内閣の締結權と國會の承認權、第九十八條に條約を遵守するところの宣言規定、この四カ條に條約という字は見られるだけあります。條約について何らの異つた取扱をする規定がなく、以上の四カ條によつてそれ／＼処理されなければならぬことは申すまでもないと思ふのであります。

只今問題になつておりますのは、その第七十三條によつて、事前に又は時宜によつて事後に國會の承認を必要とする点でありますけれども、政府は、安全保障條約承認の際に包括的に委任されたものであると強弁して参りますし、(その通り)と呼ぶ者あり、前の政務次官である草薙君もそれを強調しておられました。(その通り)と呼ぶ者あり、併しながら、安全保障條約の第三條に「兩政府間の行政協定で決定する」とありますのは、政府と政府の間、國と國とが合意の上で決定するといふ原則を規定しておるのに過ぎないものであつて、例えば米軍の配備規律について、軍司令官と日本政府との間に、又は部隊長と自治体の長との間に如何なる協定を行なつてもそれは

いて十分に審議して、そうして憲法上の手続を経なければならぬと私は思ふのであります。(その通り)と呼ぶ者あり) この意味におきまして、同僚議員各位の圧倒的な賛成が寄せられるであろうことを確信して、私は賛成いたす次第なのであります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 小林亦治君。

小林亦治君登壇、拍手。

○小林亦治君 私は日本社会党第二控室を代表しまして、只今の決議案に対して賛成の討論をなさんとするものであります。(もういいよ)黙つてと呼ぶ者あり)

先ず第一に、吉田内閣が幕府にあらずと言ふならば、念のためにもう一遍日本国憲法を讀み直さなければならぬこととあります。諸君御案内の通り(目的を外すなよ)と呼ぶ者あり)日本国憲法は、政府の行為によつて再び戦争の慘禍が起ることのないようにすることを決意し、国の主権が国民に存することの大前提の下に、その第四十一條に国会は国権の最高機関であることとを明確にいたしております。アメリカでは大統領が元首であるが、日本においては国会が国の最高機関であります。そこで、国家間の條約はすべて国会の承認を得なければならぬことは、憲法第七十三條が明瞭としてこれを明定し、何らの例外をも許しておらないのであります。アメリカの属国又はその一州にもあらざる日本の内閣は、日本の憲法に従わなければならないことは当然であります。(拍手)然るに政府の態度は、安保條約がすでに国会の承認を得た以上、その具体的細則を定むる行政協定については承認は要らぬと強弁するにあるが、これは恐るべき曲解

であると申さなければならぬのであります。(その通りだ)と呼ぶ者あり) 法理論の上から申しますれば、安保條約そのものは、国民に対しては間接的且つ抽象的であるところから、その性格は一個の法規の前文である。却つてむしろ行政協定こそ、裁判権、損害賠償、防衛分担金、駐留軍に関する国民の権利義務等、広汎にして而も具体的直接規定を内容としており、これこそ本質的な條約そのもので、即ち行政協定こそ国家国民を拘束するところの條約の本体であると考へるものであります。(その通り)と呼ぶ者あり)従つて、一般の委任立法の理論を以てするも、委任すべからざる事項を内容としているので、末端的な細則を取極める場合の委任と混同すべきものでは断じてない。(委任していない)と呼ぶ者あり)若しこれをただ單なる細目に過ぎないと解釈する者があつたといふとしたならば、その者こそ吉田總理御案内の曲學阿世の徒であると私は考へておるのであります。政府は飽くまでも従来の詭弁を以てこのまま罷り通らんとするにおいては、吉田内閣は国民の前に三百代言となり、延いては国会の審議権を無視すると同時に、政府みずからが憲法を蹂躪するものと言ふべきであります。(ノー)「そうだ」と呼ぶ者あり)安保條約の第三條が白紙委任状と同様なりとするならば、国会は曾つての賛賛議會と何ら異なることなく、吉田内閣は第二の東條内閣となつて、再び國を誤るの危険を孕んでおるものと認めざるを得ないのであります。(その通り)「独断だ」と呼ぶ者あり)

以上、私は、国会尊重、憲法擁護の立場から、行政協定については政府は速かに国会の承認を求むる手続をなすべき本決議案に対して(そんな必要はなし)と呼ぶ者あり)同僚の意を表し、賛成の討論をいたした次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 松原一彦君。

(松原一彦君登壇、拍手)

○松原一彦君 第一クラブは個々人の意思によつて動いておられますから、代表するといふことは減少しないのでございまして、この賛成だけは全員の代表としてお聞きをお願いしたいと思います。(拍手)

この日米行政協定が憲法の下における性質と更に法理論的な問題については、もう只今まで言ひ盡されておりますからして、私は總説を省略いたします。極めて簡単に、私は、この條約の本質とその国民に及ぼす政治的影響、並びに政府の求められておる効果の結果としてこのやうな態度の下に行われ華がするものか否かといふことに、深く懸念を持つものであると考へております。(その通り)と呼ぶ者あり)外務省から発表されておりましたところの行政協定の解説によりますところの、この協定は、外国軍隊の國內における配備の條件を定めるものであつて、當事者間に最も友好的な相互信頼の關係がなければ実効を挙げることができない性質のものであるといふことが記されております。更に又、日米兩國の共通の利益のためにこれを實施するものであるから、当然に兩國民間の親善關係を助長するやうなものでなくてはならないとも記されておるのであります。誠にその通りであらうと思ひ

ます。米國側から申されたならば、多額の費用を使い、多数の軍隊をわざわざ日本に駐留せしめて、日本の安全を保護してやろうといふ米國側の好意に出たものと思はれるのでありますけれども、併しながら受身の日本の側から申しますと、これは誠に容易ならざる、国民感情の上にむづかしい悲劇を引き起す場合がたゞさんある。いわんや只今までもたゞさんのかたがたが言われましたように、この協定の内容には、多くの法律を以て規定せねばならないものがあり、予算を要するものがあり、その他、憲法にも疑義の起るやうなものがたゞさん盛られておる。して見るといふと、この協定の効力を全面的に満足に發揮せしむるためには、政府はもとゞ親切な態度をとらなくちゃならない。(そうだ)と呼ぶ者あり、拍手)そうして、當事者といふのは必ずしも政府じやない。全米國民と全日本人との間における真の友愛と信頼とがびつたりくつ付くものでなくてはならないのであります。(拍手)それに対して今政府がとつて来ておるところの態度は何かといふと、ややもすれば字句の末節に拘泥して、そうして、國民に対して深く理解せしめ、親切にこれを指導し、その目的をば十分に達せしむるやうな態度がない。御覽になればわかりますように、第三條で以てこれはすでに決定しておることであるから政府の一存でできるやうなことは、これは一つ一つの詭弁であつて、あけて見ると、その協定の内容には幾多の疑問が盛り込まれておる。その兵隊の数、軍隊の数が一体幾らであるか。今後何年間の駐留であるか、更に又日本の憲

法においては、現憲法においては許すべからざる防衛力の漸増が、アメリカ側において恐らく満足せられるやうな点にまで達せられなかつたならば、この軍隊の撤退はないのであります。これは明らかに日本の憲法に抵触いたしておる。できないことがここに條件となつておるのであります。(ノー)「ノー」じゃない、その通りだ)と呼ぶ者あり)いわんや、私は今日愚痴を申すのではない。苦しかつた過去を繰返したくはございませんけれども、つたはごさいませんけれども、この間まで、日米兩國は鎗を削つて戦ひ続けた敵對關係にあつたのであります。敗戦の結果、戰勝國の軍隊の進駐の下に、事実我々は戰々就々としたる幾年かを過して参つたのであります。希くは一日も早く、たとえ小さくても昔日の独立日本に立ち歸つて、伸びくと日本の運命を日本國民の義務と責任とによつて再建したいと、楽しい夢を寔は描いて参つたのであります。何ぞ國らん、講和獨立の條件は相も變らぬ外國軍隊の無制限の駐留となつたのであります。して見れば國民の間には誠に割り切れないものを包蔵せざるを得ないのであります。國民が喜んでこの米國軍隊の駐留を迎えるか否か。これに対して吉田首相その他政府の諸君がおとりになるところの態度を見ておりますといふと、飽くまで強引である。そうして政府のとつた態度に対してはこれに聽従せよと言はれる。あたかも民主政治以前のごとき態度を以て政治に臨んでおらることは、この日本の國が獨立して、真に自由主義の諸國の間に伍して、世界に平和を求めて行こうとする将来の運命の上に加へるものがあるが

どうか。私は非常な妨げになる点が多
くはないかという事を心から憂うる
ものであります。政府の諸公も、單に
一片の法理論的な押え付けだけでな
く、事あるごとに、例えばルーズヴ
ルト大統領が切迫談話を發表して、諄々
として国民に啓蒙した。いつ吉田首相
がラジオを以て日本国民にかような
大事をば諄々と啓蒙せられたことがあ
りますか。又この行政協定のことも、
單なる行政協定ではないことは只今ま
でもたび／＼繰返されましたが、それ
を協定であると押付けられて、そうし
てこれですべてのことが行われる
と一体お考えになつておるのでありま
しょうか。仮に一例を挙げまし
ても、この中に法律において決定せら
れなければならぬものはたくさんあ
る。予算を要するものがあつたときに、
その一々がどうしても国会を通らざる
を得ません。その通つたときに、これが
成立すればよろしいが、否決せられた場
合においては、この協定はアメリカ側
では有効であつても、部分的には日本
国内においては有効でないことにもな
る虞れがある。よく納得せしめ、国民
の總意の上に十二分の納得を與えて後
に、この重大なる問題は其の効果を発
するものでなくてはならないのであり
ます。私は政治上のテクニクとして
も、かような國運の将来を左右する大
問題につきましても、もつと／＼親切
な態度を以て、十二分に国会を通して
国民の了解を求めるようにされるべき
である何故に国会の承認を求める態度
をばおとりにならないか。實にわか
らないのであります。その親切が足ら
ないと私は思ふ。

米国は巨額の費用を使つて日本のた
めに守つてやろうというのでありま
す。従つてその好意に報いるために、
日本はどうしたならばこの効果が十二
分に掌るかを考えなければならぬ
のであります。政府の取扱い態度
如何によりましては、或いは逆の効果
が眼前に現われぬとも限りません。
何となれば、日本国民は未だ嘗つて外
國から兵隊の駐留を受けた経験を持
たないのであります。敗戦の結果、こ
こ七十年間は、只今申上げましたよう
な苦しい境遇の上に、將來の運命をば……
楽しい自立の夢を持つて参つておりま
す。只今自衛権について幾多の問題が
起つておりますけれども、私は自
衛権などというものは議論の問題では
ないと思ふ。自衛とは生命を持つた者
のおのづから持つておるその本能
であつて、一寸の虫にも五分の魂があ
る。如何なるものといへども、生命が
ある以上は、おのづから自分の身を守
ることは、これは當然の本能でありま
す。独立した後に日本の国民が自己の
意思を以て自分の國を守る、これは私
は御心配は及ばんと思ふ。(その通
りと呼ぶ者あり)あらゆる面から考
へて、力相應に、黙つて殺されはいたし
ません。二千年の伝統と歴史を持つ日
本民族が、この民族國家がさうに簡
單に亡びるものではない。然らば独立
後の日本国民が、独立の意思を持つ
て、これを對等の下に、一方も威張
らず、一方も卑下せず、對等の下にか
ような問題を扱つて参つたならば、或
いは双方共に納得して、よい効果を擧
げることにもなるかも知れません。
我々はこの安保條約をば否認いたし
ました理由も、まだあれは念の入れ方

が足らなかつたのであります。第三條
のごとき、その内容の空疎なものをば
丸呑みに吞めなかつたからでありま
す。丸呑みにお吞みになつた當時の賛
成の諸君も、蓋を開けて見たならば、か
ような大きな問題が飛び出したこと
につきまして、今は私は非常な不安を
持ちになつておるだらうと思ふ。(拍
手) お持ちになつておらんかた、
おありになつたならば、それはどうか
と思ふのであります。(拍手) 學者も
國會は非常な不用意であつた、あの
時、なほもつと念を入れておかなか
つたかと申しておる。さうな、事、外交
の問題、外交の問題に關しますとい
うと、我々は十二分に念を入れておき
ませんでした、あとで取返しに付かな
いことが起つて参るのであります。只
今までは外國の軍隊がおりましよう
と、それは占領下でありました。いた
し方ございせん。併しながら日本國
民は由來非常な短氣な國民である。獨
断持ちの國民である。而もかような敗
戦の経験を持たない國民であります。
この尊嚴したる敗戦後の國民が、い
よ獨立した時に、果して今まで通り
の態度を以て外國の軍隊に接し得る
どうかにつきましては、私は疑いを持
たざるを得ないものがあるのであり
ます。懸念を有する。従つて政府にお
きまして、こういうような問題に對し
形式論にとらわれないうで、親切に國民
に示すために、深くこの行政協定のこ
ととものは國會を通して國民に了解を
求める態度に出られるべきものであ
る。これが日本のために最も親切なる
政治であるということを申しまして、

私はこの決議案に賛成の意を表するも
のであります。(拍手)
○議長(佐藤隆夫君) 堀真琴君。
堀真琴君登壇、拍手
○堀真琴君 私は労働党を代表いたし
まして本決議案に賛成をいたすもので
あります。
これまで政府の説明乃至はこの壇上
におきまして只今草葉君から説明さ
れましたように、政府の見解は、安全
保障條約第三條に基くものであるから
して、行政協定についてこれが國會の
承認を必要とするものではないと説明
いたしておるのであります。併しなが
ら安全保障條約第三條は、合衆國の軍
隊が日本の國內乃至はその附近に駐留
するについての配備の規律に關するこ
ころの條件につきましては、兩政府間の
行政協定でこれを決定するといふこと
を規定しておるのであります。これ
は安全保障條約そのものの中に配備
の條件を規定したものでなく、個別
の行政協定を以てこれを決定するとい
ふことを取極めてゐるに過ぎないので
あります。(その通りと呼ぶ者あり)
従つて兩政府間に取極められるこ
ころの行政協定は、又改めて國會の承
認を必要とするべきものであり、安全保
障條約第三條に基いてすでに包括的に
これが承認を得たものであるからして
政府はその権限においてこれを取結ぶ
ことができるかと解釈することができ
安全保障條約第三條によつてもでき
ないものと申さなければならぬのであ
ります。(その通りと呼ぶ者あり)
仮に政府の言うがごとくに、安全保
障條約第三條によつてその権限を與え
られ、行政協定を取結ぶ権限を委任さ
れたといたしましても、それは極めて

限定されたものでなければなりませ
ん。然るに行政協定の内容として取極
められたものは、御承知のように極め
て広範なものであり、而もその内容
は、安全保障條約が國會の承認を得た
當時におきましてはまだ明確ではな
かつたのであります。内容の明確でない
ものについて包括的にこれを委任する
といふことは到底考えられないのであ
ります。(その通りと呼ぶ者あり)従
つて若し政府の見解をとつたしまし
ても、我々は行政協定の内容につきま
して到底これを承認することはできな
いのであります。
政府では又この行政協定に關しまし
て、しばしば國際的な、特にアメリカ
の慣行について申しておるのであり
ます。確かにアメリカ合衆國ではこの種
の國際間の取極は行政協定で可能な
ものとしたてゐります。なぜならば、
その内容が合衆國の主権なりその國民
の權利義務に對して何ら制限するもの
ではないからであります。併しなが
ら、いやくもその主権を制限し、そ
の國民の權利義務に對して拘束を
與えるものにつきましては、よしんば
それが行政協定であらうと或いはその
他の名前を以て呼ばれようとも、國會
の承認を必要とすることは、昨年六月
締結されたところの北大西洋條約
に基く協定がその例証であると申すこ
とができるのであります。(その通り
と呼ぶ者あり)アメリカばかりではあ
りません。フランスの第四共和國の憲
法につきましても、國の財政に負担を
與える條約その他國際間の取極或いは
フランス國內法に對して何らかの変更
を與えるような條約その他の取極につ
きましては、法律によつて批准されな

ければならないということが規定されておられます。又イタリア共和国の憲法につきましても、フランス第四共和国憲法と同じような規定が認められるのでありまして、外国の事例に徴しましても、この種の協定が国会の承認を必要とするというものは一般の慣習であると申しても差支えないのであります。

又その内容であります。これは先ほど申しましたように、單に安全保障條約第三條に基くところの細目的な取極以上のものであります。例えば裁判官權に關する條項であるとか、或いは關稅法その他稅法上の特權の付與であるとか、或いは出入國の自由であるとか、或いは地城及び施設等の使用上の便宜を與える件であるとか、或いは財政上の負担を與える件であるとか、主權の制限、日本國民の權利義務に大なる拘束を與えるものをその内容としたしておるのであります。政府はこれに對しまして「行政協定の内容については從來國際慣行がある。従つてこの國際慣行によつてその條件を決定したのである」と、このように説明しております。併しながら、國際慣行とは申しながら、戰時中の特例を除きまして、對等國間にこのような内容の行政協定乃至はその他の條約が果してあつたであらうか。政府はしつぱ戰時中の米英の協定を挙げてこれが説明といたしているのであります。併しながら、この米英協定は丁度一九四一年の三月結ばれたものであります。が、ダンケルクの敗戦の後であります。イギリスは第二次大戰に對して非常に非常な敗戦の憂目を見ておつた時であり、アメリカが漸く武器貸與法によ

りまして西ヨーロッパの諸國に對して援助の手を差延べて來た時でありまして、従つてイギリスとしては、アメリカのこの援助によりまして敗戦を好転せしめようと努力しておつたことは申すまでもないところであります。従つて、イギリスがアメリカの申出によりまして、大西洋上のパシフィックその他の諸島嶼に軍事基地を設定することを認めるに至つたものとなればならぬのであります。而もこの米英協定について見ましても、例えば裁判官權であります。この米英協定に基くところのイギリスの法律によりまして、裁判官權に關する、アメリカの專屬とせられてありますものにつきましては、先ず軍隊の所屬員のみを対象としたておられます。その家族については何らこれを及ぼすものとはしておらぬのであります。なお法律には「アメリカ合衆國軍隊の所屬員とは、合衆國の法律によつて現に同國の陸海軍法の適用を受けているすべての者」と、このように規定してあります。何らそこには家族を含んでおらぬのであります。又その犯罪につきましても、叛逆罪を含むところの軍事的性質の犯罪及び軍の安全に關する犯罪と限定されておるのであります。日米間の行政協定のごとくに、すべての犯罪に及ぶものではないのであります。従つて米英協定と今回の行政協定とを比べると、違ひがあると思ふべきではありません。勿論對等國でないところの國家間の條約なり協定なりには不平等のものもありません。屈從的な取極も見られるのであります。例えば一九四七年の三月の米比軍事基地協定であります。併しな

が、この場合でも、又裁判官權に關して見ますというところ、基地内はともかくといたしまして、基地外におきましては、犯人も被害者も共に合衆國の軍隊の所屬員であるもの、次に犯人が合衆國軍隊の所屬員で合衆國の安全に反するものについてののみこの裁判官權を認めておるのであります。尤も、戰時にあつては、すべての軍隊所屬員の犯罪に對してこれを認めるという但書はありますが、併し米比軍事基地協定においても犯人並びにその犯罪の境界が明確に示されておるのであります。家族についてこれを認めていないことは言ひまでもないものであります。従つて國際慣行に口をかりまして、主權の制限、國民の權利義務を拘束するやうな條約を結び、すでにこれが包括的に委任せられたものとして、國會の承認を必要とせずとするがごときは、大なる憲法違反であると申さなければならぬのであります。

而もこの日米行政協定は軍事的な協定の性格を持つものであります。行政協定の第二十四條、つまり緊急事態の發生した場合のことでありまして、日本區域の防衛のために必要な共同措置をとるといふことが規定されております。これは具體的にはアメリカの軍隊と日本の警察予備隊その他が共同行動をとるといふことであります。日本警察予備隊そのものがすでに予算委員會その他におきまして日本の憲法違反である職力を構成するものであるといふことが論議されておられます。が、私はそれに触れないのであります。併し防衛のためとはいふことが、果してアメリカ軍と共同して戦争を行うことができるであらうか。憲法の第九條の第二項の後段の交戦權を持たないという規定は、これを禁止してゐるものと言わなければならぬのであります。而もこの行政協定におきましては、兩者の共同行動をとる場合を想定し、憲法違反をも顧みずに、着々日本防衛のためと称して再軍備の道を歩んでおるものと申さなければならぬのであります。

私は、なお、このほかに行政協定が國會の承認を必要とすることにつきまして申し上げたいのでありますが、最後に私は、曾つて我々の先輩たちが、數十年の長きに亘つて開港とその歸屬のために悲惨な歴史を嘗めた例の安政條約と今度の行政協定とを比較してみたいと思ふのであります。安政條約が結ばれたのは、アメリカ合衆國との條約は安政五年、オランダとも同年、それ以後明治の初年に至るまで各國との間に結ばれたものであります。ところが、この内容を見ますと、領事裁判權と協定關稅率制度を認めておりました。何ら關稅の自主權がなかつたところの不平等な、極めて屈辱的な條約なのであります。これがたゞに、日本の國民はもとより、日本の政府もこれが改正のために數十年の長きに亘つて努力いたし、その間には幾多の犠牲をすら拂つておるのであることとは、すでに皆さん御承知の通りだと思ふのであります。

ところがこの安政條約と行政協定とを比較してみると、私は安政條約よりも更に苛酷なる條件が行政協定の中に含まれておることを認めざるを得ないのであります。先ず第一に、安政條約の、これはアメリカ合衆國との條約でありまして、第十三條によりまして、即ち一八五八年調印の日から百七十一カ月、即ち一八七二年七月までをその期限とし、そのときに至つて兩政府間で修正又は變更の協議をすることができ。但し一年前にこれは變更乃至修正をする側から通告するということになつておりました。この規定に基きまして明治政府は、只今申しましたように、數十年の長きに亘つて改正の努力をいたしたのであります。が、實際にアメリカとの間に新條約が結ばれたのは一八九五年であります。明治の二十八年、日清戦争の最後の年でありまして、このように、安政條約にはともかく期限が附せられておつたのであります。が、行政協定には御承知のように何ら期限の定めがないのであります。更に安政條約第三條には、五つの開港場並びに東京及び大阪の居留地の規定が載せられておりました。この居留地の地域内においてはアメリカ人はいづれの治外法權を認められておつたのであります。ところが行政協定におきましては、施設、その區域は限定されておられません。無制限に全國にこれを拡大し得ることも予想されるのであります。このやうな工合に、行政協定は安政條約に比しまして極めて苛酷なものであります。而も安政條約第四條を見ますと、いふと、アメリカ人は輸入關稅を一定の稅率に限定する、そのしてその物品を日本に輸入することができるといふことになつておられます。が、行政協定におきましては、これは完全に無税といふことになつておるのであります。なお安政條約は通商航海條約であります。従つて領事裁判權なり或

いは協定関税率制度を改め、そうして裁判官権を日本が獲得し、関税自主権を獲得するならば、條約そのものは必ずしも日本に対して隷屬乃至は屈從を強制するものではないと申すことができるのであります。ところが行政協定の場合は、裁判官権その他の特権を廃止乃至は修正いたしましたも、なお外国の軍隊が我が日本に駐留するのであります。外国の軍隊そのものに伴ふところの國際法上の特権は従つて依然として残存するものと申さなければなりません。このように行政協定は、安政條約に比較して、我々國民に対して重大なる拘束を與えるものであり、我が國を隷屬とせうして屈從との底に陥れるものと申さなければならぬのであります。(その通りと呼ぶ者あり)

吉田内閣はこの重大な行政協定を國會の承認を経ずしてこれを國民に押し付けようとしたのであります。國權の最高機關であり、國民を代表する國會が若しこれを見逃すとすれば、國會自身その審議權を放棄したものと云わなければならず、國會の權威はもはやどこにあるかと問わざるを得ないと思ひます。我々は、國民に対する我々の責任を全うするために、この行政協定を(時間々々と呼ぶ者あり)國會の承認に付すべきものである、こういう工合に考えるのであります。

以上が私の賛成意見であります。(拍手)

「予算委員會は休憩だ、總理はどうした」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤四郎) 兼岩傳一君。

〔兼岩傳一君登壇、拍手〕

「總理の出席を求めろ」總理を出せ、予算委員會は休憩だ「発言をしないか」と呼ぶ者あり

○兼岩傳一君 私は日本共産黨を代表して本決議案に賛成いたしますのであります。

理由は、この行政協定こそ、平和、安保兩條約の具体化であり、この実施によつて、労働者、農民は勿論、いやしくも平和と獨立を愛し、アメリカ軍の日本駐留に反対し、アメリカ軍、御用商人の手先になることを潔しとしない國民の生活が、極度に圧迫されるのみか、遂には日本が大戦争に巻き込まれ、祖國を焦土と化し、民族を滅滅させるものであるからであります。本年一月二十二日、アメリカの國會においてスパーグマン上院外交委員會極東分科委員長は、「アメリカでは行政協定が調印されなければ講和條約の批准は行われない」と言明している。ところが日本の國會においては、その当時、この点を追及された岡崎國務大臣は、「ラスク氏が行政協定を講和條約を批准する條件とはしないと言明しておられるから、そのようなことはない」と言う。どう考えましても、五十の坂を越した成年の男子で、如何に「かいらい」政權とは言え、國務大臣の要職にある者の答弁とは信じられない答弁を平然としてやつてのけているのであります。ところが二月四日、ロンドン・デリー・メールの東京特派員は、「ラスク氏が現在トルーマン大統領の特使であること、この肩書が普通の技術的な協定の代表に與えられるものではないという事実が、今回の日米交渉の重要性を何よりもよく証明している。ラ

スク、岡崎氏は、ときどき、ただ二人きりで個別會談を開いているが、この個別會談には軍部代表ジョンソン陸軍次官補さえ故意に席を外したことが再三あつたものと了解される。」と會談の模様を伝えて、朝鮮騒動についての問題が討議され、公表されない秘密な重要取極のあることを指摘しているのである。その後、行政協定ができ上り、アメリカの上院が講和條約の批准の審議を進めるや、この頃からアメリカの朝鮮を挙げて國連空軍による満州基地爆撃の問題が取上げられ、伝えられるところによれば、これを敢行する権限はすでにリッジウェイ大將がワシントンから委任されておられ、要すれば事前に英公等に通告してから行われるが、急を要する場合には事後通告でも止むを得ない、三國の意見が一致しているとの由である。(「そうだ」と呼ぶ者あり) あたかもこの情報に基づいて、二月二十日、アメリカ下院では、トルーマン・チャーチル會談の内容に關する完全な報告をアチソン國務長官に要求する決議案を多数を以て決定しているが、アメリカの下院が政府の意に反して今回のように外交政策に大影響を及ぼす決議案を承認したのは、故ルーヴエルト政権発足から二十年間最初の出来事であつたと言われている。即ち極東における今日の情勢は、今やアメリカ軍が朝鮮において重大な敗北を喫し、中華人民共和國による台灣の解放がすでに日程に上り、仏印においてはハノイが危殆に瀕し、フィリピン、マレーの民族獨立運動又着々強化し、これに對しアメリカ帝國主義者は、この敗け職さを挽回

し、新しい大戦争の準備のために、日本に軍事基地と、地上軍と、軍需産業を決定的にその掌中に握らうとしておるのである。一昨年マッカーサー元帥が北朝鮮に——して大失敗をやつて罷免され、休職會談を受けざるを得なくなつたときに、平和、安保兩條約がアメリカのお手盛りで急遽作り上げられ、日本に押し付けられ、今、朝鮮で休職會談をアメリカ側がこれ以上どう延ばそうにも延ばせなくなつて来たので、兩條約の仕上げとも言ふべき行政協定が秘密裡に作り上げられて日本に押し付けられて来た。この点は我が黨が繰返し／＼日本國民に警告して来たところであるが、(「わかつた／＼」と呼ぶ者あり) 今やアメリカ本國においても、ブラッドレー統合參謀本部議長が上院外交委員會の聽聞会で、行政協定の締結が遅れると朝鮮の作戦に重大な支障を來すと述べておられるのを見れば、如何に我が黨の従来の警告が正しかつたかは明白と言わなければならぬ。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手、笑聲)

従つて行政協定の第一の特質は、それが日本の全國土を挙げてアメリカのアジア大戦争の作戦基地と化するものである。吉田總理は日本に基地はないとしば／＼言明して来たが、この嘘を最も特徴とする老宰相の言明と全く事態は反對であつて、行政協定第三條によれば、アメリカ軍は、陸海空の基地は無論、原爆基地であろうとも、思うがままに建設できるが、日本人はその内部を窺ふことすら許されない。若しそのようなことをすれば、第二十三條によつて軍機に觸れるものとして嚴重

に罰せられるのである。この基地は絶対に日本を防衛するためのものではない。この点も政府の説明は嘘である。第一條、第五條によつて、現に朝鮮で作戰に従事しておるアメリカ軍や、台灣を占拠しておるアメリカの艦隊や、グエトナムに軍需物資を輸送するアメリカ船団が、ことごとく日本に自由に出入りし、アメリカ駐屯軍としての特権を無制限に享有できるのである。而かも第二條によつてこの作戦基地は無制限に拡張できるし、期限は無期限である。これを要するに、現在國連軍の名の下に朝鮮戦争に従事しておる龐大なアメリカ軍がほしきままに日本に作戦基地を設定し、基地とその周辺で絶對的な權力を握り、日本國內を自由に往來し、日本を挙げてアメリカ軍のアジアの踏み台とするのが本協定の眞の目的とするところである。(「そうだ／＼」と「大概にしろよ」と呼ぶ者あり)

第二に、本協定は、アメリカ軍、御用商人その他に對して無制限の特権を賦與するものである。第十七條によつて、彼らは基地の内外を問わず、公用と私用たるを問わず、軍人軍属はもとより、家族に至るまで、日本の裁判權には服しないといふ、かのアメリカ・フィリピン協定にも見られぬところの世界に類を見ないまでに屈辱的な條約である。而も彼らは第四條によつて、農地であらうと、學校であらうと、ほしきままに接収し、それがどんなに荒されようとも、原状に回復し或いは損害を補償する義務を負わぬ。彼らは第十一條によつて、國外の物資を無税で輸入し、税關の検査なしに日本國內に持ち込み又持ち出すことがで

き。第十二條によつて、彼らは日本国内で無制限に物資を調達できる。アメリカ軍の公認調達機関の証明さえあれば、物品税、通行税、ガソリン税、電気ガス税その他が免除される。日本の公益事業とその労働者を随時徴用して軍夫同然に使用し、第十九條、第二十條によつて、日本の為替管理を免かれ、ドルを自由に持ち込み、自由に持ち出し、基地内では軍票を無制限に使用することが出来る。第十八條によつて、彼らは戦時行為によつて日本人に損害を與へても損害賠償の責任を負わない。従つて日二九などの墜落による損害は彼らの関知するところではない。(ヒヤ／＼と呼ぶ者あり)

要するに、彼らはアジア作戦の結果、日本国民に堪えがたい負担をかけることも聞知しないし、又アジア作戦の敗北によつて日本が荒廃しようとも、その責を負わない。而もアジア作戦によつて大儲けするのはアメリカの大資本家、御用商人であり、この御用商人の選抜はアメリカ軍の自由で、日本には何の権限もないということである。

第三に、本協定はかくて日本経済の支配権をアメリカ人とその手先に渡し、日本の民族産業を破壊させるものである。(ノ／＼「協定の内容の問題じゃない」と呼ぶ者あり) なぜならば、第十一條によつて、アメリカ軍の公認調達機関とその御用商人は、関税の検査もなく、無税で輸入するから、日本の商社はこれとは太刀打ちができなくなるし、彼らはアメリカ軍の威をかりて、鉄道、電力、石炭などの公共事業とその役務を優先的に使用し、

物資は日本国内で無制限に税金なしで調達できるから、その結果、日本人のための平和的な産業がこれと太刀打ちできず、破壊の途を辿るのは明かである。

第四に、本協定は日本の政治の指導権をアメリカ人に渡し、国民の要求を「(ノ／＼)」によつて弾圧しようとするものである。(ノ／＼「と呼ぶ者あり」) 成るほどこの協定の実施については、第二十六條によつて日米の合同委員会で協議すると言ふ。併しこれはごまかしで、現に合同委員会の最も重要な仕事であるアメリカ軍の基地の決定について、アメリカ側が承認しないときは、アメリカの意のままになることは、協定附属の岡崎ラスク交換文書に規定せられてある通りではないか。日本の予算もアメリカ人に握られる。アメリカ軍は電波を独占するのみか、(よせよせ)と呼ぶ者あり第十五條によれば、アメリカ軍の公認新聞に税金その他の制約なしで日本の公衆に販売される。アメリカ軍の軍人軍属は言ひに及ばず、その家族に対しても抵抗した日本人は直ちに処罰される。即ち第二十三條によつて、アメリカ軍は、アメリカ人及びその財産の安全を図るためには、随時に必要となるべき措置、即ち何でもできるのは無論、アメリカ軍の軍需品を製造する工場でストライキやサボタージュを行なつた日本人労働者や、基地設定に反対する農民、漁民の陳情運動も、防諜の名の下に脅かされ、処罰される。

第五に、最後に本協定は非常大権をアメリカに売り渡しており、これを規定する第二十四條こそ本協定の最大眼目である。本協定は、この條項によつて、現に朝鮮、台湾に出兵してあるアメリカ軍の作戦を既成事実として合法化し、日本を擧げてこれに協力させ、これによつて日本を大戦争に駆り立てる。なぜならこの協定は「日本区域」の範圍を明らかにしてないし、敵対行為の内容を明らかにしてないから、若し不幸にして朝鮮の休戦会議が決裂して、アメリカ軍が朝鮮半島から追い出されて、毫釐、對馬に退却する場合、或いは台湾のアメリカ艦隊が沖繩基地に退却する場合に、一敵對行為の急迫した脅威」と認定される虞れがある。且つ第二十四條で規定してある「共同措置」の内容は明らかにされておらず、これからアメリカ軍が朝鮮、台湾から追い出されて、なお戦争を継続する場合、日本の警察予備隊はもとより、日本国民が根こそぎ動員されることにならないという如何なる保障もない。従つて原爆を以て満洲爆撃が行われた場合は、日本人が戦争に巻き込まれることは、今本協定を拒否しない以上絶対に避けられないのである。(「そうだぞうだ」と呼ぶ者あり) 日本は再軍備、国民の徴兵と動員、日本の戦場化を前提とし、(「話が違ふ、話が」と呼ぶ者あり) 日本全土を基地化し、アメリカ軍とアメリカ人にあらゆる特権を與へ、日本国民の反抗をことごとく弾圧し、戦争参加を決定する非常大権をアメリカに売却するところの本協定が国会の審議にすらかけられないという事は、まさに民族の悲劇とも言うべき不幸であり、国会の権威を地に落とし、国会議員を「かかし」同然に墮落させる。や、院外

定する第二十四條こそ本協定の最大眼目である。本協定は、この條項によつて、現に朝鮮、台湾に出兵してあるアメリカ軍の作戦を既成事実として合法化し、日本を擧げてこれに協力させ、これによつて日本を大戦争に駆り立てる。なぜならこの協定は「日本区域」の範圍を明らかにしてないし、敵対行為の内容を明らかにしてないから、若し不幸にして朝鮮の休戦会議が決裂して、アメリカ軍が朝鮮半島から追い出されて、毫釐、對馬に退却する場合、或いは台湾のアメリカ艦隊が沖繩基地に退却する場合に、一敵對行為の急迫した脅威」と認定される虞れがある。且つ第二十四條で規定してある「共同措置」の内容は明らかにされておらず、これからアメリカ軍が朝鮮、台湾から追い出されて、なお戦争を継続する場合、日本の警察予備隊はもとより、日本国民が根こそぎ動員されることにならないという如何なる保障もない。従つて原爆を以て満洲爆撃が行われた場合は、日本人が戦争に巻き込まれることは、今本協定を拒否しない以上絶対に避けられないのである。(「そうだぞうだ」と呼ぶ者あり) 日本は再軍備、国民の徴兵と動員、日本の戦場化を前提とし、(「話が違ふ、話が」と呼ぶ者あり) 日本全土を基地化し、アメリカ軍とアメリカ人にあらゆる特権を與へ、日本国民の反抗をことごとく弾圧し、戦争参加を決定する非常大権をアメリカに売却するところの本協定が国会の審議にすらかけられないという事は、まさに民族の悲劇とも言うべき不幸であり、国会の権威を地に落とし、国会議員を「かかし」同然に墮落させる。や、院外

では何が起つたか。すでに神奈川県相模原の米軍最大の兵器補給廠では廠長ド・ソッソ大佐の命によつて大拡張が開始され、六月三十日まで立退けという苛酷な土地収上げに対し、町長以下全町民の反対が起つておるし、青森県三沢飛行場では鉄條網を落つて農民が種子を蒔いているし、大阪伊丹飛行場の大拡張に対しては、農民の小さな子供たちまでも、アメリカ文字入りの拡張の木杭を動かすために、生命の危険を顧みず、夜、自分の畑に忍び込んで行く。又、軍命令を名として賦首された東日本重工、全化学、全建設省などの労働組合の労働者を中心にして、全労働者が闘争を始めている。果して国会が、国会議員が、自由党を除く全政党が、これらの闘争の国民の要求を裏切るかどうか。参議院は、今、全国民の注視の真只中に立たされているのである。(「終り」と呼ぶ者あり、拍手、「議事進行」どうするのだ」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤寅次郎) 相馬君、何ですか。
○相馬助治君 議事進行について……。
○議長(佐藤寅次郎) よろしくございませう。発言を許します。相馬君。
○相馬助治君 私はこの際、採決に入る前に、特に吉田内閣総理大臣の本会議出席を要求いたします。(拍手) このことは議運の了解事項でありますし、仮に出席することがどうしても不可能な場合におきましては、議長において全員が了解付くように報告を私は要求いたします。

○菊川孝夫君 私は只今の相馬君の動議に賛成いたします。(議長、議事進行「異議なし」採決々々) なぜ出られない」と呼ぶ者あり)
○議長(佐藤寅次郎) 只今の相馬君の御発言は総理の出席を要求せよということであると了解いたしました。(採決採決)と呼ぶ者あり)議長は先ほど来出席を要求しておりますが、更に只今の御発言によりまして、改めて総理の出席を要求いたします。

○議長(佐藤寅次郎) 自由党が許しても議員が許さないぞ「休憩休憩」議事進行「議事がきめればいいのだ、議事が「引張り出せ」」「この醜態は何だ」「国会自体がきめることじゃないか」「何をぼんやりやつているのだ」「自由党は野次るだけか」「さつさと呼びなさいよ」「休憩々々」「総理逃亡」「一体この醜態は何だ、議運は何だ、この醜態は「運営委員長何しているか、議長は何しているか、準備が悪いぞ」「自由党が約束を実行しないから、こういうことになるのだ」「これは何だ、議事をやつているのか、何をやつているのだ」「真空状態だ、国会は真空状態だ」「速記しつかりやれ、野次をみんな書け」「運営委員長、何をやつているのだ」「議運は何だ」「休憩しろ休憩しろ」「国会の権威に関するよ」「議長、経過報告、中間報告しろ、後日の証書に写真に撮つておけ、この醜態を」「お茶にでも行こう」「議員の発言は一分間でもやかましく言つておいて、何だこの状態は」「国会の名譽を守れ」「運営委員長

官報

号外

昭和二十七年三月二十五日

第十三回 参議院會議録第二十四号(その二)

午後三時一分開議

○副議長(三木治朗君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。

この際、日程第二、塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案、日程第三、農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案、日程第四、日本専売公社法の一部を改正する法律案、日程第五、日本輸出銀行法の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長平沼彌太郎君。

(審査報告書は都合により第二十九号末尾に掲載)

塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月十八日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

昭和二十七年三月二十五日

参議院會議録第二十四号(その二) 塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案外三件

塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案

塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案

塩田等災害復旧事業費補助法(昭和二十五年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

3 昭和二十六年に発生した災害に因り甚大な被害を受けた地域に限り、その被害を受けた塩田等の災害復旧事業の事業費のうち政令で定める額をこえる部分についての第三條第一項の規定による補助金の金額は、同條第二項の規定にかかわらず、左の各号の区分により当該各号に掲げる比率によつて算出した金額の範囲内の金額とする。

一 塩田及び濃縮施設に係るもの
の当該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の八

二 塩田防災施設に係るもの
の当該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の九

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前塩田等災害復旧事業費補助法(以下「法」という。)第四條の規定により補助金交付申請書を公に提出した者は、当該申請書に係る補助金の金額について法附則第三項の規定の適用を受けようとするときは、昭和二十七年三月三十一日までに、同項に規定する政令で定める額をこえる部分の事業費についての補助金につき、補助金増額交付申請書を公に提出しなければならない。

3 法第五條の規定は、前項の規定による補助金増額交付申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、法第五條第一項中「第三條の規定により交付すること」が「第三條の規定により補助金の金額と第三條第二項の規定による補助金の金額との差額」と読み替へるものとする。

4 この法律施行の際までに法第三條第一項の規定による補助金で法附則第三項の規定の適用を受けるものについて法第四條の規定による補助金交付申請書を公に提出していない者が、法第三條第一項の規定による補助金の交付を受けようとする場合における法第四條

及び第五條の規定の適用については、法第四條中「災害が発生した日から二月以内」とあるのは、昭和二十七年三月三十一日までと、法第五條中「第三條」とあるのは「第三條及び附則第三項」とする。

5 法第三條第一項の規定による昭和二十六年に発生した災害により被害を受けた塩田等の補助金については、法第六條第一項中「前條第二項」とあるのは「前條第二項(塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律附則第三項において準用する場合を含む。)」と、法第六條第二項中「前條第一項」とあるのは「前條第一項(塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律附則第三項において準用する場合を含む。)」と、法第六條第三項中「第三條」とあるのは「第三條及び附則第三項」と読み替へるものとする。

(審査報告書は都合により第二十九号末尾に掲載)

農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月十八日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案

農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案

農林漁業資金融通特別会計法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
第十二條中「第三條に規定する資本の額の範囲内」を削り、「資金運用部」を「資金運用部又は米国対日援助見返資金特別会計」に改める。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

(審査報告書は都合により第二十九号末尾に掲載)

日本専売公社法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月十八日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

日本専売公社法の一部を改正する法律案

日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四條の次に次の一條を加える。

(繰越明許費)
第三十四條の二 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き当該事業年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、あらかじめ国会の議決を経て、翌事業年度に繰り越しして使用することができる。

明治二十五年三月三十一日
第三回臨時議會開議可

昭和二十七年三月二十五日 参議院會議録第二十四号(その二) 堀田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案外三件

2 前項の規定により翌事業年度に繰り越して使用することができ経費を繰越明許費という。

第三十六條に次の一項を加える。

2 公社は、前項の予備費を使用し、なお事業のため直接必要とする歳山予算に不足を生じたときは、予算の定めるところに従い、専売品の売上量の増加により収入の見積をこえる収入に相当する金額の一部を事業のため直接必要とする経費に使用することができ。

第四十三條の三中「公社は、」の下に「繰越明許費の金額を除く外、」を加え、「歳出予算を」を「歳出予算の経費の金額に、」を「生じなかつたもの」に「(当該契約その他支出の原因となる行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。)」に改める。

第四十三條の十八中「市中銀行を」を「銀行その他大蔵大臣の指定する金融機関」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

右全案一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十四日
大蔵委員長 平沼彌太郎
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

森 八三三 菊田 七平
小林 政夫 小宮山常吉
溝淵 春次 岡崎 眞一
黒田 英雄 西川甚五郎
田村 文吉 菊川 孝夫
伊藤 保平 大矢半次郎

第四條の改正規定を次のように改める。

第四條を次のように改める。

(資本金)
第四條 日本輸出入銀行の資本金は、二百十億圓とし、政府が一般会計及び米國対日援助見返資金特別会計からその全額を出資する。

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、日本輸出入銀行を日本輸出入銀行とし、同銀行が新たに輸入金融業務及び債務の保証の業務並びに資本金の増額を大蔵大臣の認可によつて行い得ること、資金の備入ができることとする。

二、事件の利害得失
わが國の外國貿易を促進し得る利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十七年政府関係機関予算に、一般会計から

の繰入金四十億圓、米國対日援助見返資金特別会計からの借入金三十億圓が計上されている。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月十三日
参議院議長 林 譲治
参議院議長佐藤尚武殿

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

一、日本輸出入銀行法
本則中「日本輸出入銀行を」を「日本輸出入銀行」に改める。

二、日本輸出入銀行法
第一條中「輸出貿易」を「外國貿易」に、「輸出金融」を「輸出入金融」に改める。

三、日本輸出入銀行法
第四條に次の三項を加える。

4 政府は、前項の規定により日本輸出入銀行がその資本金を増加する場合においては、予算の範囲内で、日本輸出入銀行に出資することができ。

第十一條第二項を次のように改める。

2 副總裁は、總裁の定めるところにより、日本輸出入銀行を代表し、總裁を補佐して日本輸出入銀行の事務を掌理し、總裁に事故があるときにはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行う。

3 理事は、總裁の定めるところにより、日本輸出入銀行を代表し、總裁及び副總裁を補佐して日本輸出入銀行の事務を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときには總裁の職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときには總裁の職務を行う。

4 監事は、日本輸出入銀行の業務を監査する。

第十二條第一項中「及び監事」を「副總裁及び監事」に改め、同條第二項中「専務理事及び」を削る。

第十三條から第十五條まで中「専務理事」を「副總裁」に改める。

第十八條第一項第一号中「銀行を」の下に「第三十九條第一項の場合を除き」を加え、同條第一項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 本邦からの輸出の振興を図るために必要な原料、材料その他の物資(以下「物資等」という。)

の外國からの輸入が確實且つ適時に行われることを促進するため、本邦輸入業者又は本邦製造業者に対して資金を貸し付け、又は銀行に対してこれらの者のためにする手形の割引をすること。但し、資金の貸付について

は、銀行が日本輸出入銀行とともにその資金の貸付を受けようとする者に対して資金を融通する場合であつて、その者が銀行を通じて当該貸付の申込をするときに限る。

五 設備等の本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供又は物資等の外國からの輸入を促進するため、本邦輸出入業者又は本邦製造業者の債務を保証すること。

第十八條第二項中「第三号」を「第五号」に、「又は手形の割引を、」を「輸入(これに伴つてなされる技術の提供又は受入を含む。)」を「若しくは輸入(これに伴つてなされる技術の提供又は受入を含む。)」又は外國からの物資等の輸入に、」又は当該割引に係る手形の支拂」を、当該割引に係る手形の支拂又は当該保証に係る債務の履行」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 外國からの物資等の輸入を促進するためにする第一項第四号の規定による資金の貸付若しくは手形の割引又は外國からの物資等の輸入を促進するためにする同項第五号の規定による債務の保証は、前項に規定する場合の外、左の各号に掲げる場合のいづれにも該当するときに限り行うことができる。

一 外國からの物資等の輸入契約に基きその対価の一部の前拂が行われる場合であつて、当該前拂に係る資金が、その前拂を受ける者によつて、当該輸入契約

は、銀行が日本輸出入銀行とともにその資金の貸付を受けようとする者に対して資金を融通する場合であつて、その者が銀行を通じて当該貸付の申込をするときに限る。

五 設備等の本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供又は物資等の外國からの輸入を促進するため、本邦輸出入業者又は本邦製造業者の債務を保証すること。

第十八條第二項中「第三号」を「第五号」に、「又は手形の割引を、」を「輸入(これに伴つてなされる技術の提供又は受入を含む。)」を「若しくは輸入(これに伴つてなされる技術の提供又は受入を含む。)」又は外國からの物資等の輸入に、」又は当該割引に係る手形の支拂」を、当該割引に係る手形の支拂又は当該保証に係る債務の履行」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 外國からの物資等の輸入を促進するためにする第一項第四号の規定による資金の貸付若しくは手形の割引又は外國からの物資等の輸入を促進するためにする同項第五号の規定による債務の保証は、前項に規定する場合の外、左の各号に掲げる場合のいづれにも該当するときに限り行うことができる。

一 外國からの物資等の輸入契約に基きその対価の一部の前拂が行われる場合であつて、当該前拂に係る資金が、その前拂を受ける者によつて、当該輸入契約

に基く物資等の本邦への輸出を行ふために必要な資源の開発その他事業の拡充に充てられる場合。但し、当該前拂を受ける者の信用状態が良好であり、且つ、当該前拂に関する債務の履行が確実であると認められる場合に限り。

二 当該外国からの物資等の輸入が、思惑、投機、買込みその他不健全な目的のために行われなると認められる場合。

第十八條の次に次の一條を加える。

第十八條の二 前條第一項第五号の規定による保証に係る債務の現在額及び第三十九條第一項の規定による借入金額の合計額は、第四條に規定する資本金及び第三十八條に規定する準備金の額の合計額をこえることとなつてはならない。

第十九條の見出し中「及び手形割引歩合を」と、手形割引歩合及び債務保証料率に改め、同條第一項中前條第一項第一号から第三号を「第十八條第一項第一号から第五号に」、「及び手形の割引の歩合を」と、手形の割引の歩合及び債務の保証の料率に、「及び歩合を」と、歩合及び料率に、「及び手形割引料率」と、手形割引料率及び債務保証料率に、「その他の諸費を」と、第三十九條第一項の規定による借入金の利率、附属諸費に、「及び手形の割引歩合を」と、手形の割引歩合及び債務の保証料率に改め、同條第二項中「及び手形の割引歩合を」と、手形の割引歩合及び債務の保証料率に、「及び手形の割引歩合を」と、手形の割引歩合及び債務の保証料率に、「及び手形の割引歩合を」と、手形の割引歩合及び債務の保証料率に改め、「手形の割引又は保証に係る債務」に改め、「手形の支拂期限、」の下に「債務の保証の期限、」を加え、「及び手形の割引」を「手形の割引及び債務の保証」に改める。

第二十條の見出し中「及び割引に係る手形の支拂期限を」と、割引に係る手形の支拂期限及び保証に係る債務の履行期限に改め、同條第一項中「第三号を」第五号に、「又は割引に係る手形を」と、割引に係る手形又は債務の保証に、「又は手形の支拂期限を」と、手形の支拂期限又は保証に係る債務の履行期限に改め、同條第二項中「又は技術の提供若しくは受入を」と、若しくは技術の提供若しくは受入又は物資等の輸入に、「困難である」と「困難であり、又は取引の実情に沿わないもの」に改め、「三年をこえ五年以内」の下に「若しくは三月をこえ六月以内」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3 第十八條第一項第二号又は第四号の規定により割引引いた手形の書換のために振り出された手形の割引の期限は、前二項の規定にかかわらず、三月以内のものとする事ができる。

4 設備等の本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供又は物資等の外国からの輸入を促進するためにする第一項の債務の保証は、当該設備等の輸出若しくは技術の提供又は物資等の外国からの輸入の契約に基く対価の支拂の條件その他の事由により同項の規定による事が困難であり、又は取引の実情に沿わないものと認められるときは、同項の規定にかかわらず、その履行期限が三年をこえ五年以内若しくは三月をこえ六月以内のものとする事ができる。

第二十一條中「又は手形の割引」を「手形の割引又は債務の保証」に改める。

第二十二條中「又は手形の割引」を「手形の割引又は債務の保証」に、「利率及び期限を」と「利率、歩合又は料率及び期限、物資等の品目、」に改め、「回収の方法」の下に「債務の保証の履行の方法」を加える。

第二十四條中「輸出金額」を「輸出金額」に改める。

第二十六條第二項中「手形割引料」の下に「債務保証料」を加え、「附属諸費及び資産の運用損失金」を「第三十九條第一項の規定による借入金の利率及び附属諸費」に改める。

第三十八條の見出しを「(利益金の処分及び国庫納付金)」に改め、同條第一項中「これ」を「左の各号に掲げる金額のいずれか多い額」に改め、同項に第一号及び第二号として次のように加える。

一 当該利益金の百分の二十に相当する額

二 毎事業年度末における資金の貸付残高及び割引に係る手形の現在額の合計額の千分の七に相当する額(その額が当該利益金の額をこえるときは、当該利益金の額)

第三十八條に次の二項を加える。

3 日本輸出入銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第一項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十九條を次のように改める。

(資金の借入)

第三十九條 日本輸出入銀行は、第十八條第一項に規定する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から資金の借入をし、又は外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入をすることができ、

2 政府は、日本輸出入銀行に對して資金の貸付をすることができ、

3 第一項に規定する場合を除く外、日本輸出入銀行は、資金の借入をしてはならない。

第四十三條第一項中「及び監事」を「副總裁及び監事に改め、同條第二項中「専務理事及び」及び「専務理事又は」を削る。

第四十六條第二号中「承認」を「認可又は承認」に改め、同條第五号中「第三十九條」の下に「第三項」を加え、同号を同條第六号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第四号の次に次の一号を加える。

五 第十八條の二に規定する額をこえて債務の保証をし、又は資金の借入をしたとき。

第四十七條中「第八條を」第七條に改める。

附則第九項中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

附 則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 改正後の日本輸出入銀行法第三十八條の規定並びに附則第七項、第八項及び第十三項の規定は、日本輸出入銀行の昭和二十七年四月に始まる事業年度から適用し、日本輸出入銀行の同年三月に終る事業年度の利益金の処分、所得税、法人税及び地方税については、なお従前の例による。
- この法律施行の際日本輸出入銀行の専務理事である者は、別に許命を用いないで、その際改正後の日本輸出入銀行法第十二條第一項の規定により日本輸出入銀行の副總裁として任命されたものとみなす。
- 前項に規定する日本輸出入銀行の副總裁の任期は、改正後の日本輸出入銀行法第十三條第一項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が日本輸出入銀行の専務理事として在任した期間を控除した期間とする。
- 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に、「日本輸出入銀行法」を「日本輸出入銀行法」に改め、同條第十八号中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

第五條第六号ノ二を次のように改める。
- 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ二を次のように改める。

昭和二十七年三月二十五日 参議院會議録第二十四号(その二) 塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案外三件

三〇〇

六ノ二 日本輸出入銀行ノ発スル証券帳簿

7 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第六号を次のように改める。

六 日本輸出入銀行

8 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「及び住宅金融公庫」を、「住宅金融公庫及び日本輸出入銀行」に改める。

9 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第五号中「日本輸出入銀行」を、「日本輸出入銀行」に改める。

10 貸金業等の取締に関する法律(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「日本輸出入銀行」を、「日本輸出入銀行」に改める。

11 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「日本輸出入銀行」を、「日本輸出入銀行」に改める。

1. 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十

二号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「日本輸出入銀行」を、「日本輸出入銀行」に改める。

13 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号中「住宅金融公庫」の下に「日本輸出入銀行」を加える。

第七百四十三條第三号中「住宅金融公庫」の下に「日本輸出入銀行」を加える。

〔平沼彌太郎君登壇、拍手〕

○平沼彌太郎君 只今上程せられました塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和二十六年に発生した災害により激甚な被害を受けた地方の塩田等の災害復旧事業につきましては、現行の塩田及び濃縮施設については事業費の十分の五、塩田防災施設については十分の六・五の補助率では、事業施行者がその負担に堪えられない状況にありますので、塩の生産を確保するため補助率の特例を設けることとし、災害復旧事業費が政令で定める額を超える場合には、その部分について補助率を、塩田及び濃縮施設については十分の八、塩田防災施設については十分

の九に引上げることにしようとするものであります。

本案は、質疑の後、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本案は、農林漁業資金融通特別会計の貸付金の財源に充てるため、昭和二十七年年度以降におきまして、米国対日援助見返資金特別会計から資本繰入を行わず、これに代えて借入金を用いることとなりますので、新たに米国対日援助見返資金特別会計から借入金を行い得ることを規定すると共に、資本の額を超えて借入金をすることができるよう規定したとしようとするものであります。

本案は、質疑の後、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に日本専売公社法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本案は、専売事業の円滑な遂行に資するため、新たに明許繰越の制度を設け、事故繰越の範囲を若干拡張し、予備費を使用してもなお事業のため直接必要な経費に不足を生ずる場合の経費使用の途を開くと共に、公社業務にかかる現金の預託機関に大蔵大臣の指定する金融機関を追加しようとするものであります。

本案は、質疑の後、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本案は、日本輸出入銀行を日本輸出入銀行に改め、我が国の外国貿易を促進するため、一般の金融機関が行う輸出入金融を補充し促進せしめるために必要な措置を講じようとするものであります。

改正の主な点について申し上げますと、第一に、日本輸出入銀行は、ブラント輸出促進のための輸出金融業務と併せて、我が国の輸出の振興に役立つ原料その他の物資の外国からの輸入に關し、その対価の一部の前拂いが行われる等、特定の場合について、輸入金融業務を行うことができるようにいたしました。

第二は、我が国のブラント輸出契約の実情に鑑み、その融資期間を最短期間六ヵ月から三ヵ月に短縮したとしようとするものであります。第三は、新たに債務保証業務を行うことができることとしたとしようとするものであります。第四は、利益金の一定割合を国庫に納付せしめることとしたし、これに伴い法人税等の非課税の取扱をいたそうとすることであり

ます。第五は、日本輸出入銀行の資本金に関する規定を設けようとするほか、政府からの借入及び外国からの外貨資金の借入を認めることとしたとしようとするものであります。

本案は、質疑の後、討論に入り、小林委員より各派共同提案にかかる修正意見が提案せられました。その修正要旨は、日本輸出入銀行法第四條に規定する同行の資本金は大蔵大臣の認可により増額できる等の規定を改め、同行の資本金を二百十億円とし、その額を明確に規定したとしようとするものであります。なお同委員から、政府出資による金融機関についても資本金に関する法律の規定を速かに統一されるよう要望意見が述べられました。

討論を終了し、採決に入り、修正案は全会一致を以て可決せられ、修正箇所を除く原案についても全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。本案を修正議決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○門田長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。

先ず塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案、農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案、日本専売公社法の一部を改正する法律案、以上三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

———

———

———

———

○副議長(三木治朗君) 次に日本輸出銀行法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第六、私立学校振興会法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。文部委員長相原眞隆君。

〔審査報告書は都合により第二十九号末尾に掲載〕

私立学校振興会法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月十八日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

私立学校振興会法案

私立学校振興会法

目次

- 第一章 総則(第一條―第十條)
- 第二章 役員及び職員(第十一條―第十六條)

第三章 評議員会(第十七條―第二十一條)

第四章 業務(第二十二條―第二十八條)

第五章 会計(第二十九條―第三十五條)

第六章 監督(第三十六條―第三十九條)

第七章 罰則(第四十條―第四十二條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 私立学校振興会は、私立学校の経営に關し必要な資金の貸付、私立学校教育の助成その他私立学校教育に對する援助に必要な業務を行い、もつて私立学校教育の振興を図ることを目的とする。

(法人格)

第二條 私立学校振興会(以下「振興会」といふ)は、法人とする。

(定義)

第三條 この法律において「私立学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二條第二項に規定する私立学校をいう。

2 この法律において「学校法人」とは、私立学校法(昭和二十四年法律第七十号)第三條に規定する学校法人をいう。

(事務所)

第四條 振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 振興会は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五條 振興会の資本金は、三億九千万円と第三項の規定により出資された債権の額に相當する額の合計額とする。

2 政府は、振興会に對して、前項の三億九千万円を出資するものとする。

3 昭和二十一年四月一日から振興会成立の日の前日までの間に、戦災、震災その他の災害のため被害を受けた私立学校(学校教育法第九十四條の規定により廃止された法令による私立学校を含む。以下この項並びに第二十七條第一項及び第二項において同じ)の建物の復旧費及び私立学校の経営費のため政府から私立学校を設置する者又は都道府県に對して貸し付けられた貸付金の債権(以下「旧債権」といふ)及びこれらの債権を担保する権利は、振興会成立の日において、政府から振興会が承継するものとし、その債権の額に相當する額は、政府から振興会に對して出資されたものとする。

4 振興会は、必要があるときは、文部大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

5 政府は、前項の規定により、振興会がその資本金を増加する場合においては、予算に定める金額の範囲内において、振興会に出資することができる。

(定款)

第六條 振興会は、定款をもつて左の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金及び資産に關する事項

五 役員に關する事項

六 評議員会及び評議員に關する事項

七 業務及びその執行に關する事項

八 会計に關する事項

2 定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(登記)

第七條 振興会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

3 登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

(名称使用の制限)

第八條 振興会でない者は、私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(解散)

第九條 振興会の解散及びその解散した場合における残余財産の処置については、別に法律で定める。

(法人に關する規定の準用)

第十條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不行爲能力)、第五十條(法人の住所)及び第五十四條(理事の代表権の制限)の規定は、振興会に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十一條 振興会に役員として会長一人、理事長一人、理事三人以上五人以内及び監事三人を置く。

(役員の職務)

第十二條 会長は、振興会を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、定款で定めるところにより、振興会を代表し、会長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、振興会を代表し、会長及び理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長及び理事長とともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長がともに欠員のときは、その職務を行う。

4 監事は、振興会の業務を監査する。

(役員・任期及び欠格事由)
第十三条 役員は、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 役員の任期は、二年とする。但し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができ

4 学校教育法第九條(校長及び教員の欠格事由)の規定は、振興会の役員に準用する。

(代表権の制限)

第十四条 振興会と会長、理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合において、監事が振興会を代表する。

(兼職の禁止)

第十五条 会長、理事長及び理事は、他の職業に従事してはならない。但し、これらの役員としての職務の執行に支障がないものと認

めて文部大臣が許可した場合は、この限りでない。

(役員及び職員)の地位)

第十六条 振興会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十七条 振興会に評議員会を置く。

2 評議員会は、十人以上二十人以上の評議員をもつて組織する。

(評議員会の職務)

第十八条 左に掲げる事項については、会長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

一 定款の変更

二 予算及び第三十五條の規定により文部大臣の認可を受けることを必要とする借入金の借入

三 第二十四條第一項の規定による業務方法書の決定及び変更

四 第三十三條第一項の規定による資本金の減少

五 その他振興会の業務に関する重要事項で、定款をもつて定めるもの

第十九条 評議員会は、振興会の業務若しくは資産の状況又は役員業務執行の状況について、会長に

対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は会長から報告を徴することができる。

(評議員の任命、任期及び欠格事由)

第二十條 評議員は、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者及び私立学校関係者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十三條第二項及び第三項並びに学校教育法第九條(校長及び教員の欠格事由)の規定は、評議員に準用する。

(評議員会の会議)

第二十一條 評議員会は、会長が招集する。

2 評議員会に議長を置き、評議員の互選で定める。

3 会長は、評議員の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合は、その請求のあつた日から三十日以内にこれを招集しなければならない。

4 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

5 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の場合においては、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四章 業務

(業務)

第二十二條 振興会は、第一條の目的を達成するため、左の業務を行う。

一 学校法人に対し、その設置する私立学校の経営のために必要な資金(その施設のために必要な資金を含む)を貸し付けること。

二 学校法人に対し、その設置する私立学校が教育の振興のため行う事業について助成を行うこと。

三 私立学校の職員の研修、福利厚生その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その施設等について、必要な資金を貸し付け、又は助成を行うこと。

四 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 振興会は、文部大臣の認可を受けて、前項各号に掲げる業務のほか、第一條の目的を達成するために必要な業務を行うことができる。

3 振興会は、前事業年度における損益計算上の利益金から、繰越欠損の補てんに充てた金額並びに当該事業年度において第三十二條第一項の規定による特別積立金及び同條第二項の規定による普通積立金として積み立てられた金額を控除した金額に相当する金額の範囲

内においてのみ、第二項第二号又は第三号の規定による助成を行うことができる。

(業務執行の基本原則)

第二十三條 振興会の業務は、第一條に規定する振興会の目的に従い、公平且つ確実な運営を期して執行されなければならない。

(業務方法書)

第二十四條 振興会は、業務開始の際、業務方法書を定め、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の業務方法書には、貸付の限度、利率及び期限、助成の限度及び目的並びに第二十八條第二項の規定による代理業務に関する準則を記載しなければならない。

(貸付又は助成に係る審査)

第二十五條 振興会は、第二十二條の規定による貸付又は助成を行うについては、学校法人その他貸付又は助成を受けようとする者の備えている条件について、その貸付又は助成の目的を有効に達し得るかどうかを審査しなければならない。

(貸付又は助成の制限)

第二十六條 振興会は、振興会に対し債務を負う学校法人(都道府県に對して貸し付けられた旧債権に係る資金を当該都道府県から貸し

付けられた学校法人を含む。)がその債務の元利償還を履行しない場合においては、当該不履行が災害その他の特別の事由による場合を除くほか、当該学校法人に対して、新たな資金の貸付又は助成を行わないものとする。

(旧債権の取扱)

第二十七條 振興会又は都道府県は、私立学校を設置する者が災害その他の特別の事由により、旧債権又は都道府県が旧債権に係る資金で貸し付けた貸付金の債権に係る元利金の支拂が著しく困難となつた場合において、当該債権の貸付条件の変更又は延滞元利金の支拂方法の変更をしようとするときは、振興会にあつては文部大臣の認可を、都道府県にあつては振興会の承認を受けなければならぬ。

3 振興会は、前二項の承認をしようとする場合には、あらかじめ文部大臣の認可を受けなければならぬ。

4 振興会は、都道府県が第一項の規定による貸付条件の変更若しくは延滞元利金の支拂方法の変更又は第二項の規定による債務の全部若しくは一部の免除をしたときは、当該都道府県に対する旧債権のうち当該貸付条件の変更等の措置がされた債権に相当する部分について、同様の措置をしなければならぬ。

(貸付業務の代理)

第二十八條 振興会は、文部大臣の認可を受けて、銀行その他の金融機関に第二十二條第一項第一号又は第三号の貸付業務の一部を代理させることができる。

2 振興会は、前項の規定により銀行その他の金融機関にその業務の一部を代理させようとするときは、その金融機関に対して代理業務に関する準則を示さなければならぬ。

第五章 会計

(事業年度)

第二十九條 振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

2 振興会は、毎事業年度の決算を

翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(事業計画及び予算)

第三十條 振興会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならぬ。これに重要な変更を加えようとするときも、また同様とする。

(財務諸表)

第三十一條 振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この條及び第三十三條第二項において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従ひ作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、監事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の財務諸表及び決算報告書を、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に評議員会に報告しなければならない。

3 振興会は、第二項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく同項の財務諸表を官報に公告し、且つ、各事務所に備え置かなければならない。

(利益金の処分)

第三十二條 振興会は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたとき

は、繰越欠損がある場合においては、まずこれを繰越欠損の補てんに充て、なお剰余があるときは、旧債権に係る債務の免除に因る損失の補てんに充てるため、旧債権の滞貸元本(当該事業年度末までに償還期の到来した元本のうち、その時までまだ償還がされていないものをいう。以下この條において同じ)の総額に相当する金額に達するまで、これを特別積立金として積み立てなければならない。

2 前項の規定により特別積立金を積み立て、なお利益金の剰余があるときは、振興会は、同項に規定する損失以外の損失の補てんに充てるため、当該利益金の一部を普通積立金として積み立てなければならない。

3 第一項の特別積立金は、旧債権に係る債務の全部又は一部の免除に因る損失の補てんに充てる場合を除くほか、取りくずしてはならない。但し、特別積立金の金額が旧債権の滞貸元本の総額をこえるに至つた場合においては、そのこえる部分については、この限りでない。

4 第一項の特別積立金の金額が旧債権の滞貸元本の総額に満たなくなつた場合においては第二項の普通積立金があるときは、その満たない

金額に相当する金額までの金額を普通積立金から特別積立金に組み替へなければならない。

5 第二項の普通積立金は、前項の規定により特別積立金に組み替へる場合及び第一項に規定する損失以外の損失の補てんに充てる場合を除くほか、これを取りくずしてはならない。

(資本金の減少)

第三十三條 振興会は、旧債権に係る債務の免除に因る損失が前條第一項の特別積立金を取りくずしてなお補てんできないときは、文部大臣の認可を受けて、その補てんできなかつた損失に相当する金額の資本金を減少することができる。

2 振興会は、前項の規定による資本金の減少を行つたときは、遅滞なく、その旨及び資本金の減少を行つた日現在の財務諸表を官報に公告しなければならない。

(余剰金の運用)

第三十四條 振興会は、左の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債又は地方債の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

第三十五條 振興会は、文部大臣の定

める場合を除くほか、借入金をするについては、文部大臣の認可を受けなければならない。

第六章 監督

(監督)

第三十六條 振興会は、文部大臣が監督する。

(監督命令)

第三十七條 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)

第三十八條 文部大臣は、必要があると認めるときは、振興会に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして振興会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(役員解任)

第三十九條 文部大臣は、役員が左の各号の一に該当するに至つたとき

きは、これを解任することができる。

一 この法律、この法律に基く文部大臣の監督上の命令又は定款に違反したとき。

二 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前号に掲げるもののほか、役員として不適当と認められるとき。

第七章 罰則

(罰則)

第四十條 振興会の役員又は職員が第三十八條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第四十一條 左の場合においては、振興会の役員を二万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の許可、認可又は承認(第五條第四項、第六條第二項、第二十二條第二項及び第三十三條第一項の規定による認可を除く。)を受けなければならない場合において、その許可、認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律又はこの法律に基いて発する政令に違反して、登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 この法律及び定款に規定しない業務を営んだとき。

四 第三十一條第三項又は第三十三條第二項の規定に違反して、公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

五 第三十四條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

六 文部大臣の監督上の命令に違反したとき。

第四十二條 第八條の規定に違反して、私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、五千円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 文部大臣は、設立委員を命じ、振興会の設立に関する事務を処理させる。

3 設立委員は、定款を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を振興会の会長に引き継がなければならない。

5 振興会の会長が前項の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、振興会の会長、理事長、理事及び監事の全員は、

設立の登記をしなければならない。

6 振興会は、設立の登記をするに因つて成立する。

7 振興会の会長は、振興会成立後すみやかに、政府に対して、出資金の拂込の請求をしなければならない。

8 文部大臣は、振興会が成立した場合においては、すみやかに、旧債権に係る貸付金に関する事務を振興会に引き継がなければならない。

9 都道府県知事は、振興会が成立した場合においては、すみやかに、旧債権に係る貸付金のうち昭和二十一年度分の私立学校職災建物復旧費貸付金から貸し付けられたものに関する事務を振興会に引き継がなければならない。

10 前二項の規定による事務引継の場合においては、文部大臣又は都道府県知事は、証書、帳簿その他の書類を調整し、処理未了若しくは未着手の事項又は将来処理すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。

11 この法律中学校法人には、当分の間、学校教育法第二百二條第一項の規定により私立の盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園を設置

する民法第三十四條の法人を含むものとする。

12 第五條第三項の規定により振興会が承継した国の抵当権の移転の登記には、登録税を課さない。

13 第八條の規定は、この法律施行の際現に私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六月を限り適用しない。

14 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條但書中「第二号ノ二、」を「第二号ノ四、」に改め、同條第七号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を、「大日本育英会法、」の下に「私立学校振興会法、」を加え、同條第十八号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加え、同條に次の一号を加える。

二十二 私立学校振興会が私立学校振興会法ノ規定ニ依リ為ス貸付業務ノ為ニスル建物又ハ土地ノ抵当權ノ取得ノ登記

15 印刷税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ九の次に次の一号を加える。

六ノ十 私立学校振興会ノ発スル証書帳簿

16 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第十号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加える。

17 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第四号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加える。

18 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号中「法令による公園、」の下に「私立学校振興会、」を加え、第二百九十六條中「国民健康保険団体連合会、」の下に「私立学校振興会、」を加え、第三百四十八條第二項第十一号に次の一号を加える。

十二 私立学校振興会が直接その事業の用に供する固定資産第七百四十三條第三号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加える。

〔梅原眞隆君登壇、拍手〕
○梅原眞隆君 只今上程されました私立学校振興会法案に関する文部委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案の提案理由についての政府の説明によりますと、私立学校法第五十九條による私立学校助成では不十分であり且つ遺憾の点が少くないので、私立学校振興会と称する特殊法人を設立し、私立学校の経営並びに教員の福利増進のために資金の貸付又は助成を行う恒久的制度を樹立しようとするものであります。その内容とする主な点を申し上げますと、第一、その目的とするところは如上の趣旨に基くものでありまして、経営費の貸付、教職員の研修、福利厚生等の事業に対する貸付又は助成であること。第二、約二十一億四千万円を以て資本金とし、うち三億九千万円は現金、十七億五千万円はすでに国から直接又は間接に貸付けた貸付金の債権であること。そうして現金として本年において一億三千万円、来年度即ち二十七年において二億六千万円を政府が出資すること。第三、役員に關しては、いずれも文部大臣の任命によるものであり、且ついずれも本法案の運営上、必要な広い知識と経験とを有する適材を求めるといふこと。評議員についても同様であること。第四、政府としては資本金の全額出資をいたすのであり、又その運営如何が私立学校の振興に重大な關係があらりますので、必要にして且つ十分な文部大臣の監督権を認めてあることなどであります。(ここが問題だ)と呼ぶ者あり)

重且つ詳細に本法案を検討審議いたしたのであります。その間、委員各位の質疑に対する政府の見解等の答弁のうち、その主なるものを挙げますと、おおむね次のごとき諸点であります。第一に、私立学校の振興は、單に経営の合理化を図ることだけでなく、教職員の待遇を改善すること、共済組合の組織に對して能く限りの助成をなすことであつて、政府としてはこの点については能く限り助成又は貸付等につき努力し、なお立法化等を考究し、一般の期待に十分副つてもよいものであること。第二に、資本金は少額ではあるが、その運用よろしきを得るのみならず、政府の出資金増額については今後十分の努力を傾倒する考えであるといふこと。第三に、役員に關しては、政治的色彩の強い人はこれを避けて、私立学校の振興に熱意と理解を持つてゐる人物を求めるといふこと。評議員の選任については、その半数程度は必ず私立学校の関係者から求めるといふことにし、なお、その中には当然校長及び教職員も含まれてゐるといふこと。第四に、運営に當つては少數のボス的人物に左右されることなく、又一部有力な学校等にのみ貸付けられるといふことのないよう、公正な取扱をするよう指導監督をするといふこと。かくて質疑を終り、討論に當りましては、高田、相馬、矢嶋、堀越、加納の各委員より希望條件を付して賛成の趣旨の開陳がありました。希望條件の概要は次のごときものであります。第一、私立学校振興会は、私立学校の経営の援助のほかに、教職員の福利厚生施設に十分な助成をなすべきことは勿論、共済制度の確立についても政府は今後格段の努力を拂ひ、その立法化及び適正な助成措置を講ずべきこと。第二、運営の適正を期するため、役員については政治的色彩なき公正な人物を選任し、評議員については、私立学校振興と密接不離の關係にある理事、校長及び教職員のうちから必ず半数程度選任し、これについては民主的団体の代表者をも十分考慮すべきこと。第三、運営に當つては、政争の具に供さるることのないよう、政府は監督のよろしきを得るよう十分配慮すること。第四、出資金の増額については政府は最善の方途を講ずべきこと。討論を終り、採決の結果、本法案は、先に述べました希望條件を政府は十分尊重するとの言明がしばしばなされたのに鑑み、本法案の成立が私立学校の振興に寄與すること大なるものがありとして、全会一致を以て可決いたしました。

委員会の審議の詳細につきましては、速記録を御覧頂きたいと存じます。以上審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(三木治朗君) 本案に對し討論の通告がございます。順次発言を許します。相馬助治君。

〔相馬助治君登壇、拍手〕
○相馬助治君 只今議題と相成りました私立学校振興会法案につきまして、私は社会党第二控室を代表いたしましたして賛成の意思を開陳せんとするものであります。私立学校が、教的に見ましても、質的に見ましても、我が国学校教育上に極めて重要な地位を占めて参りまして、従来財政的には極めて困難な立場にあつたにもかかわらず、私学経営者の努力、関係職員の犠牲的奉仕、関係父兄の積極的協力によりまして、それ、特有の伝統と學風とを以ちまして、我が国学校教育の進展に貢献して参りましたことは、改めてここに申し上げるまでもないところであります。従つて私学教育の振興を図りますことは、我が国の学校教育全般の振興を促すものであります。延いて文化日本建設の基盤を培うものであることは、あえて今日異論のないところであらうと思ふのであります。今般政府が本法案を提案いたしましたことは、時期的にやや遅きに失するとはいへ、本法案の持つ積極的意味に鑑みまして、私は政府に對して敬意を表するにやぶさかではございません。(金のために自由を売らなくてはならん)と呼ぶ者あり) 由來、文部省に對する世評を見ますと、文部省という省は財政的に無力であり、予算獲得の能力少く、

に充てるというところに大きな原因があつたということを、今日、政府特に文部省は教訓的に学びとりまして、振興会の重要性に鑑み、その人選に對しましては、飽くまで誤まることなきやう、私は文部大臣に對して強く要請するものであります。本振興会の出資が全額政府によつてなされます建前から、政府側から幾ばくかの役員が參與することは当然であります。併しその政府側を代表する者はむしろ予算の獲得に努力することが本務でありまして、むやみやたらに些細な点にまで察し、或いは威嚇的態度を以て私学の自主性を損うことなきやう、私は要望

いたします。第二十條によりまする議員会の構成につきましては、先ほどの梅原委員長の報告に盡きおるのであります。この点も特に重大なるもの、関心をお願いして止まないものであります。

諸君、本法案の成立によりまして私立学校がその経営の円滑なる発展を期され、校舎、校具等の設備をいたし、教職員員の福利厚生を増進を目途として共済事業を拡張いたし、いよいよますますその私学としての個性を發揮いたしまして、国家有為の人材を輩出し、以て新日本建設に寄與されんことを、心から私は念願いたします。と共、に、政府みづから文化国家建設の観点から、且つ又敗戦国民当然の責務をいたしまして、義務教育費等は全額国費を以て支弁するという線を推し進め、ますと共に、私学振興、社会教育振興等に關しまして、積極的に恒久的財政措置を行へべきことを私は要求いたします。この観点において、私は本法案の上程を心から喜び、財政方面におい

て政府みずから積極的態度を堅持すること、文部当局は教育財源獲得に關し今後より大きな努力と且つ比類なき勇氣を振起すべきことを強く要望いたしまして、ここに私は賛成の討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 矢嶋三義君。

〔矢嶋三義君登壇、拍手〕

○矢嶋三義君 私は第一クラブを代表いたしまして、只今上程になりました私立学校振興法案に賛成の意を表明するものであります。

民主的で文化的な國家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しよう、その決意を我々は日本國憲法に明示したのであります。この理想實現の基盤が教育にあることは、教育基本法の前文に明記するところでありまして、申上げるまでもありません。教育の振興と民主化とは、教育が國家的事業であるその公共性からして、国立、公立と私立とを問わず、同様に車の両輪のごとく行われなければなりません。終戦後、戦争による被害とインフレーションの悪条件下に新學制の実施は極めて苦難の連続でありましたが、特に私立学校においてはそれが甚だしかつたことは諸君御承知の通りであります。私立学校の自主性を尊重しつつその公共性を高め、私立学校の健全な発達を図る目的を以て、昭和二十四年法律第二百七十号を以て私立学校法が制定され、その自主的經營の強化を図ると共に、私立学校の公共的性格に鑑み、國家、地方公共団体の保護助成の途を開いたものであります。十分の成果が挙げられず、我が國私學教育は危機のまゝ今日まで放置されたことは、文化國家建設を企圖する我々にとつては誠に遺憾

あることを雄弁に物語るものであります。その現われとして、受験料約千五百円、入学料約五千円、授業料が年額約一万二千円から二万円、設備費約五千円から多きは数万円の大金を要する現代の私立大學は、一部有産階級子弟の独占物と化し、教育の機会均等の原則に反しつつあることは、見逃すことのできないう重大問題であります。更に学生の学費は、国立、公立学校に比し約三割高でありまして、授業料のごときは、国立大學のそれは、このたび六割六分の大増上げをして年額六千円となるに對し、私立大學のそれは更に二倍から三倍の一万数千円の高額という実情であります。これに反し教職員の給与は、国立、公立学校教職員のそれに比べて、大學においては約二割五分、高等学校においては約三割五分、低額にあり、その給与は健康保險の被保險者の平均報酬月額より低位にあるため、私立学校教職員は健康保險に加入を認められないというほどの低額の實情であります。

あることを雄弁に物語るものであります。その現われとして、受験料約千五百円、入学料約五千円、授業料が年額約一万二千円から二万円、設備費約五千円から多きは数万円の大金を要する現代の私立大學は、一部有産階級子弟の独占物と化し、教育の機会均等の原則に反しつつあることは、見逃すことのできないう重大問題であります。更に学生の学費は、国立、公立学校に比し約三割高でありまして、授業料のごときは、国立大學のそれは、このたび六割六分の大増上げをして年額六千円となるに對し、私立大學のそれは更に二倍から三倍の一万数千円の高額という実情であります。これに反し教職員の給与は、国立、公立学校教職員のそれに比べて、大學においては約二割五分、高等学校においては約三割五分、低額にあり、その給与は健康保險の被保險者の平均報酬月額より低位にあるため、私立学校教職員は健康保險に加入を認められないというほどの低額の實情であります。

かかる私立学校教育の振興を図る本法の立法趣旨を具現するために、その運営に當つては幾多の注意すべき問題があり、以下若干指摘して政府の適正なる法の運用を強く要望するものであります。

その第一は、資金の貸付助成という特殊業務を行ふ振興会が私學の教育經營に過分の干渉をもち、私立学校の特性とその自主性を損なつてはならないということであり、

第二は、劣悪なる勤務条件下に喘ぐ私立学校教職員の福祉厚生対策については、教育基本法第六條の二項に謳われる「法律に定める学校の教職員は、全

体の奉仕者であつて、自己の使命を自覺し、その職責の遂行に努めなければならぬ。このためには、教員の身分は、尊重されその待遇の適正が期せられなければならない」という精神に基づいて、国立、公立の教職員と均衡を保てるよう積極的方途が講ぜられなくてはなりません。本法は学校經營に對する資金の貸付並びに助成と並行的に教職員の共済事業を実施することを期しているというところは、政府委員の再三力説したところであり、国立、公立学校の教職員が共済制度の実施によつてその生活を保障され、又一般の勤労者が健康保險によつて保障されているにもかかわらず、私立学校教職員の大部分は共済制度もなく、健康保險にも加入できず、福利厚生機關の恩典には殆んど浴せぬ悲惨なる状況にあるのであります。教職員の生活を安定し、その安定感の下に私學教育の振興を図るためには、政府委員の確約した、公立学校共済組合と同程度の共済事業を一日も早く實現しなくてはなりません。共済事業に關する昭和二十七年法律は、教職員の加入率を二五%に押え、約八千八百万円となつておりますが、公立に準じて實施するならば、少くとも二億四千万の予算が必要ならばその成果は挙げることはできないと思ひます。

第三点としましては、本法の民主的運営を期し、私學の特性を活かし、その自主性を助長する立場から、振興会の役員並びに評議員等には私學關係者を過半数任命することが極めて肝要であることは、相馬委員も指摘したところであり、この点につきましては委員会における審議の過程において、社会党第四控室から修正案の用意がある旨発言されたのであります。これに對しまして政府委員は、責任を以てその趣旨に副うという確約が與えられましたが故に、更には一日も早く本法案を通過させる必要がありましたので、社会党第四控室におきましてはその修正案提出を撤回した経過をも政府当局は十分考慮しておくべきだと考へます。更にはこの振興会の役員並びに評議員が文部省の諮問機関となることは厳に謹まなければなりません。特に共済事業を行ふ財団法人私學振興会の役員については、私立学校法の委員任命の規定に準じて、民主的教育団体の推薦する一般教職員の代表者を半數構成員として入ることが強く要望されるのであります。財団法人私學振興会の行ふ共済事業の事務費は全額國庫負担であり、又特別法人私學振興会から資金の貸付又は助成をなすのでありますから、政府はその役員構成については、審議の過程において政府委員が善処を約した通り、その実行を強く要望する次第であります。

最後に、私立学校教職員の待遇改善、職災復旧並びに學制改革と教育方針の改正に伴つてその施設設備改善に要した借入金金の返済、更には施設設備の基礎的安定化を図つて、私立学校教育の振興を期することを思へば、急速に資本金の増強に努めなくてはならないと考える次第であります。当初文部省は十三億円の現金出資を要求しましたが、大蔵當局の容れるところとならず、明年度僅かに二億六千万円の現金出資に終つたこと、貸付助成の對象として約三千五百校を予定している

昭和二十七年三月二十五日 参議院會議録第二十四号(その二) 放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件外一件

と政府委員が説明していること等を併せ考へるときに、資本金の増額の緊要性を痛感するものであります。

以上、政府に対する要望を述べ、私立学校教育の進捗しき進展を心から祈念して、私の賛成討論を終る次第であります。(拍手)

○副議長(三木治朗君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程第七、放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件(衆議院送付) 日程第八、日本放送協会昭和二十五年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書、以上兩件を一括して議題とする。ことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。電気通信委員長鈴木恭一君。

〔審査報告書は都合により第二十九号末尾に掲載〕

放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月十一日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武殿

放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

放送法第三十七條第二項の規定に基き、別冊日本放送協会昭和二十七年年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

昭和二十七年二月

日本放送協会昭和二十七年年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する意見書

意見書

電波監理委員会

意見書

日本放送協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において、受信できるように、放送を行うことを目的とする。昭和二十七年年度収支予算、事業計画及び資金計画は、協会の業務運営を指導統制する経営委員会が、この目的の遂行を期し、公衆の要望と社会の諸情勢を慎重に検討の上、経営の適実を図つて決定したものと認められる。

一 事業計画について

昭和二十七年年度における日本放送協会の事業計画は、その主眼を放送番組の充実、放送施設の拡充整備においている。

放送番組の充実に関しては、番組審議の諸機関の充実、報道網の拡充整備、録音及び中継放送の強化、放送資料の整備を図り、放送番組の質的向上に努めている。

放送施設の拡充整備については、中継放送局の新設、第二放送施設の整備、演奏設備の充実等を図つていくが、これは、開えなない地域の救済、放送の質の改善等の見地から必要な方針であると認める。

もつとも、放送施設の拡充については、周波数等技術的見地からみて、その実施方法については、考慮を要するが予算的措置としては妥当と認める。

技術研究、放送の普及等については、その方針はおおむね妥当である。そのうち、特にテレビジョンの実験研究、受信機改善の研究、受信障害の防止、巡回相談の強化等の計画は、放送事業振興上必要と考へる。

その他、職員給与の改善を図つていくが、この程度の給与の引上げは、現在の社会経済情勢と協会の財政状況からみて、妥当であると認める。

二 収支予算について
収支予算は予算総則と予算書とからなつてゐる。

予算総則においては、予算の目的外使用の禁止及び彼此流用、予算の繰越使用、収入が予算を超過した場合におけるその使用方法、前年度決算に収支剰余金があつた場合におけるその使用方法、放送債券が予定通り発行されない場合における長期借入金による措置等について規定してゐる。

これを概括的にみれば、予算の各項について相当の融通性を増したと考へられるが、経営委員会の性格、放送事業の特質からみて予算にこの程度の融通性を持たせることは、事業運営上必要と認めらる。

予算書においては、収入支出の総額をおのおの七三億九〇六八万円と予定しているが、収入及び支出は、前年度に比しそれぞれ一〇億一六二二万円の増加である。

(1) 支出について
支出は資本支出と事業支出とに大別され、資本支出においては一四億四四〇万円、事業支出においては五九億三六二八万円を見込んでゐる。

三〇八

資本支出のうち建設費としては、九億九六〇〇万円を見込み、中継放送局の新設、第二放送施設の整備、演奏設備の充実、その他放送施設の改善、放送機器の整備、局舎及び業務用宿舎の建設等を計画してゐる。これらの計画は、放送法による協会の目的等からみて妥当と認める。

事業支出のうち人件費については、前年度定員七九一七名に對し本年度の定員は八〇四三名で、放送施設及び受信契約者の増加に伴う現業要員二六名の増員を見込んでおり、給与ベ－スは、前年度ベ－スを一八％引き上げてゐるので、前年度に比し三億三〇二二万円の増加で、総額二〇億三七四二万円である。

放送費、調査費、技術費、技術研究費、普及費、管理費、舎屋費、退職手当関係の予算は、前年度とはほぼ同額である。

通信施設費においては、前年度の二億四七五五万円に對し本年度は二億九七四七万円を計上して、約四九九二万円の増加となつてゐる。この増加は、電話線専用料金の値上がりによるものである。

加入費は、前年度の二億六六七三万円に對し本年度は三億四九二万円、約三八一九万円の増加となつてゐる。これは受信

契約者数の増加及び物価の値上
がりによるものである。

厚生保健費は、前年度一億七
二〇五万円に対し本年度二億四
三三三万円で、約七二八万円の
増加となつてゐる。この増額は、
健康保険、厚生年金保険
等、社会保険費用の増加、職員
の健康維持と福利増進に要する
費用の増加によるものである。

共通費においては、前年度九
七九五万円に対し本年度一億四
三三三万円で四五三万円の増
加である。これは、通信料金の
値上がり、物品費の値上がり等
によるものである。

その他、減価償却費、放送債
券発行差金償却、未收受信料欠
損償却、支拂利息等の総額は四
億四五五万四千円である。

減価償却費については、定率
法による所要経費の七五%を計
上しているが現在の協会の財政
状況等からみてやむを得ない措
置と認める。

なお、予備金として、本年度
は五〇〇〇万円(支出総額の〇・
七%)を見込んでゐる。

以上の結果からみて本年度に
おいては、経済事情に対処して
放送事業の運営を適正合理化す

ることを主眼としてゐるものと
認められる。

なお、以上の経費のほかには、事
業支出中には、国際放送及び選
挙放送の実施に要する経費及び
連合軍に対する業務提供のため
の経費が見込まれてゐる。

(2) 収入について

収入は資本収入と事業収入と
に分れるが、資本収入のうち放
送債券六億四千萬円借入金二億六
七〇〇万円はほぼ安当な見込と
考えられるし、その他の資本収
入を合わせて一二億二〇〇万円の
見込みは適当と認める。

事業収入は、総額六一億八八
六八万円で、そのほとんどが受
信料である。受信料収入は、本
年度の受信契約者の増四万五
千を見込み、受信料五〇〇円を算出
しているが、これは受信契約者の
増加状況からみてほぼ安当な見
込みである。

三 資金計画について

昭和二十七年の資金計画は、
事業計画に基いて年度中における
資金の出入に關する計画を記載し
てゐるが、協会の受信料の収納状
況、事業の運営状況、建設改修工
事の進捗、よく予想からみて安当な
ものと認める。

以上協会の事業計画、收支予算、
資金計画の内容を概括すれば、現在
の社会経済情勢に於いて放送番組の
充実、放送設備の建設改修、事業の
合理的、能率的経営に努める方針を
とつてゐるものと認める。

電波監理委員会としては本收支
算、事業計画及び資金計画は安当な
ものであると判定する。

昭和二十七年二月
日本放送協会昭和二十七年度收
支予算事業計画及び資金計画
昭和二十七年年度收支予算

第一條 昭和二十七年年度收支予算の
収入及び支出を別表收支予算書の
とおり定める。

第二條 本予算中事業収入において
予定する受信料の月額は五十円と
する。

第三條 本予算は、この予算の各項
に定めた目的以外にこれを使用す
ることはできない。

第四條 本予算で指定する経費の金
額は、予算の執行上やむを得ない
場合に限り、経営委員会の議決を
経て各期間において彼此流用する
ことができる。但し、給與及び退
職手当の金額は、給與の項から退
職手当の項に流用する場合を除

き、他の項の金額と彼此流用する
ことはできない。

第五條 本予算中、資本支出におい
て年度内に支出を終らないとき
は、同一計画事項の場合に限り、
予算の残額を翌年度に繰越して使
用することができる。

第六條 予備金は、予見し難い予算
の不足に充てる以外に使用すること
とはできない。

第七條 収入が予算額に比し増加し
たときは、その増加額に相当する
金額は、経営委員会の議決を経て
借入金の返還又は設備の改善の経
費に充てることができる。但し、
収入の増加が業務量の増加に伴う
場合は、その増加額に相当する金
額の一部を業務量の増加に直接関
係ある経費に充てて使用すること
ができる。

第八條 前年度の決算において收支
剰余金があつた場合は、これを本
年度の前期繰越收支剰余金に計上
し、経営委員会の議決を経て借入
金の返還又は設備の改善の経費に
充てることができる。但し、收支
欠損金があつた場合は、これを本
年度の前期繰越收支欠損金に計上
し、本予算中事業收支を差繰り補
てんしなければならない。

第九條 放送設備の建設又は改修の
資金に充てるため、本予算中の放
送債券の発行にかゝり、長期借入金
によることができる。

② 長期借入金によるときは、借入
額に相当する金額は、本予算中放
送債券の項から長期借入金金の項に
移行するものとする。

③ 第一項により長期借入金を借入
れたときは、その支拂利息の不足
額は、本予算中の放送債券発行差
金償却費及び放送債券償還積立金
から流用することができる。

第十條 国際放送の実施に伴う経費
の政府の交付金の収入が、予算額
に比し増加したときは、その増加
額に相当する金額は国際放送に關
係ある経費に充てて使用すること
ができる。

第十一條 公職選挙法に基く選挙放
送費の政府又は地方公共団体の交
付金の収入が、予算額に比し増加
したときは、その増加額に相当す
る金額は選挙放送に關係ある経費
に充てて使用することができる。

第十二條 連合軍の要求に基く業務
の提供に対する契約金の収入が、
予算額に比し増加したときは、そ
の増加額に相当する金額は業務の
提供に關係ある経費に充てて使用
することができる。

放 送 債 券
長 期 借 入 金
売却固定資産代金
減価償却引当金
放送債券償還積立金戻入

昭和二十七年年度收支予算書	
款	項
前期繰越收支剰余金	予 算 額(單位千円)
資 本 收 入	七、三九〇、六八四
資 本 收 入	一、二〇二、〇〇〇

昭和二十七年三月二十五日 参議院會議録第二十四号(その二) 放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件外一件

昭和二十七年三月二十五日 参議院會議録第二十四号(その二) 放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件外一件

三二〇

事業収入	資本支出	事業支出
受 付 信 料	建 設 費	給 送 費
交 付 金 入	投 資 有 価 証 券	調 査 費
役 務 收 入	放 送 債 券 償 還 立 金 繰 入	通 信 設 費
雑 收 入	諸 返 還 金	
六、一八八、六八四	一七二、四〇〇	
五、八七八、七五〇	二二六、〇〇〇	
三四、三六二	五、九三六、二八四	
二四六、三九一	二、一〇四、一三七	
二九、一八一	一、二七八、九一三	
七、三九〇、六八四	三七、九〇五	
一、四〇四、四〇〇	三七四、五一三	
九九六、〇〇〇		

予 備 金	後期繰越收支剰余金
技 術 研 究 費	技 術 研 究 費
技 術 及 普 加 費	普 加 費
管 理 入 費	管 理 入 費
舍 屋 保 健 費	舍 屋 保 健 費
厚 生 通 費	厚 生 通 費
共 同 職 手 當 費	共 同 職 手 當 費
退 職 金 費	退 職 金 費
減 価 償 却 費	減 価 償 却 費
未 收 受 信 料 欠 損 償 却 費	未 收 受 信 料 欠 損 償 却 費
放 送 債 券 償 還 行 差 金 償 却 費	放 送 債 券 償 還 行 差 金 償 却 費
支 拂 利 息 損	支 拂 利 息 損
雑 損	雑 損
三六四、六六七	三六四、六六七
六八、一〇三	六八、一〇三
九二、二二二	九二、二二二
三〇四、九一九	三〇四、九一九
二〇〇、八七一	二〇〇、八七一
一八五、四二〇	一八五、四二〇
二五〇、二九九	二五〇、二九九
一六一、九六〇	一六一、九六〇
四〇、九〇二	四〇、九〇二
二八四、〇〇〇	二八四、〇〇〇
二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
一七、〇〇〇	一七、〇〇〇
一四七、四六三	一四七、四六三
三、〇〇〇	三、〇〇〇
五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇

昭和二十七年事業計画

一、計画概説

昭和二十七年における日本放送協会の運営については、講和後の日本の立場と國際的諸情勢を正しくは握して、公共放送としての使命達成を図るため

一 放送番組に關しては、國際知識の普及徹底並びに青少年教育放送、報道放送及び健全明朗な娯樂放送の充実に重点をおき、第一、第二放送及びローカル放送それぞれの特性を最高度に發揮するよう企画編成を行うこととし、教養、文芸、報道各部門につき、左の方針を定める。

イ 教養部門

国民全般の教養の向上と

知識の普及並びに國民生活に必要な情報の提供を目的とし、特に講和後の日本の國際的地位に留意し、政治、經濟、社会等の各分野における諸問題を適切に解説するとともに、農山漁村生活者、勤勞者、婦人等、対象別教養番組の充実にあわせ、青少年一般の教育並びに学校放送を引続き拡充強化する。更に世界各國の放送事業体との連絡を緊密にし、番組の交換によつて國際文化の向上に資する。

ロ 文芸部門

健全にして明朗な娯樂の提供に努める。なお文化的

に惠まれることの少い農山漁村生活者に対する娯樂については特に留意する。

他方日本固有の芸能の保有育成を図るとともに、和洋の純音楽の育成普及並びに高度な芸能文化の開拓に一段の努力を傾ける。なお中央、地方を通じて各種芸能団体の育成及び新人の発見、育成につとめるとともに、海外の著名芸術家の招へい等も積極的に行う。

ハ 報道部門

眞実公正な報道を豊富、且つ迅速に伝達するため、全国ニュース及びローカルニュースの充実に努める。これがため録音及び全国放送

網の活用並びに内外取材網の整備拡充に努める。

二 施設に關しては、第一、第二放送とも全国あまねく容易に受信可能ならしめるための技術施設の整備と、音質を改善するため必要と認められる演奏設備の増設及び老朽機器の改善を主眼とする。

三 事業の周知及び受信者の維持増加に關しては、積極的にその方法を講ずることとするが、混信その他の聴取障害の防止並びに良質低廉なる受信機普及のための改善対策についても考慮し、又指定地域内の巡回相談の強化を図る。

四 放送文化並びに放送技術の研

究に關しては、放送の向上を図るために必要な基礎的並びに実用的研究を行う。特に技術研究關係においては、受信機改善研究に力を注ぐとともにテレビジョン放送技術發展のためにこれが実験研究を続行する。

これ等の研究成果は公共の福祉に寄與するよう公開する。

五 國際放送に關しては、諸外國にわが國の實情を伝えて各國の理解を深め、且つ、文化の交流を図つて國際親善に寄與することに努める。

六 事業の管理運営に關しては、現在の社会經濟情勢に鑑み、要員は放送施設の増強及び受信契約者数の増加に伴う止むを得な

い現業要員の増員のみ止める
とともに、職員給与基準の改
善を図る。

一方事業の収支をみるに、支
出面においては各種公定料金の
値上り並びに一般資材の高騰に
よる経費の膨脹が予定されるに
対し、収入面においては極力受
信契約者数の増加に努めるが、
特に著しい受信料収入の増収を
期待し得ない状態にあるので、
全般的に事業管理の合理化、改
善を図つて、各般の事業計画の
実施に努める。

二、建設計画

昭和二十七年における建設計
画は、第一、第二放送とも全国あ
まねく容易に受信できるように、
中継放送局の新設、既設放送局に
対する第二放送施設の整備、並び
に既設放送設備の増力を行うこと
とし、又放送の質を改善するため
東京、名古屋演奏所の建設、既存
放送設備の改善並びに技術研究用
機器及び事業管理設備の整備を図
ることとし、総額九億九千六百万
円をもつて施行する。

内 訳

一 放送施設建設関係

六三〇五万五千円
中継放送局五局の新設及び既
設局一一局に対する第二放送の
整備に四六〇七万五千円、放送

電力の増力に八四〇万円、超短波
中継回線の建設に八五八万円、
合計六三〇五万五千円である。

二 放送内容充実関係

四億九千九百九十九万円

演奏設備の充実のため、前年
度より三カ年計画をもつて着工
した東京放送会館の増築は、建
築資材の高騰により、当初の計
画を遂行することが不可能とな
つたため、これが計画並びに予
算を総額八億円と改訂し、その
うち本年度分三億五〇〇〇万
円、本年度より三カ年計画総工
費三億円をもつて名古屋放送会
館を建設することとし、そのう
ち本年度分五〇〇〇万円、録音
及び中継機器の整備を図るため
四五九二万四千円、その他楽器
類、ラジオカー、サービスカー、
業務用自動車等の整備に四五八
六万六千円以上合計四億九千一
七九万円である。

三 放送施設改善関係

一億六千九百一十三万三千円

既設放送設備の改善を図り技
術水準を高めるため、中継放送
局施設の改善に一九三八万五千
円、無線施設の改善に一九九二
万八千円、音声調整装置の改善
に六〇七〇万円、空中線装置の
改善に二二〇〇万円、自家発電
装置の改善に一四九〇万円、音

響機械測定器類等一般技術機器
の整備に四二二〇万円、合計一
億六千九百一十三万三千円である。

四 放送機器整備関係

二七四〇万六千円

老朽放送機その他附属機器の
改修のため、放送機の取替分と
して一三三〇万六千円、受配電
装の改修に一六〇〇万円、合計
二七四〇万六千円である。

五 技術研究機器購入関係

七六一万五千円

音響、無線、電子管、テレビ
ジョン実験放送、中継方式及び
同一周波数放送等の調査研究の
ために七六一万五千円である。

六 一般施設整備関係

一億二二五万四千円

事業運営を円滑にするため、
狭隘なる放送局の局舎及び附属
施設の増築に二八〇〇万円、業
務用宿舎建設に六〇〇〇万円、
一般事務用機器の整備を図るた
めに二四二五万四千円、合計一
億二二五万四千円である。

七 建設関係要員経費

五六三万二千元

建設工事関係に専ら従事する
ものの定員を二〇〇人とし、こ
れに要する給与及びその他の経
費五六三万二千元である。

三、事業運営計画

昭和二十七年における事業運

営は、大要次の計画に基いて実施
する。

(一) 国内放送

一 要員関係

定員としては、前年度七九
一七人に対し、放送施設の増
加による技術現業要員五〇人
及び受信契約者の増加による
加入現業要員七六人、合計一
二六人の止むを得ない増員に
止め、総定員は八〇四三人で
ある。

職員の給与については、現
在の社会経済情勢にかんがみ
従来の基準賃金月額平均一
二、二〇八円を一八%引上げ
一四、四〇六円とした。

又臨時雇員の給与について
は、一般労賃の高騰を考慮し
二〇%の増額を図る。即ち、
人件費総額前年度一七億〇七
一九万四千円に対し、要員の
増加及び基準賃金の引き上げ
により三億二二三七万九千
円、冬手当の増額により二
〇〇万円、又臨時雇員の給与
の増額により四八五万一千
円、併せて三億三〇三万円の
増額となり、総額二億三
七四二万四千円である。

二 放送関係

(イ) 番組の企画編成につい
ては、番組が一層公衆の必

要と要求に合致するよう番
組企画及び審議諸機関を充
実する。これに要する経費
は二〇三八万八千円であ
る。放送内容を拡充整備す
るため海外特派員、モニター
及びRFD通信員(農事
放送通信員)の制度を設け
るとともに農事、県民及
び学校放送関係資料の充実
を図る。これに要する経費
は四六五万七千円であ
る。又作品委嘱、番組編成、
合本編成、原稿送達等の番
組編成上必要な諸経費は一
億五七三万九千九百九十九
円である。

(ロ) 番組実施については、
編成方針に基き、海外通信
その他の解説放送、農事放
送、録音、中継実況放送、
外国とのプログラム交換放
送、長時間総合番組の設定
等に重点を移行し、海外芸
術家の招へい、を始めとする
出演者の精選、芸能団体の
育成強化、録音及び中継放
送回数の増加、並びに内外
報道網の充実を図る。これ
に要する経費は、前年度八
億九一〇七万九千九百九十九
円、総額八億九八五万八

昭和二十七年三月二十五日 参議院會議録第二十四号(その二) 放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件外一件

千円である。即ち番組出演経費に五億一七六万八千円、芸能団体費に一億四九一六万円、録音中継費に六六八万四千円、報道費に五六八万五千円、通信購入費に八二九万七千三百円、著作権利に二五〇四万九千円である。

(一) 番組実施のために必要な諸資料については、市価の高騰もあるので、前年度の整備状況に照し重点的に整備を行う。これに要する経費は、前年度一億二二〇一万二千円に対し、二四〇万八千円の増額となり、総額一億二四四二万四千円である。即ち楽器整備に四二六万一千円、録音盤購入に七〇九五万九千円、レコード、楽譜、効果用具等一般資料の整備に四九二〇万四千円である。

三 調査関係

公衆の要望をみたし番組内容の充実を図るため、前年度に引続き世論調査を行い又内外の放送資料の調査及び整備を図る。これに要する経費は、前年度三六六万四千円に対し、一二五万一千円の増額となり、総額三九〇万五千円である。

即ち、世論調査としては、全国聴取率調査、ローカル番組調査、意向調査等に二九四万三千円、資料調査としては、音のライブラリー、外国放送事情、放送用語研究等に七九六万二千円である。

四 通信施設関係

放送番組の中継に必要な電話線専用料金の改訂により、前年度二億四七五万四千円に対し四九一〇万九千九百円の増額を要し、総額二億九七四万七千三百円である。

五 技術関係

放送施設の確実な保守運用のために必要な経費は、建設計画によつて完成された放送施設の増加並びに一般物価の値上りにより、技術施設整備費において一四六六万七千円、動力費において一六六一万円の増額となり、一方真空管費においては、真空管技術の向上による寿命時間の延長により一四〇五万九千円の減額となる。このため前年度二億九七九万四千円に対し差引一二二万八千円の増額となり、総額三億一〇一六万一千円である。

六 技術研究関係

放送技術水準の向上のため前年度に引き続き、受信機改

善、音響、無線、電子管等の研究及びテレビジョン実験研究を行うほか、同一周波数放送、遠距離連続試験その他各種技術調査を実施する。このため前年度五五二万四千円に対し、一二八万七千九百円の増額となり、総額六八一〇万三千円である。

七 普及関係

受信契約者の維持増加に努めるため、巡回修理業務の強化、受信機の改善、受信障害の防止に重点を置き、事業の周知宣伝は、重点的施策と、その効果の運用により経費の節減を図る。

即ち、前年度九六二九万円に対し、巡回修理関係において四五三万四角受信改善関係において一〇二万四千円の増、周知関係において九六三万二千円の減となり、差引総額九二二万二千円である。

八 加入関係

年度内新規受信契約者一〇万人の達成を期し、契約廃止者を、六五万人にとどめることに努めるとともに受信料の確実な収納を図る。

このため前年度二億六六七三万円に対し契約関係において、事務取扱件数の増加及び

物価の値上りにより、一〇九万九千円、収納関係において、受信契約者数の増加及び物価の値上りにより二七一九万八千円、合計三八一八万九千円の増額となり、総額三億〇四九二万九千円である。

九 管理、舎屋、厚生保健、共通関係

管理関係においては、事業の合理的、能率的運営によつて極力経費の節減を図るが、鉄道運賃その他の値上りにより前年度一億八九三六万九千円に対し七二四万八千円の増額となり、総額一億九六六一万七千円である。

舎屋関係においては電燈、水道、ガス等の料金改訂施設の増加及び一般物価の高騰により、前年度一億四五六二万三千円に対し一六六二万一千円の増額となり、総額一億六二二四万四千円である。

厚生保健関係においては、積極的に能率の向上をはかるために職員の健康保持と福利増進につとめることとし、このために前年度一億七二〇五万三千円に対し厚生関係において二八八万四千円、職員災害補償等の奨励関係におい

て四二五万四千円、健康保険料率改訂等により三八一八万一千円、合計七二二七万七千円の増額となり、総額二億四三三三万四千円である。

共通関係においては、前年度九七九万五千円に対し、鉄道運賃改訂により一八二万九千円、通信料金の改訂により二七九万七千五百円、物品費の値上り及び定員の増加により一五五七万九千円、合計四五三万三千円の増額となり、総額一億四三三二万八千円である。

一〇 その他

退職手当、減価償却費、未收受信料欠損償却、支拂利息及び雑損等についてはその必要額四億八六三万五千円を計上する。

一一 予備金

資本支出及び事業支出における予見しがたい予算の不足に充てるため五〇〇万円を見込む。

(二) 国際放送

新に開始する国際放送に必要な要員は、番組関係二二人、技術関係二二人、合計三四人であり、これに要する経費は一〇七万八千円である。

番組の編成、実施について

は、国情及び固有文化の紹介に重点を置き、これに要する経費は、番組編成費五五二万円、番組実施費一八七〇万三千円、番組資料費三四六万八千円である。

通信施設関係は、中継線専用料二六万七千円、無線施設専用料一七八万九千円であり、技術整備関係は五六万四千円である。

管理関係その他においては、

要員の厚生保健費九五万七千円である。

(三) 選挙放送
公職選挙法に基いて行う選挙放送関係経費は衆議院議員総選挙放送経費四〇〇万円その他衆議院議員及び参議院議員補欠選挙放送経費二五万七千円都道府県知事補欠選挙放送経費一〇万五千円合計四三六万二千円である。

(四) 連合軍関係放送

一 AFRS関係
連合軍の調達要求に基き実施するAFRS放送業務に従事する要員は一六九人であり、これに要する給與総額は四二四万五千円である。

放送実施に要する経費として、通信施設関係三七九万五千円、技術関係四一六万六千円、管理関係その他四六六万七千四百円、合計一億二六二四万四千円である。

二 ラジオ・ビコン関係

連合軍の調達要求に基いて実施するラジオ・ビコン放送業務に従事する要員は六人であり、これに要する給與総額は一五〇万三千円である。

放送実施に要する経費として、技術関係三六三万四千円、管理関係その他二五六万三千円合計六一九万三千円である。

三 ゴオイス・オブ・アメリカその他

連合軍との契約により実施するゴオイス・オブ・アメリカその他の放送業務に従事する要員は四六人であり、これに要する給與総額は一一五二万九千円である。

放送実施に要する経費として、通信施設関係二〇九二万六千円、技術関係八七〇万二千円、管理関係その他二八八万七千円、合計五八四万七千五百円である。

四、受信契約者数

一 有料契約者見込数

区 分	昭和二十七年	昭和二十六年	増 減
年度初頭契約者数	九、五〇〇、〇〇〇	九、〇五〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇
年度内新規契約者数	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
年度内廃止契約者数	六五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
年度内増加契約者数	四五〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	〇

二、受信料免除者見込数

区 分	昭和二十七年	昭和二十六年	増 減
年度初頭免除者数	一一四、〇〇〇	九〇、〇〇〇	二四、〇〇〇
年度内新規免除者数	一九、〇〇〇	五、〇〇〇	一四、〇〇〇
年度内廃止免除者数	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
年度内増加免除者数	一八、〇〇〇	四、〇〇〇	一四、〇〇〇

昭和二十七年資金計画

一、概要

一 本資金計画は、昭和二十七年事業計画に基き、本年度中における資金の実際の出入を計上した。

二 本年度の入金額は、受信料を月額五〇円とし、年度初頭受信契約者数九五〇万人、年度内新規契約者数一一〇万人、廃止契約者数六五万人として算定した受信料収入予算五八億七千七百五十万四千円、その中の収納不能による欠損予定額二〇〇〇万円を控除した受信料実収入額五八億五八七五万四千円、放送債券六億四千万円発行による入金額五億九一〇〇万円、長期借入金二

億六七〇〇万円、国幣放送関係交付金三〇〇〇万円、選挙放送関係交付金四三六万二千円、連合軍関係放送業務収入二億四六三九万一千円、建物賃料、巡回相談工料等の雑収入二九一八万一千円、固定資産売却代金二五〇〇万円、放送債券返済のためその積立金よりの戻入額二六〇〇万円、その他二四〇〇万円、これに前期繰越金七五〇〇万円をあわせて七一億七六八万四千円と予定した。

三 本年度の資金需要額は、事業経費として五四億六四八二万一千円、放送設備建設改修費として、本年度建設計画所要額九億九六〇〇万円と前年度計画の繰越予定額三五〇〇万円をあわせて、一〇億三三〇〇万円、放送債券返済金二六〇〇万円、長期借入金返済金二億一〇〇〇万円、放送債券返済法定積立金一億七二四〇万円、予備金五〇〇〇万円、放送債券長期借入金利息その他一億七四六万三千円、合計七一億二五八万四千円と予定した。

四 資金の需要及びこれに対する資金の調達を四半期ごとに見れば別表のとおりであるが、特に

イ 放送債券の発行及び長期借入金については、金融市場の情勢と建設計画の進捗状態を勘案して、放送債券は隔月に一億円ずつ年度内六回の発行を予定し、長期借入金の借入については、第一・四半期に返済期に当る二億一〇〇〇万円のうち一億八〇〇〇万円の借換を行うほか、新たに第三・四半期二七〇〇万円、第四・四半期六〇〇〇万円の借入を予定したが、放送債券の発行ができない場合には、長期借入金によつてその資金需要をみたすこととする。

ロ 放送債券の返済については、本年度内の返済額二六〇〇万円を法定積立金より戻入してこれにあてることとする。

ハ 長期借入金の返済については、本年度返済期にあたるもの二億一〇〇〇万円のうち一億八〇〇〇万円については前述のとおり第一・四半期に借換償還を行い、残金三〇〇〇万円は第二・四半期に返済を予定した。年度末残高は前年度よりの特越分五〇〇〇万円、借換分一億八〇〇〇万円に、新規借入額八七〇〇万円を加えて三億一七〇〇万円となる予定である。

五 年度途中における一時的資金逼迫については短期借入金によることとする。

昭和二十七年三月二十五日 参議院會議録第二十四号(その二) 放送法第三十七條第一項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件外一件

二、資金計画表

期 間・項 目	第一・四半期	第二・四半期	第三・四半期	第四・四半期	合 計
一、前期繰越金	七五〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇
二、收 入	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇
受 信 料	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇
放 送 債 券	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇
長 期 借 入 金	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇
交 付 金 收 入	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇
役 務 收 入	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇
雑 收 入	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇
固定資産売却代金	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇

放送債券返済金戻入	そ の 他	三、支 出	事 業 経 費	放 送 債 券 改 修 費	放 送 債 券 返 済	長 期 借 入 金 返 済	法 定 積 立 金	予 備 金	そ の 他 の 支 出	四、後期繰越金
一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇

〔審査報告書は都合により第二十九号末尾に掲載〕

日本放送協会昭和二十五年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右

国会に提出する。

昭和二十七年一月二十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武殿

日本放送協会昭和二十五年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

検第一号

昭和二十七年一月十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

会計検査院長 佐藤 基

書並びにこれに関する説明書の検査を了し右書類を回付する。

なお、右検査の結果、会計経理について改善させたもの及び改善を必要と認められるものは、別紙のとおりである。

(一) 改善させたもの

(1) 本部及び各中央放送局で伝票から総勘定元帳及び各補助元帳への記帳方法が適切でなく、又、右両帳簿の関連性が欠けていたため、日計表を作製の上記帳方法を改めるよう注意したところ、本部では二十六年六月以降、各中央放送局では十月以降それぞれ改善することとなった。

(2) 大阪中央放送局で、二十三年四月以降の大阪電子工業株式会社に對する貸付金六二〇、〇〇〇〇円は放送法の趣旨によりすみ

やかに回収する要ありと認め注意したところ、二十六年九月元利ともに回収された。

(二) 改善を必要と認められるもの

(1) 本部で、二十五年年度負担と認められる放送債券利息の未拂分八、五〇〇、〇〇〇円及び一般経費の未拂分一七、七一一、八五六円計二六、二一一、八五六円は支拂予算を超過する虞があつたため未拂分に計上されていらない。

(2) 本部で、電気興業株式会社に對する投資分(株式六、四四〇株、価額三三二、〇〇〇円)及び株式会社日本放送出版協会に對する投資分(株式三、九〇〇株、価額一九五、〇〇〇円)は放送法の趣旨によりすみやかに整理の要あるものと認められる。

(3) 本部及び各中央放送局で、建設工事費の計理に当り建設勘定

で支弁した雑工事費四一、六九一、五〇九円、雑費一三、五九七、三三八円を年度末の決算整理に當り、損費に振替計上しているが、右のうち、土地建物の登記料一四一、六六一円、土地建物買収手数料五〇七、六六八円、機械取付費一、三三四、八八五円、機械運搬費三八二、〇〇二円、計二、一六六、二二六円は固定資産に計上すべきものと認められる。

(4) 各中央放送局で、固定資産を売却した際のその代金を「売却固定資産代金」に受入計上し、当該資産の簿価現在額との間に差益の生じたときはその差額だけをそのつど自局の「雑収入」に振替処理し、差損の生じたときはその差額だけ本部に付け替へ本部では、そのつどそれを「固定資

産充当金」より控除しており、二十五年年度中の協会全体としての額は、雑収入計上分九九三、三五〇円、固定資産充当金より控除分二、〇三九、四九三円となつてゐる。

右は、差益差損ともいずれも同様の取扱により計理するのが適確と認められる。

(5) 本部技術研究所試作部新郷分室の隣べい放送所(四八坪の地下構造物)は、二十年に建設したもので、資産価額一、六七一、五六九円となつてゐたのを、二十五年六月資産再評価に當り六五、〇四〇、七五〇円と計上したものであるが、右施設は破損してゐてほとんど価値がないから今後評価額を修正して再評価額立金を減額する要あるものと認められる。

1. 昭和 25 年度 財 産 目 録

財 産 目 録

昭和26年3月31日現在

科 目	摘 要	金 額	
		内 訳	合 計
(資 産 の 部)			
流 動 資 産			256,243,329.90
現 金 預 金			54,942,533.92
現 銀 行 預 金		9,599,271.14	
振 替 貯 金		40,165,437.53	
未 収 金		5,177,825.25	
受 信 料 未 収 金		56,216,875.54	105,503,290.20
諸 未 収 金		49,286,414.66	
有 価 証 券	公債外		34,640.00
貯 蔵 品	機器補修用材料外		52,649,350.96
その他の流動資産			43,113,514.82
仮 拂 金	地方選挙放送関係経費外	29,274,904.87	
差 入 保 証 金	事務室賃借保証金外	3,042,578.39	
保 管 有 価 証 券	委託集金保証預り証券	600,000.00	
前 拂 費 用	借入金利息前拂金外	10,196,031.56	
固 定 資 産			3,112,216,298.24
建 物	局舎及び附属建物外	1,496,056,492.78	
建物減価償却引当金	同上減価償却引当金	48,392,962.09	1,447,663,530.69
工 作 物	空中線装置外	217,644,298.07	
工作物減価償却引当金	同上減価償却引当金	11,960,599.95	206,283,698.12
機 械	放送機外	950,015,395.77	
機械減価償却引当金	同上減価償却引当金	85,305,132.57	864,710,263.20
器 具 什 器	楽事事務用什器外	71,300,738.45	
器具什器減価償却引当金	同上減価償却引当金	6,704,705.29	64,596,033.06
土 地	局舎敷地外		353,685,571.60
建設仮勘定	未完成建物機械外		174,140,201.57
投 資	電気興業株式会社 (旧国際電気通信株式会社) 株式会社		1,137,000.00
繰 延 勘 定			23,390,166.00
放送債券発行差金	放送債券発行差金未償却額		23,390,166.00
特 定 資 産			55,000,000.00
減 債 用 放 資 勘 定	放送債券償還資金積立金		55,000,000.00
資 産 合 計			3,451,849,794.14
(負 債 の 部)			
流 動 負 債			251,223,307.15
短 期 借 入 金	第一銀行外		172,000,000.00
未 拂 金			56,247,308.10
諸 未 拂 金	物品購入代未拂金	56,247,308.10	
前 受 金			13,596,741.00
受 信 料 前 受 金	26年度分以降前受受信料	13,596,741.00	
その他の流動負債			9,379,258.05
預 り 保 証 金	委託集金保証金	700,000.00	
仮 受 金	健康保険及び失業保険料外	8,679,258.05	
固 定 負 債			960,000,000.00
放 送 債 券			550,000,000.00
長 期 借 入 金	日本勸業銀行		410,000,000.00
負 債 合 計			1,211,223,307.15

昭和二十七年三月二十五日 参議院會議録第二十四号(その二) 放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件外一件

貸 借 対 照 表

昭和二十七年三月二十五日 参議院會議録第二十四号(その二) 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件外一件

三六

3. 昭和 25 年度 損 益 計 算 書

損 益 計 算 書

自昭和25年6月1日 至昭和26年3月31日

(科 目)	(金 額)
事業収入	
受信料	3,088,256,654.50
雑収入	142,036,416.15
事業収入合計	3,230,293,070.65
事業支出	
業務経費	2,892,130,564.27
放送技術業務研究費	936,933,442.14
技術費	584,095,139.21
業務費	616,263,166.36
職員養成費	96,630,931.55
管理費	11,471,434.82
其他業務経費	646,726,450.19
減価償却費	297,111,427.73
債券発行差金償却	151,763,400.00
支拂利息	1,709,074.09
雑損	76,901,766.00
事業支出合計	66,737,187.73
当期剰余金	3,189,241,992.00
	41,051,078.65

4. 昭和二十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

日本放送協会の昭和二十五年度における事業運営については、番組関係の経費の増加並びに物価騰貴による諸経費の増加により、所定の受信料収入によつては極度の財政的困難を予想されたのであつたが、業務各般にわたり積極的な節減方針を採り、極力企業体の健全な経営に努めた結果、損益計算書に示すとおり、おおむね収支の均衡を保つことができた。

一 資産及び負債

一 資産について

昭和二十六年三月三十一日現在における資産総額は三四億五一八四万九千円、これを昭和二十五年六月一日現在における社団法人日本放送協会からの承継資産総額一〇億七〇五万二千五百円に比較すれば、二三億八一二万四千円が増額となる。

その内容は、大要次のとおりである。

(1) 流動資産

流動資産総額二億五六二四万三千円中、現金預金五四九四万二千円は、事業運営上運転資金として保有された手持資金であり、未収金一億五五〇万三千円は、受信料未収金五六二万六千円及び連合軍放送の役務料金未収金四八八二万円等で、受信料未収金は収入締切期日の関係上、また連合軍放送役務料金未収金は関係機関の支拂手続上未収となつたものである。貯蔵品

(2) 固定資産

固定資産

固定資産総額三億一億二二一

万六千円中、建物一四億四七六

万三千円、工作物二億六二八

万三千円、機械八億六四七二

円及び器具什器六四九万六千

円は、減価償却引当金を控除し

た現在価額であり、土地三億五

三六八万五千円とともに、資産

再評価法に準拠し、昭和二十五

年六月一日付で実施した資産再

評価後の価額である。

建設仮勘定一億七四一四万

円は、現在建設中の大阪、網走及

び盛岡放送所の局舎、空中線鉄

塔、放送機、発電装置等であ

る。

投資資産一億三千万七千円は、

昭和二十五年六月電気興業株式

会社が旧国際電気通信株式会

社の第二会社としての発足に伴

い、割当を受けた六四四〇株三

二万二千円等である。

以上の固定資産を社団法人日

本放送協会からの承継固定資産

総額八億二八六万三千円に比

較して、

五二六四万九千円は、放送機器

補修用材料、巡回修理業務用部

品及び業務用備品消耗品等の在

庫高である。このほか、その他

の流動資産四三一一万三千円

は、地方選挙放送関係経費等の

仮拂金二九二万七千四百円、借入

金利息前掛金等の前掛費用一〇

一九万六千円等で、以上の流動

資産を社団法人日本放送協会か

らの承継流動資産二億四一八

九万三千円に比較すれば、一四

三万五千円の増となる。

三二七

昭和二十七年三月二十五日
参議院會議録第二十四号(その二)
放逐法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件外一件

較すれば、二二億八三五八万四千円の増となる。すなわち、資産再評價により二〇億八四一五万一千円の増、昭和二十五年年度の建設及び購入により四億四〇三万七千円の増、売却その他により五二八四万一千円の減、昭和二十五年年度減価償却により一億五一七六万三千円の減となつたことによるものである。

(3) 繰延勘定

繰延勘定二八三九万圓は、放
送法第四二條に基いて、二十五
年十一月二億圓、二十六年一月
二億圓、二十六年三月一億五
〇〇万圓、合計五億五〇〇万
圓を發行した放送債券の發行差
金未償却額で、償還期間に應
じ、逐次償却されるものである。

(4) 特定資産

特定資産五、五〇〇万円は、減價用放資勘定で、本年度発行の放送債券総額五億五〇〇〇万円に對し、放送法第四十二條第三項によつて積み立てた債券償還のための資金である。

二 負債について

昭和二十六年三月三十一日現在の昭和三十二年六月三十日現在の負債総額は、一億一、二二万三千四百で、これを昭和二十五年六月三十日現在の社団法人日本放送協会の承継負債総額九億七、一五万四千円に比較すれば、三億四、〇七万三千円の増となる。

その内容は

(1) 流動負債 流動負債二億五二二万三千

甲中、短期借入金一億七二〇〇万円は、連合軍放送役務料金等の未収による資金の一時的不足を補うために借り入れた短期借入金であり、未拂金五六二四万七千円は、発電装置、超短波中継装置改修代金その他物品購入代金の支拂手續未了によるものであり、前受金一三五九万六千円は、二十六年度以降分の受信料である。その他の流動負債九千七百九千円は、健康保険及び失業保険の保険料振受金等で、以上の流動負債を杜団法人日本放送協会からの承継流動負債二億六二一五万円に比較すれば、一〇九二万七千円の減である。

(2) 固定負債

固定負債九億六〇〇〇万円
は、放送債券五億五〇〇〇万円
及び長期借入金四億一〇〇〇万
円で、これを社団法人日本放送
協会からの承継固定負債六億四

五〇〇万円に比較すれば、三倍一五〇〇万円の増となる。すなわち、昭和二十五年六月以降一〇月までに日本勧業銀行から長期借入金二億三〇〇〇万円を借り入れ、その後、放込債券の発行が可能となつたので、長期借入金の乗換償還を含めて、総額五億五〇〇〇万円の放込債券を発行し、他方長期借入金を四億六五〇〇万円返還したことによるものである。

損益

昭和二十五年六月一日から昭和二十六年三月三十一日までの期間の損益は、損益計算書に示すとおり、専

業收入總額三億三〇二萬九千三百四十四圓、事業支出總額三億八千九百四十四圓で、差引剰余金は、四一〇萬一千圓である。

一 事業收入について

事業収入は、三三

三千円で、これを予算額三三億三三九万二千円に比較すれば、三二九万八千円の収入減である。

その内容は、大要次のとおりである。

(1) 受信料

勢の影響をうけて不振であり、このため、受信料収入は、予定収入に達することさえ憂慮され、たが、極力受信契約者の開発、廃止の防あつ、收納率の向上に努めた結果、三〇億八二五万六千円となり、予算額三〇億七〇四万三千円に比較すれば、一七七九万三千円の収入増である。

(2) 雜收入

容の変更による収入減一六一万二千円、国防施設が実施に至らなかつたため政府交付金の収入減二一三八万四千円及び連合軍に対する局舎の提供料等の収入増一六四〇万四千円により、総額一億四二〇三万六千円となり、予算額一億六三二万八千円に比較すれば、二一〇九万二千円の収入減である。

二 事業支出

事業支出は、総額三億八九二
四万一千円であるが、このうちか
ら工事特別雑損五八〇万九千円

を除けば、事業支出は、三一億三〇六万二千円となり、これを予算額三一億三四五万五千円に比較すれば、三九二万二千円の支出減である。

その内容

(1) 業務経費
 各部門の業務経費支出額は、
 二八億九二一三万円で、予算額
 二八億八八一二万八千円に比較
 すれば、四〇〇万二千円の支出
 増である。すなわち、

人件費支

九一七万八千円となり、予算額一五億一九七一万六千円に比較すれば、五三万八千円の支出減である。

物件費支出総額は、一三億七、二九五万二千円となり、予算額一三億六八四一万二千円に比較すれば、四五三万九千円の支出増である。これを各部門別にみ

れば、放送部門においては、資料費、資材費等番組関係の経費において、予算に比較し、一四八万三千円の支出増となり、技術、技術研究及び職員養成の各部門においては、ほぼ予算に適合し、業務及び管理の二部門においては、番組関係の経費の

増加にそな

減、業務の合理化を図つた結果、予算に比較し、業務部門において七八二万円、管理部門において四四一萬円の支出減となつた。

(2) その他の業務経費
その他の業務経費は、減価償

却費一億五一七六万三千円、放
送債券発行差金償却一七〇万九
千円、支拂利息七六九〇万一千
円及び雜損六六七万七千円、
合計二億九七一萬一千円で、
工事特別雜損五八六〇万九千円
を除くその他の業務經費の總額
二億三八五〇万二千円を予算額
二億四六四二万六千円に比較す
れば、七九二万四千円の支出減
である。すなわち、減価償却費
は、資産再評價による資産の増
は、資産再評價による資産の増
額にかかわらず、本年度は予算
額一億五一七六万三千円にとど
め、支拂利息は長期借入金の一
部を放送債券に乗り換えたこと
等により、予算額八四三六万三
千円に比較すれば、七四六万一
千円の支出減となり、雜損は、
そのうち工事特別雜損五八六〇
万九千円を除けば、予算額八五
〇万円に比較し、三七万二千円
の支出減となつた。

〔鈴木恭二君登壇、拍手〕

○鈴木毒一君　只今議題となりました放逐法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件について、電気通信委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和二十七年年度の收支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めんとするものであります。今その内容を申上げますと、先ず收支予算におきましては、総額は收支おの／＼七十三億九千万円であります。前年度に比べそれぞれ十億一千万円の増加と相成つてお

ります。収入は、資本収入及び事業収入から成り立ち、資本収入十二億円の五〇％は放送債券収入であります。又事業収入は六十一億九千万円でありまして、その九五％は受信料収入であります。この受信料は月額五十円で、二十六年と同額据置となつてゐるのであります。次に支出は、資本支出十四億四千万円、事業支出五十九億四千万円及び予備金五千万円から成り立つておりました。資本支出の七一％は建設費、即ち放送施設の拡充整備の費用であります。又事業支出は前年度に比べ九億円の増となつておりますが、これには前年度には計上されていなかった連合軍関係及び国際放送に要する経費並びに職員給与と一八％引上げに要する経費を含んでゐるのであります。次に事業計画におきましては、その主眼を、番組の充実、施設の拡充整備に置き、又資金計画におきましては、受信料の収納状況、建設工事の進捗状況等を視み合せ、資金の出入に關する計画をいたしてゐるのであります。

電気通信委員会は本案につきまして慎重審議をいたしました。その審議の過程において明らかになりました大要を申し上げます。先ず昭和二十七年の日本放送協会の運営の根本方針は、講和後における日本の立場と国際的諸情勢を正しく把握して、公共放送としての使命達成を図るため、放送番組については、国際知識の普及徹底並びに青少年教育放送、報道及び健全明朗な娯楽放送の充実に重点を置き、又建設の面におきましては、中継放送局の新設及び既設局の整備等を行い、二十七年の工事を完了によつて、第一放

送は全国の九八％、第二放送は九二％の地域において聴くことができるようになること、受信契約の数は、二十七年当初九百五十万、年度内の増加四十五万、年度末現在九百九十五万と見込んでおること、北海道その他において主として僻地の地に施設されておりますラジオの共同聴取施設の聴取料金の問題につきましては、料金としては減額しないが、何らかの方法によつて協会から協力をするつもりであること、本年二月十日から再開してゐる国際放送につきましては、受信してゐる各地から反響があるが、極めて好意を持たれており、特に在外同胞からは大歓迎を受けてゐること等でありました。その他、各委員より熱心詳細な質疑があり、政府当局のほか、参考人として日本放送協会会長及び理事より懇切綿密な答弁がありましたが、詳細は速記録によつて御承知を願ひたいと存じます。

かゝつたしまして三月二十日質疑を終え、討論に入りまして、日本放送協会は、民間放送の開始、講和條約の発効、テレビジョン放送実現等によつて、二十七年は従来と異なつた條件の下に置かれておることを指摘せられ、番組の充実、放送施設の拡充整備による聴取不能地域の解消及びテレビジョンの実験研究にいま一段の努力を希望せられ、自由党の大島委員より、本案は現在の受信料その他から見て安当なものであるが、聴取不能区域の解消を強調せられ、緑風会の新谷委員より、共同聴取については協会より適当な援助方法を講ずること、技術研究費の増額及び研究の成果の公開利用につ

いて一段の工夫努力を希望せられ、民主クラブの稲垣委員より、技術研究について一段の考慮を希望せられ、いずれも本案の承認に賛成の意見を述べられたのであります。

かくいまして討論を終え、採決に入りまして、全会一致を以て原案通り承認すべきものと議決いたしました次第であります。

次に議題となりました日本放送協会昭和二十五年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書について、審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は放送法第四十條第三項によつて会計検査院の検査を経て内閣より国会に提出されたものであります。日本放送協会は、一昨昭和二十五年六月一日、社団法人日本放送協会から資産及び負債を承継して新たな性格を以ちまして発足したのであります。昭和二十五年年度の資産総額は三十四億五千八百四十四万四千円、負債総額は十二億一千二百二十二万四千円でありまして、旧協会から承継當時に比較いたしますと、資産において約二十二割二分、負債において約三割四分の増加となつておるのであります。又同協会の二十五年六月一日から二十六年三月末日までの期間の損益は、事業収入総額三十二億三千二百九十九万四千円に對しまして、事業支出総額三十一億八千九百二十四万四千円であり、差引剰余金四千一百五十四万四千円となっております。これらについての詳細は本件説明書について御覽を願ひたいと存じます。

次に本件に關する当委員会の結論を申し上げます。先ず会計検査院が検査報告中に指摘しております事項につき

ましては、いずれもその検査報告と見解を同じくいたすものであります。右のうち、特に社団法人当時、電気興業株式会社に投資した三十二万二千円及び同じく株式会社日本放送出版協会に對する十九万五千円につきましては、放送法の趣旨により速かなる整理を要するといふのであります。電気通信委員会は内閣提出の報告につき慎重に審議いたしました結果、全会一致を以ちまして以上述べました通り議決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

先ず放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めの件を問題に供します。委員長報告の通り本件に承認を與へることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本件は承認を與へることに決しました。

○副議長(三木治朗君) 次に、日本放送協会昭和二十五年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書全部を問題に供します。委員長報告の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て委員長報告の通り決されました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程第九より第三十までの請願及び日程第

三十一より第五十五までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

〔審査報告書は都合により第二十九号末尾に掲載〕

〔西山亀七君登壇、拍手〕

○西山亀七君 農林委員会付託請願及び陳情に關する審査の報告を申し上げます。

今日までに付託せられました請願及び陳情のうち、文書表第一回乃至第五回報告、即ち請願については第一号から第六十七号まで、陳情については第一号から第二百九十三号までの間において、農林委員会に付託せられました請願三十三件、陳情三十四件につきまして、このほど審査を行いましたので、ここに議題に從つて農林委員会におけるこれら審査の経過及び結果について、その大要を御報告申し上げます。

右の請願及び陳情の趣旨は甚だ多様でありまして、これを大別いたしますと、積雪寒冷單作地帯或いは傾斜地帯等特殊地帯の農業振興に關するもの三件、市町村農業委員会經費庫補助増額に關するもの一件、農業災害補償制度の拡充に關するもの一件、蘭、薔薇及び林檎等の特殊農産物の生産改良及び災害救済に關するもの三件、警察予備隊の農地買収反對に關するもの一件、農地及び農業施設の改良、或いは災害復旧の促進拡大に關するもの十五件、農業改良に關する研究及び普及事業の強化に關するもの

昭和二十七年三月二十五日 参議院會議録第二十四号(その二) 岩手県電石川沿岸の土地改良事業国営に関する請願外四十六件

三三〇

五件、無畜農家の解消及び畜産の振興に關するもの五件、公營競馬の継続或いは民営移管反對に關するもの四件、畜大競技法に關するもの三件、蘭系価格の安定及び畜業技術指導強化その他畜系業に關するもの五件、主食統制の是否或いは改廃並びにでん粉工業の救済等、食糧政策に關するもの九件、国有林野の整備及び造林の促進等、林野政策に關するもの九件であります。

委員會におきましては、これらの諸件につきまして、政府当局の意見をも徴し、慎重審議を遂げ、主食統制、競馬制度及び畜大競技等の諸件に關しましては、これが性質上容易に結論を得ることが困難なため、問題を後日に残すこととし、又昨年産米の供出割當の是正及び積雪寒冷單作地帯の指定等すでに問題の処理を終つたものを除いて、只今議題となりました請願二十三件及び陳情二十五件は、いずれも農林業の振興、農林生産の増強及び農家経済の安定のため重要な問題と考え、全会一致を以て議院の會議に付し、採択の上、内閣に送付し、政府を促して速かにこれが実現を期すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告を申し上げます。(拍手)
○副議長(二本治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○副議長(二本治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。大会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。
本日はこれにて散會いたします。
午後四時三十分散會

○本日の會議に付した事件

- 一、議員の請願
- 一、故議員平岡市三君に對する追悼の辭
- 一、故議員平岡市三君に對し弔辭贈呈の件
- 一、教育環境整備に關する緊急質問
- 一、日程第一 日本国とアメリカ合衆国との間に締結された行政協定の国会承認に關する決議案
- 一、日程第二 塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案
- 一、日程第三 農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律案
- 一、日程第四 日本専売公社法の一部を改正する法律案
- 一、日程第五 日本輸出銀行法の一部を改正する法律案
- 一、日程第六 私立学校振興會法案
- 一、日程第七 放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件
- 一、日程第八 日本放送協會昭和二十五年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書
- 一、日程第九乃至第三十の請願
- 一、日程第三十一乃至第五十五の陳情

出席は左の通り。

議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

議員

藤森 貞治君	中山 福藏君	深水 六郎君	加納 金助君
早川 慎一君	波多野林一君	仁田 竹一君	草葉 隆圓君
野田 俊作君	西田 天香君	大島 定吉君	左藤 義詮君
徳川 宗敬君	伊達源一郎君	小林 英三君	黒田 英雄君
館 哲二君	竹下 豊次君	川村 松助君	中川 以良君
高橋 道男君	高橋龍太郎君	前田 三郎君	寺尾 豊君
高田 寛君	高瀬莊太郎君	小野 義夫君	堀越 儀郎君
高木 正夫君	田村 文吉君	野田 卯一君	小串 清一君
杉山 昌作君	新谷寅三郎君	入交 太藏君	重宗 雄三君
島村 軍次君	西郷吉之助君	西川甚五郎君	宮田 重文君
小林 政夫君	小宮山常吉君	平井 太郎君	宮本 邦彦君
楠見 義男君	木下 辰雄君	田方 進君	杉原 荒太君
河井 彌八君	片柳 眞吉君	秋山俊一郎君	松本 昇君
柏木 軍治君	加藤 正人君	石村 幸作君	鈴木 直人君
加賀 操君	剛本 愛祐君	堀 末治君	鈴木 恭一君
岡部 常君	尾崎 行輝君	愛知 揆一君	安井 謙君
小野 哲君	梅原 眞隆君	平林 太一君	長島 銀藏君
飯島通次郎君	伊藤 保平君	平沼彌太郎君	竹中 七郎君
井上たつゝ君	赤澤 與仁君	有馬 英二君	菊田 七平君
赤木 正雄君	結城 安次君	小川 久義君	瀧井治三郎君
山川 良一君	森 勇造君	國 伊能君	前之國喜一郎君
村上 義一君	森 八三三君	池田宇右衛門君	林屋龜次郎君
小瀧 彬君	島津 忠彦君	駒井 藤平君	中山 壽彦君
上原 正吉君	森田 豊壽君	北村 一男君	岩沢 忠恭君
岡田 信次君	石原幹市郎君	白波瀬米吉君	木内 四郎君
玉柳 實君	中川 幸平君	鈴木 強平君	大屋 晋三君
大矢半次郎君	郡 祐一君	西田 隆男君	黒川 武雄君
廣瀬與兵衛君	阿崎 眞一君	泉山 三六君	石坂 豊一君
松平 勇雄君	楠瀬 常猪君	横尾 龍君	大隈 信幸君
加藤 武徳君	城 義臣君	境野 清雄君	谷口弥三郎君
植竹 春彦君	山本 米治君	木内キヤウ君	重盛 壽治君
古池 信三君	山縣 勝見君	稻垣平太郎君	江田 三郎君
石川 榮一君	木村 守江君	門田 定藏君	三橋八次郎君
西山 龜七君	山田 佐一君	小林 孝平君	小酒井義男君
大谷 肇潤君	一松 政二君	若木 勝藏君	梅津 錦一君
		栗山 良夫君	荒木正三郎君
		深川タマエ君	

深水 六郎君	加納 金助君	内村 清次君	羽生 三七君
仁田 竹一君	草葉 隆圓君	紅霞 みつ君	松浦 定義君
大島 定吉君	左藤 義詮君	高田なほ子君	森崎 隆君
小林 英三君	黒田 英雄君	吉田 法晴君	和田 博雄君
川村 松助君	中川 以良君	山崎 恒君	深川榮左エ門君
前田 三郎君	寺尾 豊君	岩木 哲夫君	岩男 仁藏君
小野 義夫君	堀越 儀郎君	菊川 孝夫君	岡田 宗司君
野田 卯一君	小串 清一君	河崎 ナツ君	一松 定吉君
入交 太藏君	重宗 雄三君	堀木 鐵三君	小笠原三男君
西川甚五郎君	宮田 重文君	榊 繁夫君	木下 源吉君
平井 太郎君	宮本 邦彦君	金子 洋文君	須藤 五郎君
田方 進君	杉原 荒太君	岩間 正男君	兼岩 傳一君
秋山俊一郎君	松本 昇君	千葉 信君	木村輝八郎君
石村 幸作君	鈴木 直人君	堀 眞翠君	水橋 藤作君
堀 末治君	鈴木 恭一君	鈴木 清一君	岩崎正三郎君
愛知 揆一君	安井 謙君	大野 幸一君	上條 愛一君
平林 太一君	長島 銀藏君	千田 正君	東 隆君
平沼彌太郎君	竹中 七郎君	加藤シヅエ君	山田 節男君
有馬 英二君	菊田 七平君	齊 武雄君	大山 郁夫君
小川 久義君	瀧井治三郎君	羽仁 五郎君	矢嶋 三義君
國 伊能君	前之國喜一郎君	村尾 重雄君	吉川末次郎君
池田宇右衛門君	林屋龜次郎君	カニエ邦彦君	島 清君
駒井 藤平君	中山 壽彦君	池田七郎兵衛君	佐々木良作君
北村 一男君	岩沢 忠恭君	小林 亦治君	松永 義雄君
白波瀬米吉君	木内 四郎君	相馬 助治君	中村 正雄君
鈴木 強平君	大屋 晋三君	山下 義信君	堂森 芳夫君
西田 隆男君	黒川 武雄君	赤松 常子君	小松 正雄君
泉山 三六君	石坂 豊一君	伊藤 修君	棚橋 小虎君
横尾 龍君	大隈 信幸君	小泉 秀吉君	波多野 鼎君
境野 清雄君	谷口弥三郎君	原 虎一君	下條 恭兵君
木内キヤウ君	重盛 壽治君	松浦 清一君	片岡 文重君
稻垣平太郎君	江田 三郎君		
門田 定藏君	三橋八次郎君		
小林 孝平君	小酒井義男君		
若木 勝藏君	梅津 錦一君		
栗山 良夫君	荒木正三郎君		
深川タマエ君			

國務大臣

内閣総理大臣 吉田 茂君
外務大臣 木村篤太郎君
法務総裁 池田 勇人君
大蔵大臣 天野 貞祐君
文部大臣 高橋龍太郎君
通商産業大臣

労働大臣 吉武 恵市君
建設大臣 野田 卯一君
国務大臣 大橋 武夫君
国務大臣 岡崎 勝男君
国務大臣 周東 英雄君
国務大臣 山崎 猛君

政府委員

内閣官房長官 保利 茂君
電波監理委員 網島 毅君
員会委員長 網島 毅君
法制意見長官 佐藤 達夫君
法務府法制意見長官 高辻 正己君
見第一局長

〔第十九号参照〕

審査報告書

国の利害に關係のある訴訟について、法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月四日

法務委員長 小野 義夫

参議院議長 佐藤 武蔵

多数意見者署名

長谷山行毅 岡部 常
一松 定吉 齋 武雄
伊藤 修 羽仁 五郎
左藤 義詮 鈴木 安孝

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、国の利害に關係のある訴訟について、法務總裁の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）を改正して、行政府を當事者又は参加人とする訴訟

訟について、法務總裁が弁護士を訴訟代理人に選任して、訴訟を行わすことができるようにするものであるが、従来法務總裁にこの権限がなかつたため、この種の訴訟の遂行に支障を生ずることが少なくかつたのに鑑み、適切な措置である。

二、事件の利害得失

本法の施行により、行政府を當事者又は参加人とする訴訟が、迅速適切に遂行される利益がある。

三、費用

本法の施行について、別段の費用を要しない。

審査報告書

漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画の一部改正について承認を求めたの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十七年三月三日

水産委員長 木下 辰雄

参議院議長 佐藤 武蔵

多数意見者署名

藤野 繁雄 秋山俊一郎
小笠原三三男 千田 正
青山 正一

要領書

一、委員会の決定の理由
和歌山県の江川漁港が従来第二種漁港であつたのを近接している二つの漁業根拠地を包含した一つの漁港区域として、田辺漁港と改称し、これを第三種漁港に指定

し、又香川県西浜漁港を高松漁港と名称の変更を行つて漁港整備計画の一部を改正しようとするもので適當と認める。

二、事件の利害得失

漁港整備計画の実施を適正にし、漁港の整備と水産業の発展に寄與する利益がある。

三、費用

本件実施のため別段の費用を必要としない。

内閣委員会請願審査報告書第一号

議院の會議に付するを要するもの。

第二六〇号、第三九二号 傷い

恩給増額等に関する請願

第三五三三号 恩給受給者相互銀行法制定に関する請願

第二九一〇号 傷い恩給改正に関する請願

第四〇五号 元軍人老齡者の恩給復活に関する請願

第四三九号、第四八七号 元陸海軍文官の恩給復活に関する請願

第五五六号、第六九九号 元軍人恩給復活に関する請願

第六〇八号 元傷い者の恩給増額に関する請願

第六八五号 元軍人老齡者の恩給復活等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年二月二十七日

内閣委員長 河井 彌八

参議院議長 佐藤 武蔵

内閣委員会請願特別報告第一号

傷い恩給増額等に関する請願

第二六〇号 静岡県原都飯田村高橋八七八 木村鉦一外一名提出

第三九二号 静岡県清水市銀座通り三ノ四七九田中実方 大石桂司外二名提出

恩給受給者相互銀行法制定に関する請願

第三五三三号 東京都武蔵野市吉祥寺二、五〇七 塚越已秋提出

傷い恩給改正に関する請願

第三九一〇号 福島県南会津郡檜沢村大字福米沢字沼田一三二 佐藤孫四郎外九十名提出

元軍人老齡者の恩給復活に関する請願

第四〇五号 東京都新宿区柏木一ノ一二四 永持源次提出

元陸海軍文官の恩給復活に関する請願

第四三九号 東京都豊島区池袋二ノ一、〇六三 阿藤賢外三百七十五名提出

第四八七号 熊本市大江町九品寺三六四 藤本次彦外十三名提出

元軍人恩給復活に関する請願

第五五六号 佐賀市赤松町二一〇 佐賀県恩給復活連盟内 石丸忠実提出

元傷い者の恩給増額に関する請願

第六〇八号 神奈川県小田原市風祭四一二国立箱根療養所内 宮本辰蔵外七十名提出

元軍人老齡者の恩給復活等に関する請願

第六八五号 東京都武蔵野市関前四二〇ノ一四一 上田秀一方・上田輝次提出

右十一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年二月二十七日

内閣委員長 河井 彌八

参議院議長 佐藤 武蔵

意見書案

傷い恩給増額等に関する請願（第二六〇号）（第三九二号）

請願者 静岡県原都飯田村高橋八七八 木村鉦一外一名

請願者 静岡県清水市銀座通り三ノ四七九田中実方 大石桂司外二名

右の請願は終戦以来元軍人傷い者は、精神的、物質的に不遇の地位に置かれてきたが、さいわい政府において昭和二十七年国家予算編成に當つて戦争犠牲者の援護措置強化を考慮されたことは戦争犠牲者にとつて誠に感謝に堪えない。しかして傷い者の保障については、（一）年額三万六千円、扶養家族一人につき月五百円を支給すること、（二）恩給決定に當つては傷害の程度を基準とし階級区分を廃止すること、（三）傷病再発ならびに義手、足、眼の修理に際しては無料診療および無料給付すること等との実現を図りたいとの趣

昭和二十七年三月二十五日 参議院會議録第二十四号(その二) 岩手県幸石川沿岸の土地改良事業国営に関する請願外四十六件

旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給受給者相互銀行法制定に関する請願(第三五三三号)

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺

二、五〇七 塚越巳秋

右の請願は恩給受給者の大部分は、受給金を唯一の固定収入として一家の生計を維持しているが、現下の経済情勢下においては、子女の育成はもとより、療養費、生活費等に多大の不安があり、一方恩給受給者に対しては何等の金融機関がないため、生業資金に事欠いている実情であるから、恩給受給者の窮状を考慮し、これ等受給者に金融の途を開くため、恩給受給者相互銀行法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

傷い恩給改正に関する請願(第三九二号)

請願者 福島県南会津郡楡沢村

大字福米沢字沼田二二二 佐藤 四郎外九十名

右の請願は元軍人軍属関係の恩給扶助料が廃止された中で傷い軍人軍属に対する恩給のみ残されてその支給を受けてきたが、現在の経済状態では、甚だしい生活困難に達しているから、傷い軍人軍属の恩給制度を現在の実情に適するよう改善せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願(第四〇五号)

請願者 東京都新宿区柏木一ノ

二四 永持源次

右の請願は老齢者である元軍人は、終戦後恩給が停止されたので、老骨を励ましあらゆる苦痛に堪へ今日まで生活をしてきている実情であるから、一日も早く元軍人の老齢者の恩給を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元陸海軍文官の恩給復活に関する請願(第四三九号)(第四八七号)

請願者 東京都豊島区池袋二ノ

一、〇六三 阿藤賢外三百七十五名

請願者 熊本市大江町九品寺三

六四 藤本武彦外十三名

右の請願は元陸海軍文官は、一般文官と何等異なることなく内閣の命令によつて補職せられ、恩給積立の責を果しており、また過般行われた公職追放の際も単に陸海軍文官であつたという理由で追放にあつた者はなかつた。例えば陸海軍教授等は文部省系統の諸学校に奉職するのと全く同様で何等の特典をこうむつたことがないのに勅令六十八号、閣令第四号により恩給受給権を停止されたのは遺憾であるから、恩給を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍人恩給復活に関する請願(第五五五号)(第六九九号)

請願者 佐賀市赤松町二一〇 佐賀県恩給復活連盟内 石丸忠実

右の請願は兵役には必任義務制と志願制の区別があつたが、齊しく國民に課せられた制度であるのに、今次大戦の責任は一人軍人のみにあるが

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍人恩給復活に関する請願(第五五五号)(第六九九号)

請願者 愛媛県松山市道後天神橋四〇ノ二四宮房吉外五十二名

右の請願は兵役には必任義務制と志願制の区別があつたが、齊しく國民に課せられた制度であるのに、今次大戦の責任は一人軍人のみにあるが

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍人老齢者の恩給復活等に関する請願(第六八五号)

請願者 東京都武蔵野市関前四

二〇ノ一四一上田秀一方 上田舜次

右の請願は日清、日露、シベリヤ等の戦役に関係した元軍人恩給受給者は、昭和二十一年恩給を廃止せられたが、これら恩給受給者は老齢のため、労働もできず、困難な生活を余儀なくされているから、これらの元軍人老齢者の恩給を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

内閣委員会陳情審査報告書第一号

一議院の會議に付するを要するもの。

第一〇三号 監督監査機構改善に関する陳情

第二七号、第一四九号 元軍人老齢者の恩給復活に関する陳情

第一五六号、第三五四号 元軍人恩給復活に関する陳情

第一九二号 恩給に関する陳情

第二八五号、第二八六号、第三四一号 元軍人等の恩給復活に関する陳情
右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年二月二十七日

内閣委員長 河井 彌八
参議院議長 佐藤 尚武

内閣委員会陳情特別報告第一号
監督監査機構改善に関する陳情

第一〇三号 宮城県知事 佐々木家壽治提出

元軍人老齢者の恩給復活に関する陳情

第二七号 徳島県麻植郡西尾村 阿部麻一外百九名提出

第一四九号 東京都中野区氷川町三一 吉田勝任外三十一名提出

元軍人恩給復活に関する陳情

第一五六号 長野県北安曇郡大町一、三四〇 内山恒十提出

第三五四号 香川県丸亀市南條町鶏鳴学園内香川県元軍人恩給復活期成同盟会内 黒川哲二提出

恩給に関する陳情

第一九二号 長野県北安曇郡大町一、三四〇 内山恒十提出

元軍人等の恩給復活に関する陳情

第二八五号 大阪市東区北浜一ノ二 経済ビル内恩給即時復活期成連盟近畿本部内 長尾青輔外八名提出

第二八六号 福島県若松市栄町二六六 三星摩次郎外五名提出

一吉田勝任外三十一名

第三四一号 滋賀県彦根市古沢町 田中恒太郎外七十五名提出
右九件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年二月二十七日

内閣委員長 河井 彌八
参議院議長 佐藤 尚武

意見書案
監督監査機構改善に関する陳情 (第一〇三号)

陳情者 宮城県知事 佐々木家壽治

右の陳情は現行の監督監査および調査制度は、各主務省、会計検査院の外大蔵省、労働省、経済安定本部およびこれら出先機関等によつて重複的に行われるため、これに対する応対、資料提出等が事業現場に多大の支障を與えているから、監督監査機構の改善を圖りたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣 吉田茂

意見書案
元軍人恩給復活に関する陳情 (第一五六号) (第三五四号)

陳情者 長野県北安曇郡大町一、三四〇 内山恒十
鳴学園内香川県元軍人恩給復活期成同盟会内 黒川哲二

右の陳情は追放文官が復権して恩給の支給を受けているのに對し非追放武官が恩給の停止を受けているのは不合理である。また伍長より准士官は、低給料より退職後の恩給充當金として國庫に納金してきたのに恩給の停止を受けているのは人道的、法的に不都合であるから、元軍人の恩給を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣 吉田茂

意見書案
元軍人老齢者の恩給復活に関する陳情 (第二七号) (第一四九号)

陳情者 徳島県麻植郡西尾村 阿部麻一外百九名
陳情者 東京都中野区氷川町三一 吉田勝任外三十一名

右の陳情は大正初期以前明治時代の元老齡軍人は、昭和二十一年以来恩給が停止され、老骨を勵ましあらゆる苦痛に堪へ今日まで生活をしてきたが、最早体力も衰へ前途が暗黒たるものであるから、元軍人老齡者の恩給を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣 吉田茂

意見書案
元軍人恩給復活に関する陳情 (第一五六号) (第三五四号)

陳情者 香川県丸亀市南條町鶏鳴学園内香川県元軍人恩給復活期成同盟会内 黒川哲二

右の陳情は追放文官が復権して恩給の支給を受けているのに對し非追放武官が恩給の停止を受けているのは不合理である。また伍長より准士官は、低給料より退職後の恩給充當金として國庫に納金してきたのに恩給の停止を受けているのは人道的、法的に不都合であるから、元軍人の恩給を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣 吉田茂

意見書案
恩給に関する陳情 (第一九二号)

陳情者 長野県北安曇郡大町一、三四〇 内山恒十

右の陳情は敗戦は、國民全体の問題であつて、一人軍人のみの問題でないのに、文官、武官、各省公務員との間に取扱上の不公平があることは、将来の國策上に悪影響をおよぼすこととなるから、軍人軍属を問はず國家公務員の恩給受給資格者を調査し公平なる恩給政策を樹立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣 吉田茂

意見書案
元軍人等の恩給復活に関する陳情 (第二八五号) (第二八六号) (第三四一号)

陳情者 大阪市東区北浜一ノ二 一経済ビル内恩給即時復活期成連盟近畿本部内 長尾青輔外八名

陳情者 福島県若松市栄町二六六 三星摩次郎外五名
陳情者 滋賀県彦根市古沢町 田中恒太郎外七十五名

右の陳情は元軍人關係公務員は、過去六箇年間恩給を停止され苦難の生活を続けてきたが、講和條約の調印を済んだのであるから、その発効に伴い元軍人關係公務員の恩給を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣 吉田茂

人事委員会請願審査報告書第一号
一議院の會議に付するを要するもの。

第一号 栃木市の地域給に関する請願
第二号 北海道長万部町の地域給に関する請願
第四六号 新潟市外三十二市町村の地域給に関する請願
第四七号 香川県多度津町の地域給に関する請願
第四八号、第四九号、第五四号、第五二四号、第三七四号、第四四〇号、第四八四号、第五〇七号、第五三〇号、第五八六号 新恩給法制定等に関する請願
第五五号 愛知県高蔵寺町の地域給に関する請願
第五六号 広島県江田島町の地域給に関する請願
第一四七号 千葉県片貝町の地域給に関する請願
第一六一号 埼玉県戸田町の地域給に関する請願

三三三

昭和二十七年三月二十五日 参議院會議録第二十四号(その二) 岩手県岸石川沿岸の土地改良事業国営に関する請願外四十六件

第一六二号、第五九六号 大分県東町の地域給に関する請願

第一六三号 岐阜県陶町の地域給に関する請願

第一六四号 岐阜県陶町の寒冷地手当に関する請願

第一七四号 福岡県柳川町の地域給に関する請願

第一七五号 福岡県千束村の地域給に関する請願

第一八三号 北海道斜里町の地域給に関する請願

第一八四号 北海道津別町の地域給に関する請願

第一八五号 北海道常呂町の地域給に関する請願

第三三七号 宮城県矢本町の地域給に関する請願

第三三八号 山口県内日村の地域給に関する請願

第二四七号 長崎県対馬縣原町の地域給に関する請願

第二七二号、第四一六号 福岡県古賀町の地域給に関する請願

第三〇八号 新潟県古志郡の寒冷地手当に関する請願(十二通)

第三三六号、第六八九号 長崎県小佐々町の地域給に関する請願

第三三七号 愛知県富田町の地域給に関する請願

第三三八号 愛知県吉田町の地域給に関する請願

第三三九号 愛知県南陽町の地域給に関する請願

第三四〇号 愛知県甚目寺町の地域給に関する請願

第三四一号 愛知県弥富町の地域給に関する請願

第三四二号 愛知県平坂町の地域給に関する請願

第三四三号 愛知県一色町の地域給に関する請願

第三四四号 愛知県大治村の地域給に関する請願

第三五〇号 山口県伊保村の地域給に関する請願

第三六〇号 福岡県上郡の地域給に関する請願

第三六一号 福岡県太宰府町の地域給に関する請願

第三六二号 群馬県伊勢崎市の地域給に関する請願

第三六七号 愛知県刈谷市の地域給に関する請願

第三七六号 広島県大柿町の地域給に関する請願

第四一七号 長崎県南松浦郡の地域給に関する請願

第四一八号 北海道狩太町の地域給に関する請願

第四三〇号 栃木県佐野市の地域給に関する請願

第四三七号 福岡県京都郡の地域給に関する請願

第四五六号 高知県野市町の地域給に関する請願

第四六五号 京都府の寒冷地手当に関する請願

第四八三号 福岡県添田町の地域給に関する請願

第五一三号、第六七七号 京都府周山町の地域給に関する請願

第五一四号 京都府精華村の地域給に関する請願

第五一五号 京都府棚倉村外二箇村の地域給に関する請願

第五一六号 京都府栗田村の地域給に関する請願

第五一七号 京都府加茂町の地域給に関する請願

第五四三三号 奈良県五條町の地域給に関する請願

第五四四号 北海道留辺蘂町の地域給に関する請願

第五六〇号 和歌山県勝浦町の地域給に関する請願

第五七九号 千葉県成田町の地域給に関する請願

第五八〇号 千葉県姉崎町の地域給に関する請願

第五八一号 鳥取県末恒村の地域給に関する請願

第五九四号 大分県三重町の地域給に関する請願

第五九五号 大分県四日市町の地域給に関する請願

第五九九号 岐阜県大八賀村の地域給に関する請願

第六六一号 滋賀県八日市町地区の地域給に関する請願

第六六二号 滋賀県八日市町地区の寒冷地手当支給に関する請願

第六六七号 室蘭市の地域給に関する請願

第六七〇号 山口県徳山市の地域給に関する請願

第六七七号 埼玉県蕨町の地域給に関する請願

第七〇〇号 富山県山田村信末地区の地域給に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十七年二月二十七日
人事委員長 カニエ邦彦
参議院議長 佐藤尚武殿
人事委員会請願特別報告第一号
栃木市の地域給に関する請願
第一号 栃木市長 栃木理一外十六名提出
北海道長万部町の地域給に関する請願
第二号 北海道山越郡長万部町長 野嶋作太郎外二名提出
新潟市外三十二市町村の地域給に関する請願
第四六号 新潟県知事 岡田正平外一名提出
香川県多度津町の地域給に関する請願
第四七号 香川県仲多度郡多度津町長代理助役 木谷順平外二十五名提出
新恩給法制定等に関する請願
第四八号 奈良県生駒郡郡山町南郡山二九二 沢井弁造外九百九十三名提出
第四九号 佐賀県杵島郡南有明村 丸田弥外四千四百名提出
第五四号 熊本市北新井町一五 木庭源三外二千三百八十九名提出
第二二四号 松江市母衣町一五 島根県退職公務員連盟内 青山勝外二千八百二十一名提出
第三七四号 山梨県甲府市日向町 内藤信晴外千三百二十八名提出

第四四〇号 宮崎市旭通二ノ七 野辺政一外二千五百六十八名提出
第四八四号 和歌山市鳴神一、一八〇 田畑静信外千五百三十四名提出
第五〇七号 岩手県盛岡市大沢川原小路八八岩手県退職公務員連盟内 三田地勘治郎外八百八十五名提出
第五三〇号 鳥取市吉方町二一九 森木直蔵外二千三百七十五名提出
第五八六号 福島県白河市寺小路八退職公務員連盟白河西白河支部内 木村鉄太郎外七百六十二名提出
愛知県高蔵寺町の地域給に関する請願
第五五号 愛知県東春日井郡高蔵寺町長 水野愛二提出
広島県江田島町の地域給に関する請願
第五六号 広島県安芸郡江田島町長 脇本恭一外十七名提出
千葉県片貝町の地域給に関する請願
第一四七号 千葉県山武郡片貝町役場内 大塚半治外百四十八名提出
埼玉県戸田町の地域給に関する請願
第一六一号 埼玉県北足立郡戸田町長 武内勇助外四名
大分県東郷町の地域給に関する請願

- 第一六二号 大分県国東郡国東町本町一大分県国東町令官公庁連絡協議会内 尾崎勇太郎外二名提出
- 第五九六号 同
- 岐阜県陶町の地域給に関する請願
第一六三号 岐阜県恵那郡陶町 長 加藤快三提出
- 岐阜県陶町の寒冷地手当に関する請願
第一六四号 岐阜県恵那郡陶町 長 加藤快三提出
- 福岡県柳川町の地域給に関する請願
第一七四号 福岡県山門郡柳川町 長 古賀慶蔵外二十一名提出
- 福岡県千束村の地域給に関する請願
第一七五号 福岡県上郡千束村大字千束九七 徳永昇外一名提出
- 北海道斜里町の地域給に関する請願
第一八三号 北海道斜里郡斜里町 長 米沢鶴松外九名提出
- 北海道津別町の地域給に関する請願
第一八四号 北海道網走郡津別町 勢渡退男提出
- 北海道常呂町の地域給に関する請願
第一八五号 北海道常呂郡常呂町 政井三郎外十一名提出
- 宮城県矢本町の地域給に関する請願
第三三七号 宮城県桃生郡矢本町 長 大江直志次外八名提出
- 山口県内日村の地域給に関する請願
第三三八号 山口県豊浦郡内日村 長 大田三郎外一名提出
- 長崎県対馬厳原町の地域給に関する請願
第二四七号 長崎県下県郡厳原町 長 江口寛治外二十三名提出
- 福岡県古賀町の地域給に関する請願
第二七二号 福岡県粕屋郡古賀町 長 篠原順一外十名提出
- 第四一六号 同
- 新潟県古志郡の寒冷地手当に関する請願(十二通)
第三〇八号 新潟県古志郡太田村 長 佐藤重外十一名提出
- 長崎県小佐々町の地域給に関する請願
第三三六号 長崎県北松浦郡小佐々町小佐々郵便局内 江口信行外七名提出
- 第六八九号 同
- 愛知県富田町の地域給に関する請願
第三三七号 愛知県海部郡富田町役場内 兒玉俊平外百七名提出
- 愛知県吉田町の地域給に関する請願
第三三八号 愛知県幡豆郡吉田町 長 渡辺茂平外十名提出
- 愛知県南陽町の地域給に関する請願
第三三九号 愛知県海部郡南陽町 長 坂野義信提出
- 愛知県菰田寺町の地域給に関する請願
- 第三四〇号 愛知県海部郡菰田寺町 長 服部賢重提出
- 愛知県赤富町の地域給に関する請願
第三四一号 愛知県海部郡赤富町 長 村瀬輝二外四名提出
- 愛知県平坂町の地域給に関する請願
第三四二号 愛知県幡豆郡平坂町 長 石川勝一郎外八名提出
- 愛知県一色町の地域給に関する請願
第三四三号 愛知県幡豆郡一色町 長 鈴木三之介外七名提出
- 愛知県大治村の地域給に関する請願
第三四四号 愛知県海部郡大治村 長 加藤義重提出
- 山口県伊保村の地域給に関する請願
第三五〇号 山口県熊毛郡伊保庄村 長 吉崎彦助外四十三名提出
- 福岡県築上郡の地域給に関する請願
第三六〇号 福岡県築上郡八屋町八屋住吉郵便局内 久保義市外七十一名
- 福岡県太宰府町の地域給に関する請願
第三六一号 福岡県筑紫郡太宰府町 長 中村久二外七名提出
- 群馬県伊勢崎市の地域給に関する請願
第三六二号 群馬県伊勢崎市長 大沢三郎外五十四名提出
- 愛知県刈谷市の地域給に関する請願
- 第三六七号 愛知県刈谷市議会 議長 杉浦興一郎提出
- 広島県大柿町の地域給に関する請願
第三七六号 広島県佐伯郡大柿町 長 平野千太郎外十五名提出
- 長崎県南松浦郡の地域給に関する請願
第四一七号 長崎県南松浦郡福江町 長 江崎四一五ノ第一ノ第二 富口一郎提出
- 北海道狩太町の地域給に関する請願
第四一八号 北海道虻田郡狩太町 長 高瀬金次郎提出
- 栃木県佐野市の地域給に関する請願
第四三〇号 栃木県佐野市長 伊藤弘憲提出
- 福岡県京都郡の地域給に関する請願
第四三七号 福岡県京都郡行橋町労働会館内福岡県京都郡地域給対策協議会内 渡辺英生提出
- 高知県野市町の地域給に関する請願
第四五六号 高知県香美郡野市町 長 中藤一男外一名提出
- 京都府の寒冷地手当に関する請願
第四六五号 京都府綾部市宇測垣十一京都府阿万地方寒冷積雪地域対策協議会内 能勢長治提出
- 福岡県添田町の地域給に関する請願
第四八三号 福岡県田川郡添田町 長 伊藤保司
- 京都府周山町の地域給に関する請願
第五一三号 京都府北桑田郡周山町北桑田地区警察署内 遠藤梅吉外二十七名提出
- 第六七八号 京都府北桑田郡周山町 長 船越寛治提出
- 京都府精華村の地域給に関する請願
第五一四号 京都府相楽郡精華村精華中学校内 西村正富提出
- 京都府柳倉村外二箇村の地域給に関する請願
第五一五号 京都府相楽郡柳倉村 長 森村米吉外十名提出
- 京都府栗田村の地域給に関する請願
第五一六号 京都府相楽郡栗田村 長 神成字吉外八名提出
- 京都府加茂町の地域給に関する請願
第五一七号 京都府相楽郡加茂町 長 松田信三郎外二百四十六名提出
- 奈良県五條町の地域給に関する請願
第五四三号 奈良県宇智郡五條町 長 小畑留吉外二十名提出
- 北海道留辺蘂町の地域給に関する請願
第五四四号 北海道常呂郡留辺蘂町 長 佐野準一郎提出
- 和歌山県勝浦町の地域給に関する請願
第五六〇号 和歌山県東牟婁郡勝浦町 長 岸正雄外十名提出

昭和二十七年三月二十五日 参議院會議録第二十四号(その二) 岩手県栗石川沿岸の土地改良事業国営に関する請願外四十六件

昭和二十七年三月二十五日 参議院會議第二十四号(その二) 岩手県界石川沿岸の土地改良事業関係に関する請願外四十六件

千葉県成田町の地域給に関する請願
第五七九号 千葉県印旛郡成田町長 飯倉文南外十名提出
千葉県姉崎町の地域給に関する請願
第五八〇号 千葉県市原郡姉崎町長 鈴木益次郎提出
鳥取県末恒村の地域給に関する請願
第五八一号 鳥取県高都末恒村国立鳥取療養所内 上田知二提出
大分県三電町の地域給に関する請願
第五九四号 大分県大野郡三重町長 首藤卓美外一名提出
大分県四日市町の地域給に関する請願
第五九五号 大分県宇佐郡四日市町役場内 渡辺功外二百五十四名提出
岐阜県大八賀村の地域給に関する請願
第五九九号 岐阜県大野郡大八賀村役場内 瀬之上市郎右エ門外二名提出
滋賀県八日市町地区の地域給に関する請願
第六六一号 滋賀県神崎郡八日市町長 山田治右衛門外三十九名提出
滋賀県八日市地区の寒冷地手当支給に関する請願
第六六二号 滋賀県神崎郡八日市町長 山田治右衛門外三十九名提出

室蘭市の地域給に関する請願
第六六七号 北海道室蘭市長 熊谷綾雄外一名提出
山口県徳山市の地域給に関する請願
第六七〇号 山口県徳山市市長 池清提出
埼玉県蕨町の地域給に関する請願
第六七七号 埼玉県北足立郡蕨町立西小学校内 増田正次郎外三百六十五名提出
富山県南山村信末地区の地域給に関する請願
第七〇〇号 富山県東礪波郡南山村信末五、九六三三提出
茨城県北陸管内 江川三三提出
右七七件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。
昭和二十七年二月二十七日
人事委員長 カニエ邦彦
参議院議長 佐藤 尚武
意見書案
栃木市の地域給に関する請願(第一号)
請願者 栃木市長 栃木理一外十六名
右の請願は、栃木市は、栃木県の南部に位置し、県南の行政、経済、および文化の中心都市である。また本市は、本県第一の地方事務所をはじめ官公署、学校、その他金融、報道機関および病院等が存在し、当市の生産品は見るべきものがなく、生活必需品は殆んど他より移入する状態である。当市の公務員の生活は困窮しているから、当市の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参

議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣 吉田茂
意見書案
北海道長万部町の地域給に関する請願(第二号)
請願者 北海道山越郡長万部町長 野崎作太郎外二名
右の請願は、長万部町は、北海道における鉄道交通の最重要地点にあつて、当町の産業別世帯数は、運輸通信関係戸数が全世帯数の約四分の一を占め、農業、漁業戸数ははるかにしのぎ、札幌、函館等と何ら変らぬ純消費地で公務員の生活は窮乏にあるから、長万部町の地域給を二級地に追加編入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣 吉田茂
意見書案
新潟市外三十二市町村の地域給に関する請願(第四六号)
請願者 新潟県知事 岡田正平外一名
右の請願は、現行の給與法改訂にあたり、勤務地手当が一律に五分引き下げられ、さらに五月十七日の人事院

勧告に基いて地域給の格付が実施されたが、新潟県においては、例外的あるいは特殊な地方実情が大きく、右決定は極めて不合理なものとなつてゐるから、本県の実情を再検討の上、新潟市外三十二市町村の地域給を改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣 吉田茂
意見書案
香川県多度津町の地域給に関する請願(第四七号)
請願者 香川県多度津郡多度津町長代理 木谷順平外二十五名
右の請願は、香川県多度津町の地域給は、一級地に指定されたが、同町の物価は、昨夏普通寺に警察予備隊が設置されて、諸物資の需要が増加したのと、米価電力等の値上げにより他地区に比較して急激に上昇の一途をたどつてゐる現状で俸給、給料のみに依存して生活してゐる公務員は寒暑の苦悩にあえぎながらようやく露命をつないでゐる現状であるから、同町の給地を格上げせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣 吉田茂
意見書案
新潟県津和野町に関する請願
請願者 奈良県生駒郡津和野町南郡山二九二沢井井井外九百九十三名(第四八号)
佐賀県杵島郡南有明村 九田弥八外四百四十名(第四九号)
熊本県北新井町一五五本庭源三外二千三百八十九名(第五〇号)
松江市母衣町一五島根県退職公務員連盟内 青山附外二千八百二十一名(第五二四号)
山梨県甲府市日向町 内藤信晴外三千三百二十八名(第五三四号)
宮崎市旭通二ノ七野辺政一外二千五百六十八名(第五四〇号)
和歌山市鳴神一、一八〇田畑静信外五千五百三十四名(第五四四号)
岩手県盛岡市大沢川原小路八八岩手県退職公務員連盟内 三田地勘治郎外八百八十五名(第五五七号)
鳥取市吉方町二一九森本直蔵外二千三百七十五名(第五三〇号)
福岡県白河市寺小路八退職公務員連盟内 河西白河支部内 木村鉄太郎外七百六十二名(第五八六号)

右の請願は、恩給は、公務員の忠実なる永年勤続に対する退職老後の国家保障であるから、社会情勢の推移と経済界の変動に即応して自動的に恩給権を保障される公正な新恩給法が制定され、新旧恩給の不均衡を急速に是正されるときに、地方公務員と国家公務員との一本化を具現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県高蔵寺町の地域給に関する請願(第五五号)

請願者 愛知県東春日井郡高蔵寺町長 水野愛二

右の請願は、愛知県高蔵寺町は、名古屋市内に十キロの位置にあつて、春日井市、瀬戸市に隣接し人口一万一千余、官公署、大会社、工場等多く市街地を形成し、物価は移入の関係上はなほ高く生活は極めて困難である。一方級地の関係は、春日井市、瀬戸市および守山町は本町を中心とする一群のプロックでありながらいづれも本町より一級地、不均衡を極めているから、これ等と同等の級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年三月二十五日 参議院会議録第二十四号(その二) 岩手県栗石川沿岸の土地改良事業国営に関する請願外四十六件

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県江田島町の地域給に関する請願(第五六号)

請願者 広島県安芸郡江田島町長 脇本泰一 外十七名

右の請願は、広島県江田島町においては、同じ町内に二級地と一級地の差別があるが、政治的、経済的にも何等差別のない実態にあり、一級地に指定されている地区には進駐軍の重要施設があり、これに勤務する労働者の労働調達上、大きな支障を起している上、人事交流上の困難は教育上に大きな障害となつてゐるから、すみやかに全町を二級地に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県片貝町の地域給に関する請願(第五七号)

請願者 千葉県山武郡片貝町役場内 大塚半治 外百四十八名

右の請願は、千葉県片貝町は、九十九里浜有数の漁業地、物価その他生活費は、県内においても市川、船橋、松戸等の各市に次ぐ高値を示しているから、同町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

なりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県戸田町の地域給に関する請願(第一六一号)

請願者 埼玉県北足立郡戸田町長 武内勇助 外四名

右の請願は、埼玉県戸田町は、東に川口市を控え、南は荒川を隔て、東京に接続しており、生活必需品および産業資源のすべてを東京より購入し、一方本町在住の勤労者は大部分が東京方面に勤務している等、経済的環境水準を東京都と同等にあり、物資は東京都より高い実情にあるから、東京都の衛星都市としての発展性および地理的交差の重要性を検討せられ、本町を少くとも地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県国東町の地域給に関する請願

請願者 大分県国東郡国東町本町一 大分県国東町全自治会連

参議院議院内 尾崎勇太郎外二名(第一二二号)

同(第五九六号)

右の請願は、国東町は大分県の東北部、国東半島の東岸中央に位置する同地方最大の市街地で、人口一万六千、公務員の数はわずかに五百余名に過ぎないが、物価が比較的高く、生活費のかさむことにおいて大分県屈指の土地であつて、当然地域給三級地乃至四級地の指定を受けるに充分な条件をもつものであるから、本町を三級地もしくは四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県陶町の地域給に関する請願(第一六三三号)

請願者 岐阜県惠那郡陶町長 加藤快三

右の請願は、本年五月の地域給支給区分に関する人事院の勧告によれば、岐阜県陶町は一級地となつてゐるが、当町は愛知県瀬戸市に優るとも劣らない陶器製造の盛んな町で、努力不足と生計費がいちじるしく高い特異的な町であるから、当町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県陶町の寒冷地手当に関する請願(第一六四号)

請願者 岐阜県惠那郡陶町長 加藤快三

右の請願は、岐阜県陶町は、海拔四百八十メートルの高地に位し、矢作川水系と庄内川水系の分水嶺にあるため、冬季においては寒風を直接に受け気温極めて低く、さきに二級地に指定された岩村町とは、平均気温において殆ど一度の差も見ないことと寒天製造が可能であつて養蚕飼育ができないこと等寒冷地としての特性が顕著であるから、同町の地域給を二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県柳川町の地域給に関する請願(第一七四号)

請願者 福岡県山門郡柳川町長 古賀慶蔵 外二十一名

右の請願は、福岡県柳川町は、久留米、大牟田両市の中間に位置し、三瀬、山門、三池郡の中心都市であり、従つて官公庁が極めて多く、こ

これらの人事交流は福岡、久留米等と密接に関連しているが、級地の格差がはなはだしいため、極めて困難な実情にあるから、交通機関の整備充実、物資交流の円滑化等によりほとんど大差ない北九州各町村の事情を考慮の上、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県千束村の地域給に関する請願(第一七五号)

請願者 福岡県上郡千束村大字千束九七 徳永昇外一名

右の請願は、福岡県上郡千束村は、同郡八屋町に隣接し、八屋町と行政区域も判明し難い状況であり、高等学校本校を千束村に、分校を八屋町に定められた程、政治的にも文化的にも同町と一体をなしているから、本町の地域給を同町並に引上げ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道釧路市の地域給に関する請願(第一八三号)

請願者 北海道釧路市郡外九名

意見書案

右の請願は、北海道釧路市は、十二月から五月までオホーツク海の流水と猛吹雪の影響を受け、純然たる消費地となり、生活上いちじるしい苦境に陥り、ひいては当町および当地方の開発、行政、教育の面に重大な支障をきたしているから、当町の地域給を道内諸都市に指定せられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道津別町の地域給に関する請願(第一八四号)

請願者 北海道網走郡津別町 勢渡達男

右の請願は、北海道津別町は、オホーツク海に面する斜面にあるため、十一月から四月までの半年間流水の影響を受け、生活に多量の燃料と衣類を要し、一方交通不便のため、生活物資は北見、網走の両市を上回っている実情であるから、同町地域給一割五分支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道常呂町の地域給に関する請願(第一八五号)

請願者 北海道常呂郡常呂町 政井三郎外十一名

右の請願は、北海道常呂町は、網走本線より分岐する湧網東線の終点にあり、さらにバスによつて北見市へ通じているため、同町の生活物資は常に網走、北見両市より移入され、経済的事情を全く同じくしているにもかかわらず、両市地域給が二級地に指定され、常呂町は地域給支給地に指定されていないため、同町在勤の公務員に極めて不利な結果となつて

いるから、同町を網走、北見両市なみの級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県栗本町の地域給に関する請願(第三七号)

請願者 宮城県栗本郡矢本町 長 大江直志次外八名

右の請願は、宮城県栗本地区は、仙台、塩釜、石巻等と同率の地域給支給地に指定されたが、当地区は国際空港の候補地として米軍が進駐しており、新開地ともいふべき当町への

他町村からの転入と進駐軍接客婦等のため、徒らに高価な家賃で住居を求め、主食は四隣都市並のやみ餌で、娯楽費日常必需品等は仙台、石巻に依存している関係上労働者の生活は一層困難な実情にあるから、地域給支給率を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県内日村の地域給に関する請願(第三八号)

請願者 山口県豊浦郡内日村 長 大田三郎外一名

右の請願は、山口県内日村は、下関市に隣接し、交通、経済、文化等同市と何等差違のない当村に地域給の支給がないのは不合理であるから、当村を都市周辺地域と同等の支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県古賀町の地域給に関する請願(第四一六号)

請願者 福岡県古賀郡古賀町 長 篠崎順一外十名(第二十七号)

右の請願は、福岡県古賀町は、二級地の地域給支給地に指定されたが、当町は福岡市に近接し、北九州地区との中間に位置し交通至便で鉄道、電車、バス等ふくそし、物価の高騰は福岡市ならびに北九州地区に匹敵し、物資によつてはむしろ福岡市の上位にあり、四級地および五級地に指定の福岡地域にまさるともおとらぬ実情であるから四級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと

請願者 長崎県下県郡厳原町 長 江口寛治外二十三名

右の請願は、長崎県厳原町は、九州の西南海上にある対馬の首都であるが、福岡市と密接な経済的関係を持ち、その上純然たる消費地であるため、同町在勤公務員の生活は、常に物価の高騰を受け、優秀な人材を迎え難い実情にあるから、同町の地理的条件その他の特殊性を勘案し、同町を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県古賀町の地域給に関する請願(第四一六号)

請願者 福岡県古賀郡古賀町 長 篠崎順一外十名(第二十七号)

右の請願は、福岡県古賀町は、二級地の地域給支給地に指定されたが、当町は福岡市に近接し、北九州地区との中間に位置し交通至便で鉄道、電車、バス等ふくそし、物価の高騰は福岡市ならびに北九州地区に匹敵し、物資によつてはむしろ福岡市の上位にあり、四級地および五級地に指定の福岡地域にまさるともおとらぬ実情であるから四級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県古賀町の地域給に関する請願(第四一六号)

請願者 福岡県古賀郡古賀町 長 篠崎順一外十名(第二十七号)

右の請願は、福岡県古賀町は、二級地の地域給支給地に指定されたが、当町は福岡市に近接し、北九州地区との中間に位置し交通至便で鉄道、電車、バス等ふくそし、物価の高騰は福岡市ならびに北九州地区に匹敵し、物資によつてはむしろ福岡市の上位にあり、四級地および五級地に指定の福岡地域にまさるともおとらぬ実情であるから四級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと

思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

新潟県古志郡の寒冷地手当に関する請願(十二通)(第三〇八号)

請願者 新潟県古志郡太田村 長 佐藤重外十一名

右の請願は、新潟県の中魚沼郡、南魚沼郡の全地域と中頸城郡、東頸城郡、北魚沼郡は数箇町村を除いた外は五級地の寒冷地手当支給地域に指定されたが、古志郡の山間地方太田村、東山村、竹沢村、東竹沢村、種芋原村、半蔵金村、西谷村、荷須村、中野俣村、入東谷村、東谷村、上塩谷村等は冷寒度の点においても五級地に指定された地域町村よりはるかに寒雪地帯であるから、当地方の実情に即した寒冷地手当支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

愛知県富田町の地域給に関する請願(第三三七号)

請願者 愛知県海部郡富田町役場内 兒玉俊平外百七名

右の請願は、愛知県富田町は、名古屋市内に面接し、交通、経済、産業等名古屋と密接な関係にあり、ことに生活水準は名古屋と類似の状態にあるにもかかわらず地域給に差があるため人事行政等はまことに憂慮すべき実情にあるから、当町を名古屋市郊外に準じて三、四級の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

長崎県小佐々町の地域給に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡小佐々町小佐々郵便局内 江口信行 外七名(第三三六号)

同(第六八九号)

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

右の請願は、長崎県小佐々町は、北松浦田地帯の中核部に位置し、生活必需品の割には他市町村に仰ぐ状況であつて物価もまた佐世保市以上の上昇を示しているにもかかわらず隣接他市町村との間に地域給の差があるため、本町に勤務する公務員はまことに不遇の地位にあるから、本町を乙地の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

愛知県富田町の地域給に関する請願(第三三七号)

請願者 愛知県海部郡富田町役場内 兒玉俊平外百七名

右の請願は、愛知県富田町は、名古屋市内に面接し、交通、経済、産業等名古屋と密接な関係にあり、ことに生活水準は名古屋と類似の状態にあるにもかかわらず地域給に差があるため人事行政等はまことに憂慮すべき実情にあるから、当町を名古屋市郊外に準じて三、四級の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

愛知県富田町の地域給に関する請願(第三三七号)

請願者 愛知県海部郡富田町役場内 兒玉俊平外百七名

右の請願は、愛知県富田町は、名古屋市内に面接し、交通、経済、産業等名古屋と密接な関係にあり、ことに生活水準は名古屋と類似の状態にあるにもかかわらず地域給に差があるため人事行政等はまことに憂慮すべき実情にあるから、当町を名古屋市郊外に準じて三、四級の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

愛知県富田町の地域給に関する請願(第三三七号)

請願者 愛知県海部郡富田町役場内 兒玉俊平外百七名

右の請願は、愛知県富田町は、名古屋市内に面接し、交通、経済、産業等名古屋と密接な関係にあり、ことに生活水準は名古屋と類似の状態にあるにもかかわらず地域給に差があるため人事行政等はまことに憂慮すべき実情にあるから、当町を名古屋市郊外に準じて三、四級の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

愛知県富田町の地域給に関する請願(第三三八号)

請願者 愛知県海部郡富田町 長 渡辺茂平外十名

右の請願は、先般の地域給支給地域指定に際し、愛知県富田町は、その地域より除外されたが、当町は三河湾に臨んで海陸交通の要地であり、物産の生産も多く、各種工場も盛業を極め耕地面積も少いため、消費物資は移入している実情にあつて物価は高騰の現況にあるから、当町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

愛知県南陽町の地域給に関する請願(第三三九号)

請願者 愛知県海部郡南陽町 長 坂野義信

右の請願は、愛知県南陽町は地域給一級地に指定されたが、過去一箇年間に当町と名古屋市の水陸交通その連絡が密になつたため、経済事情がともに高騰した状態であるから、当町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

愛知県弥富町の地域給に関する請願(第三四〇号)

請願者 愛知県海部郡弥富町 長 服部賢重

右の請願は、愛知県弥富町は、地域給一級地に指定されたが、過去一箇年間に当町と名古屋市の交通、運輸の面からも物資流入、文化の面からも密接になり諸物価はともに高騰しているから、当町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

愛知県弥富町の地域給に関する請願(第三四一号)

請願者 愛知県海部郡弥富町 長 村瀬輝二外四名

右の請願は、愛知県弥富町は、地域給一級地に指定されたが、過去一箇年に本町と名古屋市の交通、運輸等の連絡関係が密になつたため、経済事情が急激に高騰した状態であるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

愛知県平坂町の地域給に関する請願(第三四二号)

請願者 愛知県海部郡平坂町 長 石川勝一郎外八名

右の請願は、愛知県平坂町は、工業都市として発展し、また隣接の碧南市、西尾町とともに名古屋市の衛星都市としてその生活水準は大都市並に増高して住民の生活苦はとくに深刻の度を加えつつあり、とくに官公庁職員の窮乏は増大の一途をたどっているから、当町を少くとも地域給一割支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

愛知県一色町の地域給に関する請願(第三四三号)

請願者 愛知県海部郡一色町 長 鈴木三之介外七名

右の請願は、愛知県一色町は、水産物、農産物を県下各地に移出し、また製網織布の各工場が増設され隣接町村より職工の移住するものも多く、最近とくに経済力の発展を見るに至つたが、これらの価格は生産地高の

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

愛知県一色町の地域給に関する請願(第三四三号)

請願者 愛知県海部郡一色町 長 鈴木三之介外七名

右の請願は、愛知県一色町は、水産物、農産物を県下各地に移出し、また製網織布の各工場が増設され隣接町村より職工の移住するものも多く、最近とくに経済力の発展を見るに至つたが、これらの価格は生産地高の

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

愛知県一色町の地域給に関する請願(第三四三号)

請願者 愛知県海部郡一色町 長 鈴木三之介外七名

昭和二十七年三月二十五日 参議院會議録第二十四号(その二) 岩手県宇都宮沿岸の土地改良事業国営に関する請願外四十六件

三三〇

現象を示し原料の多くは名古屋市、

大阪方面に依存し、加うるに人口が多いため生活必需品の価格は非常に高値となつてゐるから、本町を西尾町と同様の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
愛知県大治村の地域給に関する請願(第三四四号)
請願者 愛知県海部郡大治村 長 加藤義重

右の請願は、愛知県大治村は、海部郡の東部庄内川を隔てて名古屋市内に接続し、交通、経済、産業等名古屋と密接な関係を有しており、ことに名古屋市内に匹敵する物価水準を示し、しかも名古屋市の他郡隣接町村は三級あるいは二級の地域給支給地に指定されているにもかかわらず、本村のみ一級地に指定されているのは不合理であるから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
山口県伊保庄村の地域給に関する請願(第三五〇号)
請願者 山口県熊毛郡伊保庄村 長 吉崎孝助外四十三名

右の請願は、山口県伊保庄村は、県下屈指の商業都市柳井町に隣接し、主食はもちろん米菜等も隣接村より供給されている状況であつて、その他の商品についても柳井町よりの仕入が大部分を占めているため、物価は柳井町より約二割高となつてゐるにもかかわらず地域給支給地域に編入されないのは不合理であるから当村を柳井町と同等の一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福岡県上郡の地域給に関する請願(第三六〇号)
請願者 福岡県上郡八屋町八屋吉郵便局内 久保義市外千七百一十一名

右の請願は、福岡県上郡の西部築上飛行場を中心とする築上村および八津田村一帯と東部八屋を中心とする一帯ならびに北九州工業地帯へ通ずる鉄道の沿線各町村は、経済情勢が急激に上昇しているため当郡在勤公務員の生活に重大な影響を與えているから、当郡の地域給支給率を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院

は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福岡県太宰府市の地域給に関する請願(第三六一号)
請願者 福岡県筑紫郡太宰府町 長 中村久二外七名

右の請願は、福岡県太宰府町は、福岡市に準じ二日市町、大野町、春日村、那珂町等と同一生活圏、同一社会集団に含まれ、一方全園的観光地郊外住宅地でありしかも生活物資の大部を福岡市、久留米市に依存している消費地であつて物価は非常に高いから、当町の地域給を少くとも隣接地二日市町および大野町と同等に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
群馬県伊勢崎市の地域給に関する請願(第三六二号)
請願者 群馬県伊勢崎市市長 大沢三郎外五十四名

右の請願は、伊勢崎市は、群馬県の平野部の中心に位し、阿毛線により高崎および小山經由、バス連絡により埼玉県本庄經由、および東武鉄道

浅草伊勢崎線の起点として、東京都の中心部より僅か二、三時間の至近距離にある上に、東京直通バス等も運行中であるため、生活必需品の価格は東京都以上の高値となつており前橋、高崎、桐生三市と何等差異はなく当市のみ一級地の地域給支給地に指定されているのは不合理であるから、是非とも二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
愛知県刈谷市の地域給に関する請願(第三六七号)
請願者 愛知県刈谷市議會議 長 杉浦興一郎

右の請願は、愛知県刈谷市は、戦後重要工業都市として急激な発展を遂げ、地代、家賃、食料品、被服等日常生活必需品の物価ならびに民間企業の労働賃金は上昇の一途をたどり、加えて主食、電気料金、新聞、運賃等の一齊値上りのはね返りは近接の名古屋市の物価に比べて差異がない実情であるから、当市の地域給級地を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
広島県大柿町の地域給に関する請願(第三七六号)
請願者 広島県佐伯郡大柿町 長 平野千太郎外十五名

右の請願は、広島県大柿町は、広島市の南方奥市の西方に位置する江田島、能美島九箇町村の政治的中心地として、また奥市の衛生町村として奥市と同一の経済圏内にあり、しかも生活必需品の大半を広島市、奥市に依存しているため物価は広島市、奥市と差異がなくむしろ一部のものは両市をしのぐ現状であるから、当町を奥市同様の二級地の地域給を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
長崎県南松浦郡の地域給に関する請願(第四一七号)
請願者 長崎県南松浦郡福江町 長 二宮口一郎

右の請願は、長崎県南松浦郡(五島列島)は、九州の最西端に位し、長崎市とは下五島福江町が百二十二、四キロ、中五島奈島尾町が七十キロ、上五島有川町と佐世保市は八十

キロ、上五島有川町と佐世保市は八十

キロ、上五島有川町と佐世保市は八十

キロ、上五島有川町と佐世保市は八十

キロ、上五島有川町と佐世保市は八十

キロ、上五島有川町と佐世保市は八十

キロ、上五島有川町と佐世保市は八十

キロ、上五島有川町と佐世保市は八十

キロ、上五島有川町と佐世保市は八十

昭和二十七年三月二十五日 参議院會議録第二十四号(その二) 岩手県栗石川沿岸の土地改良事業国営に関する請願外四十六件

三三三

発表によればそれぞれ二級地と発表され、当精華村は一級地として発表されたが、木津町および田辺町は当村の隣接地であり、その間に所在する当村とは文化度、生活度、交通関係等あらゆる点において共通性を持っていることは了解に苦しむものであるから、当村を木津町ならびに田辺町と同様地域給二級地として取り扱われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

京都府相模村外二箇村の地域給に関する請願(第五一五号)

請願者 京都府相模郡相模村

長 森村米吉外十名

右の請願は、京都府相模郡下の相模村、高麗村、上柏町の三箇町村は、京都、大阪、奈良三市に對し交通上至便の位置を占め、その往來もひん繁で生活水準も高く、生活費の高騰は尙前記諸都市と大差ない現状であるから、地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案
京都府栗田村の地域給に関する請願(第五一六号)

請願者 京都府栗田郡栗田村

長 神成字吉外八名

右の請願は、京都府栗田村は、舞鶴市および宮津町と全く同一條件にあるにもかかわらず、舞鶴市、宮津町が地域給支給地に指定され当村を指定対象外としていることは極めて不合理であつて、しかも文化水準、生活水準、物価指数等具体的に比較検討しても前市町を上回る現状であるから、当村をすみやかに地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

京都府加茂町の地域給に関する請願(第五一七号)

請願者 京都府相模郡加茂町

長 松田信三郎外二百四十六名

右の請願は、京都府加茂町は、木津町、奈良市に隣接し、歴史的に両市と密接な関係を持つていゝることに、最近においては、交通、経済、文化等の面において単一を形成しているといつても決して過言ではない状態であるから、当町を二級地の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

奈良県五條町の地域給に関する請願(第五四三号)

請願者 奈良県宇智郡五條町

長 小畑留吉外二十名

右の請願は、奈良県五條町は、地域給指定の際その特殊事情を認められ乙地として指定を受けていたのであるが、今回一級地としての指定を受け、本町在勤の公務員には、精神的、経済的に決定的な打撃を興へ、官公庁、学校の運営にも支障をきたしているから、是非とも同町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

北海道留邊蘂町の地域給に関する請願(第五四四号)

請願者 北海道留邊郡留邊蘂町

長 佐野準一郎

右の請願は、北海道留邊蘂町は、有名な東洋一の水銀採掘地であり、また本道有数の木材産出地であるため、近時人口の膨張につれて一般物価も高騰を続けており、在勤公務員

の生活を窮地におとし立てているから、本町をあらたに地域給支給地として追加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

和歌山県勝浦町の地域給に関する請願(第五六〇号)

請願者 和歌山県東牟婁郡勝浦町

長 岸正雄外十名

右の請願は、和歌山県勝浦町は、新宮市の門戸ともいわれ、水陸交通運輸の重要な位置を占めており、漁港としても紀南唯一の発展を示し、これに關通して商工業の発展もめざましく、その上最近における交通機関の充実と附近一帯の観光地開発に伴い、同町の生活程度はいちじるしい高さを示し、俸給生活者の家計に重大な影響をおよぼしているから、同町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

千葉県成田町の地域給に関する請願(第五七九号)

請願者 千葉県印旛郡成田町

長 飯倉文雨外十六名

右の請願は、千葉県成田町は、宗教により興隆してきた特殊な都市であり、古来より物価が高く、さらに朝鮮動乱を境として諸物価は高騰し、公務員の生活は困難を極めているから、伝えられる人事院の地域給補正勧告の際に、当町を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

千葉県印旛郡成田町は、市原郡五井町に次ぐ要地であり、またかつては避暑地として別荘等も数多く建てられ、平和郷として他市町村の羨望の的であつたが、終戦後これら有閑階級およびそ開者で生活の本拠を当町に置き、姉崎駅を通して通勤するもの、あるいは定業を失つてやみ屋と化したものが土地物産の大多数を京浜方面に移出し、これが当町の物価を異常につり上げる結果となつていゝるため、当町は地域給における二級地としての要件を充分具備しているから、当町を二級地の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

千葉県姉崎町の地域給に関する請願(第五八〇号)

請願者 千葉県市原郡姉崎町

長 鈴木益次郎

なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県末恒村の地域給に関する請願(第五八二号)

請願者 鳥取県高都末恒村国立結核療養所へ勤務する職員は、同村が鳥取市に隣接し、その経済事情は鳥取市と同一であるにかかわらず地域給支給地域の指定を受けていないため、差別的待遇を受ける結果となつてゐるから、同村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県末恒村の地域給に関する請願(第五八二号)

請願者 鳥取県高都末恒村国立結核療養所へ勤務する職員は、同村が鳥取市に隣接し、その経済事情は鳥取市と同一であるにかかわらず地域給支給地域の指定を受けていないため、差別的待遇を受ける結果となつてゐるから、同村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県三重町の地域給に関する請願(第五九四号)

請願者 大分県大野郡三重町長 首藤卓美外一名

右の請願は、大分県三重町は、昨年八月下旬県当局によつて行われた物価調査においても十二位であり、本町の物価が高いことは多くの人が認

めてゐるから、本町を地域給支給地として追加指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県四日市町の地域給に関する請願(第五九五号)

請願者 大分県宇佐郡四日市町役場内 渡辺功外二百五十四名

意見書案

右の請願は、大分県四日市町は、人口七千余、本県最大の穀倉宇佐平野の中心に位し、宇佐神宮、耶馬溪、別府等の観光路線を結ぶ交通上の中心的位置に在るが、ルース台風以来鉄道休止による交通費の値上げ等がわづわしいして各種物価が急激に高騰してゐるため、当地在勤公務員は困難な生活を余儀なくされてゐるから、本町の地域給を二級地に引上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県大八賀村の地域給に関する請願(第五九九号)

請願者 岐阜県大野郡大八賀村役場内 瀬之上市郎右二門外二名

意見書案

右の請願は、岐阜県大八賀村は高山市接続地域として高山市同等の勤務地手当を支給されるよう、昭和二十三年以来運動をつづけてきたが、今回本村地内の国立療養所、県立斐太高等学校、大八小学校の山口、三福寺分校に対し勤務地手当が支給されることになつたにもかかわらず、同一条件下にある本村役場、学校が除外されておき、誠に不合理と考えられるから、実態調査の上、すみやかに勤務地手当支給地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県八日市町地区の地域給に関する請願(第六六一号)

請願者 滋賀県神崎郡八日市町長 山田治右衛門外三十九名

意見書案

右の請願は、滋賀県八日市町地区は、大都市への通勤者が非常に多く、生活水準も大都市と同等であるところがなく、また消費生活面においても繊維製品をはじめとして一切の家庭用品、副食加工品等は京阪神に、魚介類は三重県に頼る外ないため、価格は京阪神より常に高いのが実状であり、さらに地理的特殊性は積雪量やその期間において彦根地方

と何等差異がなく、公務員の生活は窮乏を極めてゐるから、当町地区を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県八日市町地区の寒冷地手当支給に関する請願(第六六二号)

請願者 滋賀県神崎郡八日市町長 山田治右衛門外三十九名

意見書案

右の請願は、滋賀県八日市町を中心として御園村、市原村、玉緒村、中野村、建部村の一带は、湖東平野の東北部を占め、積雪寒冷地として衣食、薪炭等の費用がかさんで、家庭生活を脅してゐる現状で、現在寒冷地手当支給地に指定されてゐる永源寺村と何らそ色なく、むしろ薪炭等はかえつて永源寺村以上に困窮してゐるから、当町一帯を寒冷地手当支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県徳山市の地域給に関する請願(第六七〇号)

請願者 山口県徳山市市長 池清

意見書案

右の請願は、徳山市は、わが国でも有数の鉄鋼、ソーダ工業の中心地であるため、朝鮮動乱の影響を大きく受けて、各種物価の高騰はいちじるしく昨年七月のC.P.S.においても本市は山口市に次ぐ上昇率を示してゐるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

室蘭市の地域給に関する請願(第六六七号)

請願者 北海道室蘭市長 熊谷 鐵雄外一名

意見書案

右の請願は、室蘭市の人口十一万中、日本製鋼および富士製鉄の従業員と家族は、その六割を占め、本市の経済は大影響を與へ、給與ベースの高い工場従業員がその購買力によつて市価をつり上げる上、近辺は小農漁村で生産力少く生活物資は遠く他府県からの輸送にまたねばならぬため、生活費指数は札幌市を上回る実情であるから、現在の一割を改めて二割の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会

昭和二十七年三月二十五日 参議院會議録第二十四号(その二) 岩手県栗石川沿岸の土地改良事業国営に関する請願外四十六件

法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県蕨町の地域給に関する請願
(第六七七号)

請願者 埼玉県北足立郡蕨町立
西小学校内 増田正次郎外三
百六十五名

右の請願は、埼玉県蕨町は、京浜、東北線の沿線に属し、川口、浦和両市の中間にはさまれ、埼玉県唯一の人口密集地帯を形成しており、物産事情は、東京都と何等異なるところなく、野菜、日用品等は東京都から逆移入する状況下に置かれ、生活環境は川口、浦和両市に比し高率を示している現状であるから、蕨町を地域給四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富山県南山田村信末地区の地域給に関する請願(第七〇〇号)

請願者 富山県東礪波郡南山田村信末五、九六三国立療養所
北陸管内 江川三二

右の請願は、信末地区は、富山県の西南部に位する国立療養所北陸庄の所在地であつて、高岡市を距る三十

四キロのへき地であり、城端町へ四キロ、福光町へ六キロ、福野町へ九キロの地にあるが、これらの町は生活資料をすべて高岡、金沢両市よりの移入に依存し、当信末地区はこれらの町よりの移入に待つ状態であり、従つて物価も前記三町はもち論高岡市よりもはるかに高価なため、当地区在勤の公務員は生活に追われ、他地方への転出、転勤を希望する者が続出してゐるから、本地区の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

人事委員会請願審査報告書第二号

一議院の會議に付するを要するもの。

第六〇九号 北海道公務員の石炭手当追加支給に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年二月二十八日

人事委員長 カニエ邦彦
参議院議長佐藤尚武殿

人事委員会請願特別報告書第二号
北海道公務員の石炭手当追加支給に関する請願

第六〇九号 北海道札幌市北入
道地区大学教職員組合協議会
内 豊田久馬彦提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年二月二十七日

人事委員長 カニエ邦彦
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

北海道公務員の石炭手当追加支給に関する請願(第六〇九号)

請願者 北海道札幌市北入道西
五丁目北大事務局内 北海道
地区大学教職員組合協議会
内 豊田久馬彦

右の請願は、冬期間における北海道の生活は、熱生活の確立にあるが、昨年度公務員に支給された石炭手当は、僅か二トンの石炭代にしか当らず、北海道の公務員は、現在不足石炭を如何にして入手するかに苦悩しており、貯炭量の減少とともに生活不安は深刻化してゐるから、石炭手当一トンを追加支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

人事委員会請願審査報告書第一号

一議院の會議に付するを要するもの。

第一八号、第二〇四号 新恩給
法制定等に関する陳情

第八一号 静岡県袋井町の地域給に関する陳情

第八二号 広島県大柿町の地域給に関する陳情

第一四六号 長崎県小佐々町の地域給に関する陳情

第一六九号 愛知県刈谷市の地域給に関する陳情

第二四四号 静岡県清水村の地域給に関する陳情

第二九五号 北海道登別温泉町の地域給に関する陳情

第三一七号 教育公務員給与準則に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年二月二十七日

人事委員長 カニエ邦彦
参議院議長佐藤尚武殿

人事委員会陳情特別報告第一号
新恩給法制定等に関する陳情

第一八号 佐賀県南松浦郡伊万里町重村 原田徳之助外百五十五名提出

第二〇四号 高知県安芸郡田野町四、一六七 入交彬外十二名提出

静岡県袋井町の地域給に関する陳情

第八一号 静岡県磐田郡袋井町長 戸倉亮輔提出

広島県大柿町の地域給に関する陳情

第八二号 広島県佐伯郡大柿町役場内 平野千太郎外十四名提出

長崎県小佐々町の地域給に関する陳情

第一四六号 長崎県北松浦郡小佐々町長 山口房吉外七名提出

愛知県刈谷市の地域給に関する陳情

第一六九号 愛知県刈谷市役所内 鈴木幸衛提出

静岡県清水村の地域給に関する陳情

第二四四号 静岡県駿東郡清水村長 梅田信吾提出

北海道登別温泉町の地域給に関する陳情

第二九五号 北海道札幌市登別温泉町全日本国立医療労働組合登別支部内 柳松之進提出

教育公務員給与準則に関する陳情

第三一七号 青森市立野脇中学校内青森県中学校長会内 中道武雄提出

右九件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年二月二十七日

人事委員長 カニエ邦彦
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

新恩給法制定等に関する陳情(第一八号)(第二〇四号)

陳情者 佐賀県南松浦郡伊万里町重村 原田徳之助外百五十五名

陳情者 高知県安芸郡田野町四、一六七 入交彬外十二名

右の陳情は恩給受給者の恩給は、再三追増を見たが、いまだ不均衡の実情にあるから、(一)現職者の給與ベース改訂に伴い、恩給のスライドアップ、(二)新恩給の早急実施、(三)恩給の不均衡是正、(四)国家公務員

と地方公務員の恩給の一本化等、すみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これを實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年一月一日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

静岡県袋井町の地域給に関する陳情(第八一號)

陳情者 静岡県磐田郡袋井町 長 戸倉榮爾

右の陳情は静岡県磐田郡は、磐田郡の東部に位置する同地方の中心地として、交通発達し、諸種の官公庁が集中しているばかりでなく、遊藝地としても発展しているため、諸物価が高く、町内勤の公務員は生活上いちじるしい苦境にあていであるから、同町は地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これを實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年一月一日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

広島県大柿町の地域給に関する陳情(第八二號)

陳情者 広島県佐伯郡大柿町役場内 平野千太郎外十四名

右の陳情は広島県大柿町は、江田島、能美島九箇町村の政治的中心地であつて、一面呉市の衛生都市として

重要な位置にあるが、農耕面積が少く、自給自足できない消費地である。しかるに終戦後は呉市所在の軍需工場関係者が多数本町に滞在したため、生活物資の大半を広島、呉の両市に依存する結果となり、物価は高騰を極め、一部物価は両市をしのぐ現状にあるから、当町の地域給地を呉市などの二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これを實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年一月一日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

長崎県小佐々町の地域給に関する陳情(第一四六號)

陳情者 長崎県北松浦郡小佐々町長 山口房吉外七名

右の陳情は長崎県小佐々町は北松浦田地帯の中核部に位置し、石炭の生産ばかりでなく北松浦田唯一の産粘結炭積出港の浦を擁し、東南は佐世保市佐々町、西北部は鹿町江迎町に接する人口一万六千人を有する大消費地であつて、物価は佐世保市以上の高騰を示し、また本町を包囲する各市町村は地域給指定地となり、本町のみ取り残されている現状で公務員はまことに不遇の地位にあるから、近接各市町村同様の地域給を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これを實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年一月一日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

静岡県清水村の地域給に関する陳情(第一九四號)

陳情者 静岡県駿東郡清水村 長 梅田信吾

右の陳情は静岡県清水村は、沼津市、三島市の中間に位置し両市から地域編入の勧誘を受けたこともあり、地理的形態、生活様式からみても両市と不離の關係にあつて、生活物資等も両市より購入して物価指数は両市と少しも異なることなく、公務

昭和二十七年一月一日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

愛知県刈谷市の地域給に関する陳情(第一六九號)

陳情者 愛知県刈谷市役所内 鈴木幸衛

右の陳情は愛知県刈谷市は、戦後重要工業都市として急激な発展を遂げ、地代、家賃、食料品、被服等日常生活必需品の物価ならびに民間企業の労働賃金は上昇の一途をたどり、加えて主食、電気料金、新聞運賃等の一齊値上りのはね返りは近接の名古屋市の物価に比べて差異がない実情であるから、当市の地域給地を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これを實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年一月一日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

北海道登別温泉町の地域給に関する陳情(第二九五號)

陳情者 北海道札幌市登別温泉町全日本国立医療労働組合登別支部内 柳松之進

右の陳情は登別温泉町は、室蘭線登別駅より約七、五キロの山間に位置し、隣接都市とも隔つてゐるため、諸物価が高く、その上登別温泉町が非生産地であるため、生活物資を他地域より移入しなければならず、町内勤公務員の生活は深刻化しているから、登別温泉町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これを實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年一月一日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

静岡県清水村の地域給に関する陳情(第一九四號)

陳情者 静岡県駿東郡清水村 長 梅田信吾

右の陳情は静岡県清水村は、沼津市、三島市の中間に位置し両市から地域編入の勧誘を受けたこともあり、地理的形態、生活様式からみても両市と不離の關係にあつて、生活物資等も両市より購入して物価指数は両市と少しも異なることなく、公務

員の生活の窮状はもろ論、人事交流上にも大支障があるから、すみやかに地域給追加指定を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これを實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年一月一日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

北海道登別温泉町の地域給に関する陳情(第二九五號)

陳情者 北海道札幌市登別温泉町全日本国立医療労働組合登別支部内 柳松之進

右の陳情は登別温泉町は、室蘭線登別駅より約七、五キロの山間に位置し、隣接都市とも隔つてゐるため、諸物価が高く、その上登別温泉町が非生産地であるため、生活物資を他地域より移入しなければならず、町内勤公務員の生活は深刻化しているから、登別温泉町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これを實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年一月一日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

静岡県清水村の地域給に関する陳情(第一九四號)

陳情者 静岡県駿東郡清水村 長 梅田信吾

右の陳情は静岡県清水村は、沼津市、三島市の中間に位置し両市から地域編入の勧誘を受けたこともあり、地理的形態、生活様式からみても両市と不離の關係にあつて、生活物資等も両市より購入して物価指数は両市と少しも異なることなく、公務

昭和二十七年一月一日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

教育公務員給與準則に関する陳情(第三二七號)

陳情者 青森市大字浦町字野脇

六ノ一青森市立野脇中学校内 青森県中学校長会内 中道武雄

右の陳情は聞くところによれば、今回教育公務員給與準則が人事院において立案され、今期国会に提出されることであるが、小学校、中学校長の最高給與額と高等中学校長の最高給與額とを差別した職域による差別待遇が本案に採り入れられる場合は、新学制にもれた精神を害する結果となるから、公正なる立場から本案を審議せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これを實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年一月一日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

参議院會議録第十八号正誤

頁段行 誤 正
三〇一 三 発効を期に 発効を機に
三〇二 三 かななか かななか
三〇三 一 寛大な 莫大な
三〇四 二 首相に 首相は
三〇五 六 アメリカの アメリカの
三八三 三 なければなら なければなら
三三三 二 予備隊作業 予備作業班
三三三 三 臨んで 臨んだ

参議院會議録第三号正誤
頁段行 誤 正
三七 三 需力源 電力源

昭和二十七年三月二十五日 参議院會議録第二十四号(その二)

三三六

昭和二十七年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部

十 円

(送料別)

発行所

東京郵政区市会本町一五
電話 印刷 刷 行
東京一九〇〇官報